

塩竈市地域防災計画

資料編

(第1編 地震災害対策資料編)

(第2編 津波災害対策資料編)

(第3編 風水害等災害対策資料編)

令和5年3月

塩竈市防災会議

目次

第1編 地震災害対策編資料	- 1 -
地震編資料1 総則に関する資料	- 1 -
地震編資料1-1 塩竈市防災会議条例	- 1 -
地震編資料1-2 塩竈市防災会議規則	- 3 -
地震編資料1-3 塩竈市防災会議	- 5 -
地震編資料1-4 塩竈市災害対策本部条例	- 6 -
地震編資料1-5 塩竈市災害対策本部運営要綱	- 7 -
地震編資料1-6 塩竈市災害対策本部組織（別表第1 第2条、第6条関係）	- 14 -
地震編資料1-7 各災対部の構成（別表第2 第10条関係）	- 15 -
地震編資料1-8 災対部事務分掌表（別表第3 第10条関係）	- 18 -
地震編資料1-9 非常配備体制区分（別表第4 第12条関係）	- 22 -
地震編資料1-10 非常配備体制区分（別表第5 第12条関係）	- 23 -
地震編資料1-11 非常配備体制区分（別表第6 第26条関係）	- 25 -
地震編資料2 地震環境に関する資料	- 30 -
地震編資料2-1 塩竈市の地形区分図（土地条件図 国土交通省より編纂）	- 30 -
地震編資料2-2 塩竈市の地質分布図（土地分類基本調査図 国土庁 より編纂）	- 31 -
地震編資料2-3 塩竈市の地盤分類図（土地分類基本調査図 国土庁 より編纂）	- 32 -
地震編資料2-4 塩竈市の震度分布図	- 33 -
地震編資料2-5 塩竈市の液状化危険度	- 37 -
地震編資料3 既往災害	- 41 -
地震編資料3-1 塩竈市における主な既往災害	- 41 -
地震編資料4 社会環境等に関する資料	- 42 -
地震編資料4-1 塩竈市主要道路網図	- 42 -
地震編資料4-2 塩竈市建物密集危険区域及び過去10年間火災発生箇所図	- 43 -
地震編資料4-3 塩竈市都市公園	- 44 -
地震編資料4-4 塩竈市下水道網	- 46 -
地震編資料4-5 塩竈市防災行政無線（同報系）システム	- 48 -
地震編資料4-6 防災ヘリコプター場外離着場位置図	- 65 -
地震編資料5 市町村相互応援協定等に関する資料	- 66 -
地震編資料5-1 消防応援協定書	- 67 -
地震編資料5-2 宮城「館」防災に関する相互応援協定	- 69 -
地震編資料5-3 災害時における相互協力に関する覚書	- 72 -
地震編資料5-4 災害時における応急用燃料の供給に関する覚書	- 74 -
地震編資料5-5 災害時における宮城県市町村相互応援協定書	- 76 -
地震編資料5-6 災害時における相互応援に関する協定書	- 79 -
地震編資料5-7 災害時における相互応援に関する協定	- 81 -
地震編資料5-8 災害時における相互応援に関する協定	- 92 -

地震編資料 5－9	災害時における相互応援に関する協定	- 96 -
地震編資料 5－10	災害時における相互応援に関する協定	- 100 -
地震編資料 5－11	災害時における相互応援に関する協定	- 103 -
地震編資料 5－12	災害時における相互応援に関する協定	- 106 -
地震編資料 5－13	災害時における相互応援に関する協定	- 110 -
地震編資料 5－14	災害時における相互応援に関する協定	- 114 -
地震編資料 6	災害時における業務協力に関する資料	- 120 -
地震編資料 6－1	災害時における業務協力に関する協定	- 121 -
地震編資料 6－2	災害時における業務協力に関する協定	- 122 -
地震編資料 6－3	大規模地震時における避難所応急危険度判定に関する協定	- 123 -
地震編資料 6－4	緊急時における災害放送等に関する協定書	- 125 -
地震編資料 6－5	災害時における応急復旧活動等に関する協定	- 128 -
地震編資料 6－6	大規模災害時における応急対策業務に関する協定	- 135 -
地震編資料 6－7	電力設備災害復旧に関する協定	- 140 -
地震編資料 6－8	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	- 152 -
地震編資料 6－9	退職者災害時給水支援協定	- 159 -
地震編資料 6－10	緊急時における災害放送等に関する協定	- 162 -
地震編資料 6－11	災害時における L P ガスの供給等に関する協定	- 166 -
地震編資料 6－12	災害に係る情報発信等に関する協定	- 169 -
地震編資料 6－13	大規模災害時における応急対策業務に関する協定	- 171 -
地震編資料 7	避難に関する協定資料	- 180 -
地震編資料 7－1	災害発生時の一時避難場所に関する覚書	- 182 -
地震編資料 7－2	災害発生時の一時避難場所に関する協定	- 183 -
地震編資料 7－3	災害発生時の一時避難場所に関する協定書	- 185 -
地震編資料 7－4	災害発生時等の一時避難場所に関する協定	- 187 -
地震編資料 7－5	災害発生時等の一時避難場所に関する覚書	- 191 -
地震編資料 7－6	災害時における施設利用に関する協定書	- 193 -
地震編資料 7－7	災害時における施設利用に関する協定書	- 196 -
地震編資料 7－8	災害発生時における 2 次避難所（福祉避難所）施設利用に関する協定	- 199 -
地震編資料 7－9	災害時における 2 次避難所（福祉避難所）施設利用に関する協定	- 207 -
地震編資料 7－10	災害時における県立学校の避難所利用に関する基本協定	- 210 -
地震編資料 7－11	災害時における宮城県塩釜高等学校校舎等の避難所利用等についての覚書	- 214 -
地震編資料 7－12	災害時における 2 次避難所（福祉避難所）施設利用に関する協定	- 220 -
地震編資料 7－12	災害時における 2 次避難所（福祉避難所）施設利用に関する協定	- 224 -
地震編資料 7－12	災害時における 2 次避難所（福祉避難所）施設利用に関する協定	- 228 -
地震編資料 7－15	災害時における 2 次避難所（福祉避難所）施設利用に関する協定	- 232 -
地震編資料 7－13	災害時における 2 次避難所（福祉避難所）施設利用に関する協定	- 236 -
地震編資料 7－13	災害時における 2 次避難所（福祉避難所）施設利用に関する協定	- 240 -
地震編資料 7－14	原子力災害時における住民の広域避難に関する協定	- 244 -

地震編資料 8 生活物資等協定に関する資料.....	- 248 -
地震編資料 8-1 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書	- 249 -
地震編資料 8-2 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	- 254 -
地震編資料 8-3 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	- 260 -
地震編資料 8-4 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	- 266 -
地震編資料 8-5 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	- 273 -
地震編資料 8-6 災害時等における物資供給に関する協定	- 279 -
地震編資料 9 災害時の医療救護活動に関する協定資料.....	- 283 -
地震編資料 9-1 災害時の医療救護活動に関する協定	- 283 -
地震編資料 10 災害時の情報交換に関する協定資料	- 291 -
地震編資料 10-1 災害時の情報交換に関する協定	- 291 -
地震編資料 11 災害時における応急生活物資の配達等に関する協定資料	- 292 -
地震編資料 11-1 災害時における応急生活物資の配達等に関する協定	- 293 -
地震編資料 11-2 災害時における緊急物資の輸送に関する協定	- 297 -
地震編資料 12 消防水利等に関する資料.....	- 313 -
地震編資料 12-1 塩竈市防火水槽一覧表	- 313 -
地震編資料 12-2 塩竈市防火水槽位置図	- 316 -
地震編資料 13 避難所等に関する資料.....	- 317 -
地震編資料 13-1 指定緊急避難場所、指定避難所	- 317 -
地震編資料 13-2 塩竈市指定緊急避難場所、指定避難所位置図	- 320 -
地震編資料 14 応急給水に関する資料.....	- 321 -
地震編資料 14-1 応急給水ポイント一覧	- 321 -
地震編資料 14-2 応急給水ポイント位置図	- 322 -
地震編資料 15 避難行動要支援者に関する資料	- 323 -
地震編資料 15-1 地区別人口と避難行動要支援者数一覧表	- 323 -
地震編資料 15-2 地区別人口と避難行動要支援者数分布図	- 324 -
地震編資料 16 避難行動要支援者施設等に関する資料.....	- 325 -
地震編資料 16-1 幼稚園、保育園等施設一覧表	- 325 -
地震編資料 16-2 老人福祉施設等一覧表	- 326 -
地震編資料 16-3 幼稚園、保育園等施設位置図	- 329 -
地震編資料 16-4 老人福祉施設等位置図	- 330 -
地震編資料 16-5 塩竈市内介護保険サービス事業所一覧	- 331 -
地震編資料 17 被害状況報告要領に関する資料	- 334 -
地震編資料 17-1 市町村被害状況報告要領	- 334 -
地震編資料 17-2 市町村被害状況報告要領 別紙様式第1号（その1）	- 336 -
地震編資料 17-3 市町村被害状況報告要領 別紙様式第1号（その2）	- 337 -
地震編資料 18 災害時優先電話に関する資料	- 338 -
地震編資料 18-1 災害時優先電話	- 338 -
地震編資料 19 災害救助の種類等に関する資料	- 339 -

地震編資料 19－1 救助の種類一覧表.....	- 339 -
地震編資料 19－2 災害救助法による実費弁償の限度（第 13 条関係）.....	- 343 -
地震編資料 20 自衛隊の災害派遣に関する資料.....	- 344 -
地震編資料 20－1 自衛隊の災害派遣要請書 別紙様式 1	- 344 -
地震編資料 20－2 自衛隊の災害派遣要請書 別紙様式 2	- 345 -
第2編 津波災害対策編資料.....	- 346 -
津波編資料 1 海岸保全施設に関する資料	- 348 -
津波編資料 1－1 海岸保全施設（陸閘）一覧表（塩竈市内） その 1	- 348 -
津波編資料 1－1 海岸保全施設（陸閘）一覧表（塩竈市内） その 2	- 349 -
津波編資料 1－2 海岸保全施設（陸閘）位置図	- 350 -
津波編資料 2 避難路に関する資料	- 351 -
津波編資料 2－1 津波避難ルート一覧表	- 351 -
津波編資料 2－2 津波避難ルート明示図	- 352 -
津波編資料 3 津波防災拠点施設整備計画に関する資料	- 353 -
津波編資料 3－1 津波防災拠点施設整備計画	- 353 -
津波編資料 3－2 津波防災拠点施設整備計画位置図	- 354 -
第3編 風水害等災害対策編資料.....	- 355 -
風水害編資料 1 土砂災害に関する資料	- 357 -
風水害編資料 1－1 急傾斜地崩壊危険箇所一覧表	- 357 -
風水害編資料 1－2 土石流危険渓流一覧表	- 358 -
風水害編資料 1－3 山腹崩壊危険地区一覧表	- 358 -
風水害編資料 1－4 土砂災害危険個所位置図（急傾斜、土石流）	- 359 -
風水害編資料 1－5 土砂災害警戒区域等一覧表	- 360 -
風水害編資料 1－6 土砂災害警戒区域等位置図（急傾斜、土石流）	- 363 -
風水害編資料 2 河川、既往水害に関する資料	- 364 -
風水害編資料 3 既往高潮浸水区域に関する資料	- 365 -

第1編 地震災害対策編資料

地震編資料1 総則に関する資料

地震編資料1-1 塩竈市防災会議条例

昭和38年3月25日

条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、塩竈市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。(平12条例13・一部改正)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 塩竈市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて塩竈市(以下「市」という。)の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号の重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(平24条例31・一部改正)

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 市の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (2) 市を警備区域とする陸上自衛隊の部隊又は機関の長
 - (3) 宮城県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (4) 宮城県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
 - (5) 市の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (6) 市の教育長
 - (7) 塩釜地区消防事務組合消防長及び消防団長
 - (8) 市長がその部内の職員のうちから任命する者
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者
 - (10) 前各号に掲げる者のほか、防災に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する者
- 6 委員の定数は、40人以内とする。
- 7 第5項第5号、第9号及び第10号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(昭45条例12・平24条例31・一部改正)

第1編 地震災害対策編資料

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、宮城県の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員、学識経験のある者又は市の職員のうちから市長が委嘱又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に付属して定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附則(昭和45年4月条例第12号)

この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

附則(平成12年3月条例第13号)抄

(施行規則)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附則(平成24年9月条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

地震編資料1－2 塩竈市防災会議規則

昭和38年8月31日
規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、塩竈市防災会議条例(昭和38年条例第2号。以下「条例」という。)第5条の規定に基づき、条例に定めるもののほか、塩竈市防災会議(以下「防災会議」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(昭57規則23・一部改正)

(会議の招集)

第2条 防災会議の招集は、会長が会議開催の5日前までに開催日時、開催場所及び議事事項を示して委員に通知して行うものとする。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

2 委員は、病気その他の理由により会議に出席できないときは、あらかじめ会長に届け出なければならぬ。

(会議成立及び運営)

第3条 会議は、出席委員の数にかかわらず開くことができる。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 議事は、議長の定める日程に従ってこれを行う。
- 4 委員は、議事日程につき意見を出すことができる。

(会議録)

第4条 防災会議に関する次の事項は、会議録に記載しなければならない。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 出席委員及び欠席委員の氏名
- (3) 説明等のため出席した者の氏名
- (4) 諸報告の大要
- (5) 議事の大要
- (6) その他会議において必要と認める事項

(会議録署名委員)

第5条 会議録に署名すべき委員は2人とし、議長がこれを指名する。

2 前項の委員で会議中に退席した者があるときは、更に後任者を指名しなければならない。

(庶務)

第6条 防災会議の庶務は、塩竈市総務部危機管理課において掌るものとする。

(平8規則11・平14規則25・平23規則61・令4規則30・一部改正)

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(昭57規則23・一部改正)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(昭57規則23・一部改正)

第1編 地震災害対策編資料

附 則(昭和 57 年 3 月規則第 23 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 8 年 3 月規則第 11 号)

この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年 4 月規則第 25 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 23 年 6 月規則第 61 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和 4 年 4 月規則第 30 号)

この規則は、公布の日から施行する。

地震編資料1－3 塩竈市防災会議

塩竈市防災会議委員

	機関名	委員職名	委員氏名
1	塩竈市	市長	佐藤 光樹
指定地方行政機関(2名)			
2	宮城海上保安部	部長	安尾 博志
3	国土交通省東北地方整備局 仙台河川国道事務所	所長	田中 誠柳
陸上自衛隊(1名)			
4	陸上自衛隊多賀城駐屯地 第22即応機動連隊	連隊長	中本 能久
学識経験者(1名)			
5	東北大大学災害科学国際研究所	准教授	佐藤 翔輔
宮城県職員(4名)			
6	宮城県仙台地方振興事務所	所長	松田 茂
7	宮城県仙台保健福祉事務所	所長	泉 洋一
8	宮城県仙台塩釜港湾事務所	所長	小野 潤哉
9	宮城県仙台土木事務所	所長	籠目 勇一
宮城県警察官(1名)			
10	宮城県塩釜警察署	署長	内海 雅晴
指定(地方)公共機関等(4名)			
11	(社)宮城県塩釜医師会	会長	赤石 隆
12	東日本電信電話(株) 宮城事業部宮城支店設備部	部長	水田 宗徳
13	東北電力ネットワーク(株) 塩釜電力センター	所長	近藤 大輔
14	塩釜ガス(株)	常務取締役	鈴木 進
消防事務組合消防長・消防団長(3名)			
15	塩釜地区消防事務組合	消防長	小野 秀一
16	塩竈市塩竈消防団	団長	鈴木 上二
17	塩竈市浦戸消防団	団長	鈴木 武
自主防災組織や学識経験者、ボランティア、NPO、女性、高齢者障がい者の団体等(6名)			
18	塩竈市自主防災組織連絡協議会	会長	榊原 久康
19	塩竈市北部地区町内会連絡協議会	会長	遠藤 一正
20	塩竈市浦戸振興推進協議会	会長	島津 功
21	塩竈市社会福祉協議会 北浜保育園	園長	前田 美紀
22	塩釜市民生委員児童委員協議会	南部地区会長	板宮 愛子
防災に関する識見を有する者(2名)			
23	宮城ケーブルテレビ(株)	常務取締役	加藤 雄一
24	エフエムベイエリア(株)	代表取締役	横田 善光
市教育長(1名)			
25	塩竈市教育委員会	教育長	吉木 修
市長が任命する市職員(5名)			
26	塩竈市	副市長	佐藤 靖
27	総務部	部長	佐藤 俊幸
28	福祉子ども未来部	部長	草野 弘一
29	産業建設部	部長	星 和彦
30	上下水道部	部長	荒井 敏明

※任期付きの委員については塩竈市防災会議条例第3条第7項の規定により2年と定められている。

地震編資料 1－4 塩竈市災害対策本部条例

昭和 38 年 9 月 30 日

条例第 19 号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、塩竈市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(平 8 条例 1・平 24 条例 31・一部改正)

(組織)

第2条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員及びその他の職員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 本部長は、必要があると認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員その他の職員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長が指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(昭 57 条例 10・一部改正)

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(平 8 条例 1・追加)

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

(平 8 条例 1・旧第 4 条繰下)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 57 年 3 月条例第 10 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 8 年 3 月条例第 1 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 9 月条例第 31 号)

この条例は、公布の日から施行する。

地震編資料1－5 塩竈市災害対策本部運営要綱

平成16年6月1日

府訓第7号

(趣旨)

第1条 この要綱は、塩竈市災害対策本部条例(昭和38年条例第19号。以下「災対条例」という。)

第5条の規定に基づき、塩竈市災害対策本部(以下「災対本部」という。)の運営に関し、必要な事項を定める。

(災対本部の設置及び廃止)

第2条 市長は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、災対本部を設置し、非常配備体制の指令を発する。

2 災対本部は、別表第1により編成する。

3 災対本部の非常配備体制は、第13条に定めるとおりとする。

4 市長は、災害が発生するおそれがなくなった場合、又は災害応急活動が完了したときは、災対本部を廃止するとともに、非常配備体制解除の指令を発する。

(災対本部設置の基準)

第3条 前条第1項の規定による災対本部の設置は、次に掲げる基準による。

(1) 気象庁の観測において、市域が震度5弱以上の地震と発表されたとき。

(2) 気象庁予報警報規定(昭和28年運輸省告示第63号)別表第2の宮城県津波予報区(以下「宮城县」という。)に津波警報が発表されたとき。

(3) 気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づく注意報又は警報が発表され、災対本部の設置を必要と認めたとき。

(4) 大規模な火災、爆発等による災害が発生し、総合的な対策を必要と認めたとき。

(5) その他災害の状況により市長が必要と認めたとき。

(災対本部の位置)

第4条 災対本部は原則として塩竈市役所本庁舎に設置し、災害対策本部長が総括する。ただし、災害の種類及び規模により必要と認めたときは、災害対策本部長が指定する場所に設置するものとする。

(災対本部の所掌事項)

第5条 災対本部は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 災対本部の非常配備体制及び廃止の決定に関する事項。

(2) 災害情報の収集及び伝達に関する事項。

(3) 避難指示に関する事項。

(4) 避難所の開設及び閉鎖に関する事項。

(5) 国、県及び関係機関との連絡調整に関する事項。

(6) 他市町間との相互応援並びに自衛隊及び公共団体等に対する応援要請に関する事項。

(7) 現地災害対策本部に関する事項。

(8) 前各号に掲げるもののほか、災害対策に関する事項。

(令3府訓55・一部改正)

第1編 地震災害対策編資料

(災対本部の構成)

第6条 災対本部は、次の者をもって構成し、別表第1に掲げる者をもって充てる。

- (1) 災害対策本部長(以下「本部長」という。)
- (2) 災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)
- (3) 災害対策本部員(以下「本部員」という。)
- (4) 災害対策本部連絡室員

(災害対策本部連絡室の設置及び所掌事項)

第7条 災対本部に災害対策本部連絡室(以下「本部連絡室」という。)を設け、本部連絡室長、本部連絡室長補佐、本部連絡室員及び本部連絡員を置き、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 災対本部運営及び第9条に規定する各災対部の総合調整に関すること。
 - (2) 本部長又は副本部長の指示等の伝達に関すること。
 - (3) 関係機関及び協力機関に対する連絡調整並びに協力要請に関すること。
 - (4) 被害及び災害対策活動の情報に係る資料の収集・報告に関すること。
 - (5) その他本部連絡室長が必要と認める事項。
- 2 本部連絡室長は、本部長の命を受け本部連絡室の事務を掌理する。
- 3 本部連絡室長補佐は、本部連絡室長を補佐し本部連絡室長に事故ある時はその職務を代理する。
- 4 本部連絡室員は、上司の命を受け本部連絡室の事務に従事する。
- 5 本部連絡員は、本部連絡室長の命を受け各災対部相互の連絡調整並びに各種情報の収集に従事する。

(本部員会議の設置)

第8条 第5条に定める所掌事項を協議決定し、その推進を図るため災対本部に本部員会議を置く。

- 2 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、本部長が召集する。
- 3 本部員は、災害応急対策に関し本部員会議に付議する必要があると認める場合は、資料を提示し、本部長に本部員会議の開催を求めることができる。
- 4 本部員が本部員会議に出席する場合は、必要によりそれぞれの所掌事項に関する次に掲げる災害対策資料を提出しなければならない。
 - (1) 災害及び被害の状況
 - (2) 応急活動及び措置内容
 - (3) 住民及び関係機関等に対する指導又は連絡調整事項
 - (4) 今後の応急対策及び復旧対策
 - (5) その他本部長の指示する事項
- 5 本部員は、必要によりその所属職員を会議に出席させることができる。

(部の設置)

第9条 災対条例第3条の規定に基づき、災対本部に次の部(以下「災対部」という。)を置く。

災対総務部 災対市民生活部 災対福祉子ども未来部 災対産業建設部 災対教育部
災対上下水道部 災対病院部

(平23 庁訓33・平26 庁訓20・平30 庁訓12・令4 庁訓30・一部改正)

(災対部の構成及び事務分掌)

第10条 災対部の構成は、別表第2のとおりとし、各災対部に災対部長、災対副部長、班長、副班長及び班員を置き、同表に掲げる者をもって充てる。

- 2 災対部は、別表第3に掲げる事務を分掌する。
- 3 災対部長は、本部長の命を受け部の事務を掌理し所属職員を指揮監督する。
- 4 災対副部長は、災対部長を補佐し災対部長に事故ある時はその職務を代理する。
- 5 班長は、上司の命を受け班の事務を掌理し所属職員を指揮監督する。
- 6 副班長は、班長を補佐し班長に事故ある時はその職務を代理する。
- 7 班員は、上司の命を受け、班の事務に従事する。

(現地災害対策本部の設置及び廃止)

第11条 本部長は、局地災害の応急対策を強力に推進するため、特に必要があると認めたときは、当該災害現場等に現地災害対策本部(以下「現地本部」という。)を設置する。

- 2 現地本部は、現地での主要な災害応急対策がおおむね終了するまでの間、又は現地本部設置の必要性がなくなったと認められるまでの間設置する。

(非常配備体制の基準等)

第12条 第2条第3項に定める非常配備体制の種類及び指令を発する基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第1号非常配備体制 (局地的な災害に対処できる体制。別表第4)
 - ア 局地的な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
 - イ 宮城県に津波警報(津波)が発表されたとき。
 - ウ 市域で震度5弱の地震が観測されたとき。
 - エ その他第1号非常配備体制の必要を認めたとき。
- (2) 第2号非常配備体制 (局地的な災害の拡大に対処できる体制。別表第5)
 - ア 局地的な災害が拡大し、又は、拡大するおそれがあるとき。
 - イ 宮城県に津波警報(大津波)が発表されたとき。
 - ウ 市域で震度5強以上の地震が観測されたとき。
 - エ その他第1号非常配備体制では対処できないと認めたとき。
- (3) 第3号非常配備体制 (市の全力をもって対処する体制。)
 - ア 市の全域にわたる災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
 - イ その他第2号非常配備体制では対処できないと認めたとき。

(非常配備体制の運営)

第13条 前条に定める非常配備体制の運営は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第1号非常配備体制及び第2号非常配備体制 本体制に従事する職員以外の職員は、自宅待機とする。
- (2) 第3号非常配備体制 本体制に従事する職員は、第20条に規定する招集免除者を除く全職員とする。
- 2 各災対部長は、非常配備体制発令後速やかに各災対部内配備状況を本部連絡室長に報告する。
- 3 本部連絡室長は、前項により提出された各災対部内配備状況を取りまとめ直ちに本部長に報告する。

第1編 地震災害対策編資料

(職員の応援要請)

第14条 各災対部長は、災害の状況により所属職員では対応できない場合は、本部連絡室長に対し応援を要請することができる。

(緊急措置)

第15条 緊急を要する事態が発生し、指示を受ける時間的余裕がない場合には、現場職員の判断により必要な措置を講じ、事後速やかに班長を通じ災対部長へ報告する。

(平19 庁訓5・一部改正)

(職員の配備)

第16条 本部長は、第12条各号で定める非常配備体制に従事する職員を配備する。ただし、休日、夜間等における浦戸地区の従事職員は総務部長が別に定める。

(平23 庁訓33・令4 庁訓30・一部改正)

(職員の編成及び報告)

第17条 塩竈市行政組織規則(昭和60年規則第25号)第5条に規定する部長、市立病院事務部長、上下水道部長及び教育部長(以下「各部長」という。)は、毎年4月1日現在をもって非常配備体制に伴う職員の編成を行うものとする。

2 各部長は、前項に規定する職員の編成を行ったときは、編成一覧表を危機管理監に提出する。

(平17 庁訓18・平26 庁訓20・平30 庁訓12・令4 庁訓30・一部改正)

(職員の招集)

第18条 市長は、休日、夜間等において災対本部を設置する必要があると認めるときは、指令を發し職員を招集する。

(招集の種別及び基準等)

第19条 職員の招集種別及び招集基準等は、次のとおりとする。

招集種別	招集基準	招集範囲
第1号招集	第1号非常配備体制	別表第4に掲げる職員
第2号招集	第2号非常配備体制	別表第5に掲げる職員
第3号招集	第3号非常配備体制	第20条に掲げる者を除く全職員

(招集免除者)

第20条 職員のうち次に掲げる者は、招集を免除する。

- (1) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第10号)第13条に定める病気休暇中の者
- (2) 研修所等で宿泊研修中の者
- (3) 前2号のほか、病気その他特別の理由があつて所属長がやむを得ないと認めた者

(招集発令の内容)

第21条 市長は、次に掲げる事項を明示して招集を伝達する。

- (1) 招集の種別
 - (2) 招集の場所
 - (3) 服装、携行品その他必要と認める事項
- 2 招集発令の伝達は、原則として電話により行う。

(参集)

第22条 第2号非常配備体制に従事する職員は、次に掲げる事項を知ったときは、招集発令を待たずして参集し、所属長の指示を受けるものとする。

- (1) 宮城県に津波警報(大津波)が発表されたとき。
- (2) 市域で震度5強以上の地震が観測されたとき。

(協力機関への協力要請)

第23条 各災対部長は、関係する協力機関の協力を必要と認めるときは、直ちに本部連絡室長を経て本部長に連絡する。

- 2 本部長が協力機関の協力要請を決定したときは、本部連絡室長は、協力要請の手続きをする。

(自衛隊への派遣要請)

第24条 各災対部長は、自衛隊の派遣を要請する必要があると認めるときは、直ちに本部連絡室長を経て本部長に連絡する。

- 2 本部長が自衛隊の派遣要請を決定したときは、本部連絡室長は、直ちに宮城県知事に対し、派遣要請の手続きをする。

(調査及び報告)

第25条 各災対部長は、災害発生後直ちに、別表第3に掲げる分掌事務に関する被害状況について、市町村被害状況報告要領(平成元年9月25日宮城県消第557号通知)により、本部連絡室長に報告するものとする。

- 2 本部連絡室長は、各災対部長からの被害状況調査結果を集約し、本部長へ報告するとともに、宮城県知事及び防災関係機関へ報告するものとする。
- 3 暴風、地震等により被害が全市域に及ぶ場合は、特別調査班(調査プロジェクトチーム)を編成し、全戸の被害調査を行う。

(警戒配備体制の設置及び廃止)

第26条 危機管理監は、災対本部の設置を要しない規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は警戒配備体制の指令を発し職員を招集することができる。ただし、宮城県に津波注意報が発表されたときは、次項に定める警戒配備体制に従事する職員は、招集発令を待たずして参集し所属長の指示を受けなければならない。

- 2 警戒配備体制の組織は、別表第6に定めるとおりとする。
- 3 各部長は、警戒配備体制を設置する必要があると認めるときは、危機管理監に対し、警戒配備体制の設置を要請することができる。
- 4 危機管理監は、災害の危険が解消し、若しくは災害に対する応急措置が概ね完了したと認めたとき、又は災害対策本部が設置されたときは警戒配備体制解除の指令を発する。

(平17序訓18・一部改正)

(被害調査等の報告)

第27条 各部長は、警戒配備体制指令後速やかに部内配備状況を危機管理監に報告しなければならない。

2 各部長は、それぞれの所管に関する被害状況等を危機管理監に報告するものとする。

3 危機管理監は、各部長からの被害状況調査結果を集約し、市長に報告するものとする。

(平17 序訓18・一部改正)

(記録)

第28条 各災対部長は、災対本部設置中において、各種指示事項及び報告等の受理並びに伝達にあたっては、すべて記録し、これを保存しなければならない。

(標識等)

第29条 災害現場において災害対策活動に従事するときは、別に定めがある場合を除き様式第1号に定める規格の腕章を帶用しなければならない。

2 災害対策活動に使用する災対本部の自動車は、別に法令等の定めのある場合を除き様式第2号に定める規格の標旗をつける。

(その他)

第30条 この要綱に定めるもののほか、災対本部の活動に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この序訓は、平成16年6月1日から施行する。

附 則(平成17年4月序訓第18号)

この序訓は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年4月序訓第11号)

この序訓は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月序訓第5号)

この序訓は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第3条、第5条、第7条、第9条、第12条、第15条、第18条、第26条、第28条、第33条、第38条、第43条、第46条、第50条及び第52条の規定は、会計管理者任命の日から施行する。

附 則(平成20年4月序訓第9号)

この序訓は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年2月序訓第4号)

この序訓は、平成21年2月4日から施行する。

附 則(平成23年6月序訓第33号)

この序訓は、平成23年6月1日から施行する。

附 則(平成26年3月序訓第20号)

この序訓は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年6月序訓第35号)

この序訓は、平成27年6月1日から施行する。

附 則(平成30年3月序訓第12号)

この序訓は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月序訓第14号)

この序訓は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月序訓第31号)

この序訓は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年5月序訓第55号)

この序訓は、令和3年5月20日から施行する。

附 則(令和4年4月序訓第30号)

この序訓は、公布の日から施行する。

地震編資料1－6 塩竈市災害対策本部組織（別表第1 第2条、第6条関係）

塩竈市災害対策本部組織

災害対策本部長	市長				
災害対策副本部長	副市長				
災害対策本部員	教育長 技監 総務部長 市民生活部長 福祉子ども未来部長 産業建設部長 上下水道部長 市立病院事務部長 教育部長 政策 調整管理監 公民共創推進専門監 新型コロナウイルス感染症対策 専門監 議会事務局長 その他本部長が必要と認める者				
災害対策本部 連絡室員	本部連絡室長	危機管理監			
	本部連絡室長補佐	危機管理課長			
	本部連絡室員	危機管理課員			
	本部連絡員	各災対部 1名（各災対部長が指名した者）			

地震編資料1－7 各災対部の構成（別表第2 第10条関係）

各災対部の構成

部名	班名	班長	副班長	班員
災 対 総 務 部 (災対部長： 総務部長) (災対副部長： 総務人事課長)	総務班	総務人事課長	総務係長	災対総務部員
			人材育成係長	(総務人事課員)
	広報班	政策課長	政策企画係長	
			デジタル推進係長	(政策課員)
	財政班	財政課長	広報係長	(秘書広報課員)
			行政改革係長	
	管財契約班	管財契約課長	財政係長	(財政課員)
			管財係長	
			契約係長	(管財契約課員)
	会計班	会計管理者 (会計課長)	工事検査室長	
			会計係長	(会計課員)
	応援班	選挙管理委員会 事務局長	選挙係長	
			監査事務局長	(各所属職員)
			議会事務局	議事調査係長

部名	班名	班長	副班長	班員
災 対 市 民 生 活 部 (災対部長： 市民生活部長) (災対副部長： 市民課長)	総務班	市民課長	市民総務係長	災対市民生活部員
			協働推進係長	
			窓口係長	(市民課員)
	調査班	税務課長	諸税係長	
			市民税係長	
			固定資産税係長	(税務課員)
			納税推進室長	
	環境班	環境課長	環境企画係長	
			クリーン対策係長	(環境課員)
	浦戸振興班	浦戸振興課長	市営汽船係長	
			浦戸生活係長	(浦戸振興課員)
	応援班	保険年金課長	保険企画係長	
			給付年金係長	
			医療係長	(保険年金課員)

第1編 地震災害対策編資料

部名	班名	班長	副班長	班員
災 対 福 祉 子 ど も 未 來 部 (災対部長： 福祉子ども未来 部長) (災対副部長： 生活福祉課長)	総務班	生活福祉課長	福祉総務係長	災対福祉子ども未来部員
			障がい者支援係 長	(生活福祉課員)
			保護係長	
	保育班	保育課長	保育係長	(保育課員)
	避難収容班	高齢福祉課長	高齢者支援係長	
			介護保険係長	(高齢福祉課員)
			地域支援係長	
	救護班	健康づくり課長	健康企画係長	
			健康増進係長	(健康づくり課員)
			新型コロナワク チン接種推進室 長	
応援班	子ども未来課長	子ども企画係長		
		家庭相談係長	(子ども未来課員)	
		親子保健係長		

部名	班名	班長	副班長	班員
災 対 産 業 建 設 部 (災対部長： 産業建設部長) (災対副部長： 水産振興課長)	総務班	水産振興課長	水産総務係長	災対産業建設部員
			浅海農政係長	
			魚市場管理事務 所長	(水産振興課員)
	(まちづくり・ 建築課長)	(まちづくり企画 係長)	まちづくり企画 係長	(まちづくり・建築課員)
			都市計画係長	
		商工観光班	商工観光課長	(商工観光課員)
	建築班	まちづくり・建 築課長	商工港湾係長	
			観光係長	(商工観光課員)
		土木班	土木企画係長	(まちづくり・建築課員)
		建築係長		
		土木課長	(土木課員)	
		管理係長		
		建設係長		

部名	班名	班長	副班長	班員
災 対 教 育 部 (災対部長： 教育部長) (災対副部長： 教育総務課長)	総務班	教育総務課長	教育総務係長	災対教育部員
			保健食育係長	
			施設係長	(教育総務課員)
	学校教育班	学校教育課長	学校教育係長	
			学習支援係長	(学校教育課員)
	生涯学習班	生涯学習課長	エスプ公民館係 長	(生涯学習課員)
	文化スポーツ班	文化スポーツ課 長	文化振興係長	
			スポーツ振興係 長	(文化スポーツ課員)
	応援班	(文化スポーツ 課長)	図書館係長	(文化スポーツ課員)
		各小中学校長	教頭	(各市内小中学校職員)

部名	班名	班長	副班長	班員
災 対 上 下 水 道 部 (災対部長： 上下水道部長) (災対副部長： 業務課長)	総務班	業務課長	企画総務係長	災対上下水道部員
			経理係長	(業務課員)
			管財係長	
	給水班	(下水道課長)	下水企画係長	(下水道課員)
		(業務課長)	料金係長	(業務課員)
	上水道班	上水道課長	給水装置係長	(上水道課員)
			計画庶務係長	
			施設管理係長	
			建設係長	
	下水道班	下水道課長	浄水係長	
			下水経理係長	
			施設管理係長	
			建設係長	

部名	班名	班長	副班長	班員
災 対 病 院 部 (災対部長： 事務部長) (災対副部 長：業務課長)	総務班	業務課長	総務係長	災対病院部員
			経理係長	(業務課員)
				(経営改革室員)
	医事班	医事課長	医事係長	(医事課員)

地震編資料1－8 災対部事務分掌表 (別表第3 第10条関係)

(令4 序訓30・全改)

(1) 各部共通処理事項

全ての班の共通処理事項	①職員の招集に関する事項。 ②職員の参集状況の報告に関する事項。 ③職員のり災状況の把握に関する事項。 ④関係機関との連絡調整及びその報告に関する事項。 ⑤災害対策本部、他部及び他班の応援に関する事項。
各部総務班の共通処理事項	①部内職員の参集状況の集約に関する事項。 ②部内職員の配備に関する事項。 ③部所管施設における被害状況の集約に関する事項。 ④部内の応急対策実施状況の集約に関する事項。 ⑤部所管施設における避難状況の集約に関する事項。 ⑥部内各班の連絡調整に関する事項。 ⑦本部との連絡調整に関する事項。 ⑧各部所管業務に関する情報・災害記録の収集及び整理に関する事項。 ⑨各部所管業務に関する応援職員の受入れに関する事項。 ⑩部内他班に属さない事項に関する事項。

(2) 各班の事務分掌

部名	班名	主な事務分掌
災対総務部	総務班	①各部総務班共通処理事項に関する事項。 ②災害応急対策に必要な物資等の調査及び調達に関する事項。 ③本部(警戒本部を含む)従事者に対する食料等の供給に関する事項。 ④災害応急対策の計画並びに復興対策計画の総括に関する事項。
	広報班	①市民に対する災害情報の広報広聴に関する事項。 ②災害情報の収集に関する事項。 ③政府、国会及び県に対する陳情に関する事項。 ④災害視察に対する措置に関する事項。 ⑤報道機関との連絡調整に関する事項。 ⑥災害記録写真集等の収集に関する事項。 ⑦災害統計の総括に関する事項。 ⑧公共交通機関の情報収集に関する事項。

災対総務部	財政班	①災害対策の財政措置に関すること。
	管財契約班	①市有財産、公の施設の被害調査及び災害応急対策に関すること。 ②電話交換業務に関すること。 ③市有車両の配備に関すること。
	会計班	①災害関係費の経理に関すること。 ②見舞金、義援金の出納保管に関すること。
	応援班	①各班に対する応援に関すること。
部名	班名	主な事務分掌
災対市民生活部	総務班	①各部総務班共通処理事項に関すること。 ②町内会(集会所管理運営委員会)との連絡調整に関すること。 ③防疫対策に関すること。 ④食品衛生及び環境衛生の保持に関すること。 ⑤災害による死体の処理及び埋葬に関すること。
	調査班	①住家(非住家を含む)及び人的被害調査に関すること。 ②り災者名簿の作成に関すること。 ③税の措置に関すること。 ④り災証明に関すること。
	環境班	①災害により発生した廃棄物の収集及び処理に関すること。 ②し尿の収集に関すること。 ③災害に起因する公害対策に関すること。
	浦戸振興班	①災害時に際しての、市営交通船の保全対策に関すること。 ②浦戸地区との連絡に関すること。 ③浦戸連絡所の開設に関すること。 ④浦戸地区公共施設の防災及び応急復旧の連絡調整に関すること。 ⑤避難所の開設及び運営に関すること。 ⑥り災者の避難所への誘導に関すること。 ⑦渡船の安全確認に関すること。 ⑧島民への広報に関すること。
	応援班	①災害時における国民健康保険事業に関すること。 ②各班に対する応援に関すること。
部名	班名	主な事務分掌
災対福祉子ども未来部	総務班	①各部総務班共通処理事項に関すること。 ②災害救助・救護の総括に関すること。 ③災害救助法適用に関すること。 ④災害ボランティア活動の支援に関すること。 ⑤関連団体(社会福祉協議会・日赤等)との連絡調整に関すること。 ⑥救援物資の配布に関すること。 ⑦炊き出しに関すること。
	保育班	①災害時における保育所の運営対策に関すること。

第1編 地震災害対策編資料

	避難収容班	①り災者の避難所への誘導に関すること。 ②避難所の開設及び運営に関するこ
	救護班	①現地医療救護所の設置に関するこ ②医療救護班の編成に関するこ ③応急医薬品の調達に関するこ ④医療関係の各団体(塩釜医師会等)との連絡調整に関するこ ⑤被災者の保健衛生に関するこ
	応援班	①各班に対する応援に関するこ
部名	班名	主な事務分掌
災対産業建設部	総務班	①各部総務班共通処理事項に関するこ ②災害時における水産対策に関するこ ③災害時における漁港対策に関するこ ④災害時における農業対策に関するこ ⑤災害時における魚市場対策に関するこ ⑥災害時の入漁船対策に関するこ ⑦救援物資の配布に関するこ ⑧公共土木施設(道路・水路・公園等)の被災状況の総括に 関するこ ⑨崖地等の巡回及び応急復旧に関するこ ⑩震災復興に関する市街地再開発・都市整備に関するこ
	商工観光班	①災害時における商工関連の対策に関するこ ②災害時における商工施設対策に関するこ ③災害時における港湾対策に関するこ ④海上交通対策に関するこ ⑤災害時における観光関連の対策に関するこ ⑥災害時における観光施設対策に関するこ
	建築班	①災害時における住宅対策に関するこ ②災害時の応急仮設住宅の建設に関するこ ③災害時における公共建築物対策に関するこ ④災害時におけるブロック塀の安全対策に関するこ
	土木班	①公共土木施設の防災並びに応急復旧に関するこ ②水災対策に関するこ ③災害時における、障害物の除去に関するこ ④公共土木施設の災害復旧事業(災害査定事務を含む)に 関するこ ⑤急傾斜地地域の巡回及び応急復旧の協力に関するこ

部名	班名	主な事務分掌
災対教育部	総務班	①各部総務班共通処理事項に関するこ ②災害時における被災教育施設の復旧対策に関するこ ③災害時における学校保健及び学校給食対策に関するこ

	学校教育班	①災害時における学校教育施設対策に関すること。 ②教材等の確保に関すること。 ③学校教育対策に関すること。 ④災害時における児童生徒の避難対策に関すること。
	生涯学習班	①災害時における社会教育施設対策に関すること。 ②災害時における各自の施設管理に関すること。
	文化スポーツ班	①災害時における文化財対策に関すること。 ②災害時における、生涯スポーツ施設の対策に関すること。
	応援班	①災害時における各自の施設管理に関すること。 ②各班への応援に関すること。
部名	班名	主な事務分掌
災対上下水道部	総務班	①各部総務班共通処理事項に関すること。 ②災害時における水道事業及び下水道事業の総括に関するこ と。
	給水班	①災害時における給水対策に関すること。
	上水道班	①災害時における水道施設対策に関すること。 ②災害時における浄水対策に関すること。
	下水道班	①災害における公共下水道施設の防災並びに応急復旧に関するこ と ②災害における都市下水道の防災並びに応急復旧に関するこ と。
部名	班名	主な事務分掌
災対病院部	総務班	①各部総務班共通処理事項に関すること。 ②災害時における病院施設対策等の総括に関すること。
	医事班	①応急医薬品の確保に関すること。 ②災害時における医事に関すること。

地震編資料1－9 非常配備体制区分（別表第4 第12条関係）

(令4序訓30・全改)

第1号非常配備体制

局地的な災害に対処でき、災害情報等の収集を主とする活動体制を強化するため必要な体制

(1) 地震にかかる非常配備

- ①市域で震度「5弱」の地震が観測されたとき
②その他市長が必要と認めたとき

(2) 津波にかかる非常配備

- ①宮城県に津波警報「津波」が発表されたとき
②その他市長が必要と認めたとき

(3) 風水害にかかる非常配備

- ①大雨、洪水等の警報が発表され広範囲にわたる災害の発生が予想されるとき又は被害が発生したとき
②その他市長が必要と認めたとき

部名	総括班	班名	班長等	副班長	班員
災対総務部	災対総務班	総務人事課長	総務人材育成係	係長	災対総務部員
災対広報班	政策課長	政策企画係	係長	長	長
災対財政班	(秘書広報課長) 財政課長	広報改革係	係長	長	長
災対契約班	財管課長	財政管財係	係長	長	長
災対市民生活部	災対市民生活班	市民課長	市民協働課長	総務係	長
災対環境部	調査班	税務課長	協議諸課長	進捗係	長
災対福祉部	環境班	環境課長	監定課長	係係	長
災対教育部	浦戸振興班	浦戸振興課長	環境企画係	係係	長
災対生活部	応援班	保険年金課長	一括り市営課長	企画係	長
災対福祉子ども未来部	災対福祉子ども未来班	生活福祉課長	福祉高齢者課長	総務係	長
災対産業建設部	災対産業建設班	水産振興課長	水産市場課長	総務政務係	長
災対教育部	災対教育班	学生生涯学習課長	浅瀬魚市場課長	理事会係	長
災対上下水道部	災対上下水道班	商工観光課長	まちづくり・建築課長	企画係	長
災対病院部	災対病院班	建築班	まちづくり・建築課長	係係	長
災対上下水道部	災対上下水道班	土木課長	土木管建課長	企画係	長
災対病院部	災対病院班	文化スポーツ課長	文化図書課長	設置係	長
災対上下水道部	災対上下水道班	市内小中学校長	市内小中学校長	教頭	長
災対病院部	災対病院班	業務課長	(下水道課長) 料金計画課長	総務企画係	長
災対上下水道部	災対上下水道班	給排水課長	下水道課長	水道係	長
災対病院部	災対病院班	医事課長	総経理	理事係	長

震度5弱の地震発生における体制については、別に定める。

地震編資料1－10 非常配備体制区分（別表第5 第12条関係）

（令4 庁訓30・全改）

第2号非常配備体制

局地的な災害の拡大に対処できる体制

（1）地震にかかる非常配備

- ①市域で震度「5強」以上の地震が観測されたとき
- ②その他市長が必要と認めたとき

（2）津波にかかる非常配備

- ①宮城県に津波警報「大津波（特別警報）」が発表されたとき
- ②その他市長が必要と認めたとき

（3）風水害にかかる非常配備

- ①市域に大雨、洪水等の警報が発表され広範囲かつ大規模な災害の発生が予想されるとき又は広範囲にわたる被害が発生したとき
- ②その他市長が必要と認めたとき

第1編 地震災害対策編資料

部名	班	名	班	長	等	副	班	長	班	員
災 対 総 務 部 長	総務班 広報班 財政班 管財班 会計班 会応班	総務人事課 政策課 (秘書広報課長) 財政課 管財契約課 会計管理者 会計課 選管事務局 監査事務局	長 長 長 長 長 長 長 長 長	総務係 財育係 企画係 デジタル報係 行政改革係 財契約係 会計係 会計係 選管係 監査係 庶務係 事務調査係	長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長	災対総務部員				
災 対 市 民 生 活 部 長	総務班 税務課 環境課 浦戸振興課 応援班	市民課 税務課 環境課 浦戸振興課 保険年金課	長 長 長 長 長	市民係 協同係 諸市係 固定資産係 環境企画係 浦戸営業課 運航管理係 保險企画係 給付金係	長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長	災対市民生活部員				
災 対 福 祉 こ ど も 未 来 部 長	総務班 保育班 避難班 救護班 未来部	福祉課 保育課 高齢福祉課 健康づくり課 子ども未来課	長 長 長 長 長	福祉係 がい者支援係 保健育係 高齢者支援係 介地企画係 健康増進係 子ども企画係 家庭相談係 親子保健係	長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長	災対福祉こども未来部員				
災 対 産 業 建 設 部 長	総務班 水産班 (まちづくり・建築課) 商工班 建築班 土木班	水産振興課 (まちづくり企画課) 都市計画係 商港係 建築指導係 土木企画係 土木理設係	長 長 長 長 長 長	水産係 浅海農政係 魚市場管理事務所係 都市計画係 商港係 建築指導係 土木企画係 土木理設係	長 長 長 長 長 長 長 長	災対産業建設部員				
災 対 教 育 部 長	総務班 学校教育班 生涯学習班 文化スポーツ班 応援班	教育総務課 学校教育課 生涯学習課 文化スポーツ課 文化スポーツ課	長 長 長 長 長	教育係 保健施設係 学校教育支援係 生涯学習係 文化振興係 図書館係	長 長 長 長 長	災対教育部員				
災 対 上 下 水 道 部 長	総務班 (下水道課長) 給水班 上水道班 下水道班	業務課 (下水道課長) 業務課 (上水道課長) 下水道課	長 長 長 長 長	企画係 経理財務係 企画係 料金装置係 計画施設係 建浄水設施係 下施設係	長 長 長 長 長 長 長 長	災対上下水道部員				
災 対 病 院 部 長	総務班 医事班	業務課 医事課	長 長	総務係 理事係	長 長 長	災対病院部員				震度5強以上の地震発生における体制については、別に定める。

地震編資料1－11 非常配備体制区分（別表第6 第26条関係）

（令4 庁訓30・全改）

警戒配備体制

(1) 地震にかかる警戒配備

- ①市域で震度「4」の地震が観測されたとき
- ②その他市長が必要と認めたとき

(2) 津波にかかる警戒配備

- ①宮城県に津波注意報が発表されたとき
- ②その他市長が必要と認めたとき

第1編 地震災害対策編資料

部名	総括	班名等	班長等	副班長等	班員
本部連絡室					
室長(危機管理監) 室長補佐(危機管理課長) 室員(危機管理課員) (各部災害担当班)	総務部長	総務班 広報班 財政班 管財契約班	総務人事課長 政策課長 (秘書広報課長) 財政課長 管財契約課長	総務係長 人財育成係長 政策企画係長 広報係長 行政改革係長 財政係長	災対総務部員
市民生活部長	市民生活部長	総務班 調査班 環境班 浦戸振興班	市民課長 (保険年金課長) 税務課長 環境課長 浦戸振興課長	市民総務係長 協働推進係長 窓口係長 諸税係長 固定資産税係長 環境企画係長 クリーン対策係長 市営汽船係長 浦戸生活係長 運航管理者	災対市民生活部員
未福祉来子ど部も長も	未福祉来子ど部も長も	総務班	生活福祉課長 子ども未来課長 保育課 高齢福祉課 健康づくり課	福祉総務係長	災対福祉子ども未来部員
産業建設部長	産業建設部長	総務班 商工観光班 建築班 土木班	水産振興課長 商工観光課長 まちづくり・建築課長 土木課長	水産総務係長 浅海農政係長 魚市場管理事務所長 まちづくり企画係長 都市計画係長 商工港湾係長 観光係長 指導係長 建築係長 土木企画係長 管理係長 建設係長	災対産業建設部員
教育部長	教育部長	総務班 学校教育班	教育総務課長 学校教育課長 生涯学習課長 文化スポーツ課長 各市内小中学校	教育総務係長 学校教育係長	災対教育部員
上下水道部長	上下水道部長	総務班	業務課長 (下水道課長)	企画総務係長 下水企画係長 施設管理係長 建設係長	災対上下水道部員
病院部	病院部	総務班	業務課長 医事課長	総務係長 経理係長 医事係長	災対病院部員
○各班の分掌事務は非常配備体制に準ずる ○各部に単独次長が配置されている場合は、副総括として総括を補佐する ○本表以外の配備については、必要に応じ各部総務班長が部長と協議し指令する					

(2) 大雨、洪水、高潮、大雪、暴風雪等にかかる警戒配備

- ①市域に大雨、洪水、高潮、大雪、暴風雪等の警報が発表されたとき
- ②その他危機管理監が必要と認めたとき

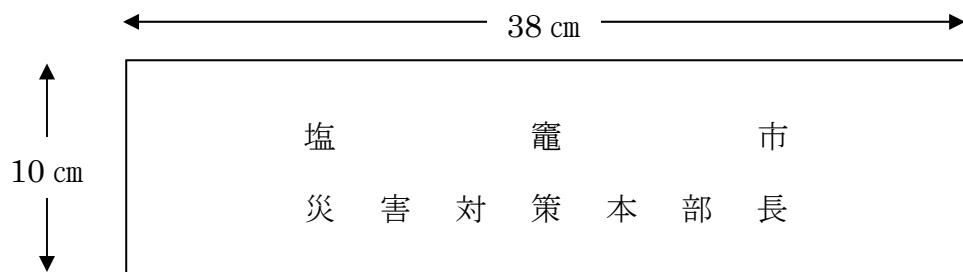
第1編 地震災害対策編資料

本部連絡室		部名	総括	班名等	班長等	副班長等	班員
室長(危機管理監)		総務部長	総務班	総務人事課長	総務係長	人財育成係長	災対総務部員
室長補佐(危機管理課長)			広報班	政策課長	政策企画係長	広報係長	
室員(危機管理課員) (各部災害担当班)			財政班	財政課長	行政改革係長	財政係長	
			管財契約班	管財契約課長	管財係長		
市民生生活部長	市民生活部長	市民班	市民課長	市民課長	市民総務係長 協働推進係長 窓口係長	固定資産税係長 環境企画係長 クリーン対策係長 市営汽船係長 浦戸生活係長 運航管理者	災対市民生活部員
未福祉未来子ども部長も	未福祉未来子ども部長	総務班	生活福祉課長	生活福祉課長	福祉総務係長	災対福祉子ども未来部員	
産業建設部長	産業建設部長	総務班	水産振興課長	水産総務係長 浅海農政係長 魚市場管理事務所長 まちづくり企画係長 都市計画係長	商工観光班 建築班	商工観光課長 まちづくり・建築課長 観光係長 指導係長 建築係長	災対産業建設部員
教育部長	教育部長	総務班	教務課長	教務課長	教務係長	教育係長	災対教育部員
上下水道部長	上下水道部長	総務班	業務課長 下水道課長	企画総務係長 下水企画係長 施設管理係長 建設係長			災対上下水道部員
病院部長	病院部長	総務班	業務課長	総務係長			災対病院部員
○ 各班の分掌事務は非常配備体制に準ずる ○ 各部に単独次長が配置されている場合は、副総括として総括を補佐する ○ 本表以外の配備については、必要に応じ各部総務班長が部長と協議し指令する							

地震編資料1-12 本部員、班員等用腕章（別記様式第1号（第29条関係））

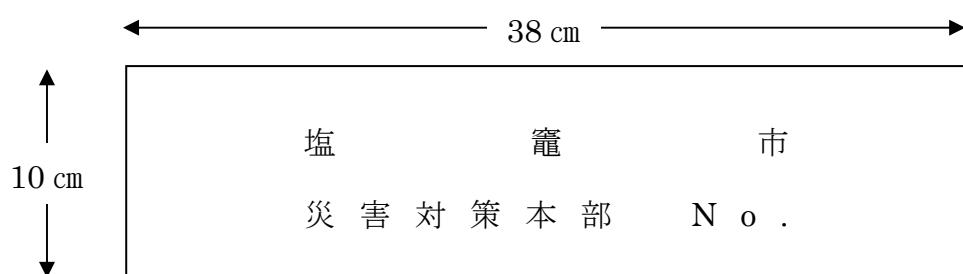
様式第1号（第29条関係）

（本部員用腕章）



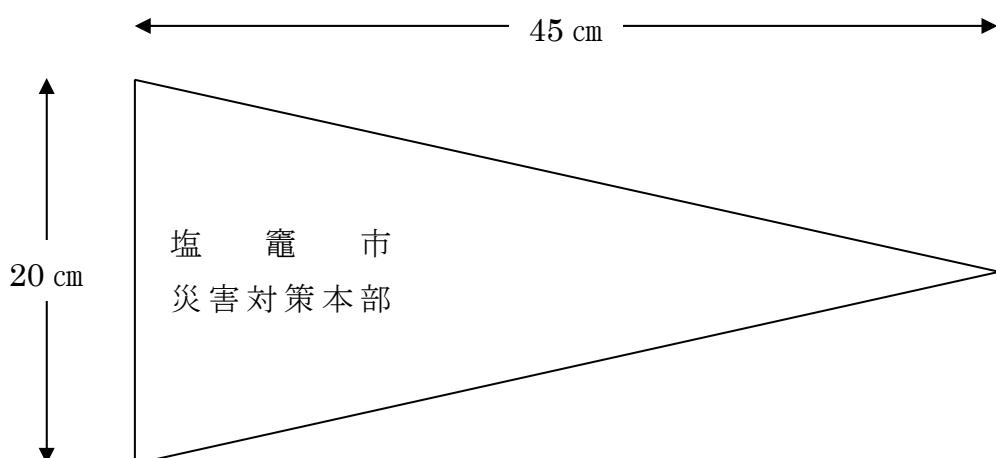
災害対策本部副本長
災害対策本部員

（班員等用腕章）



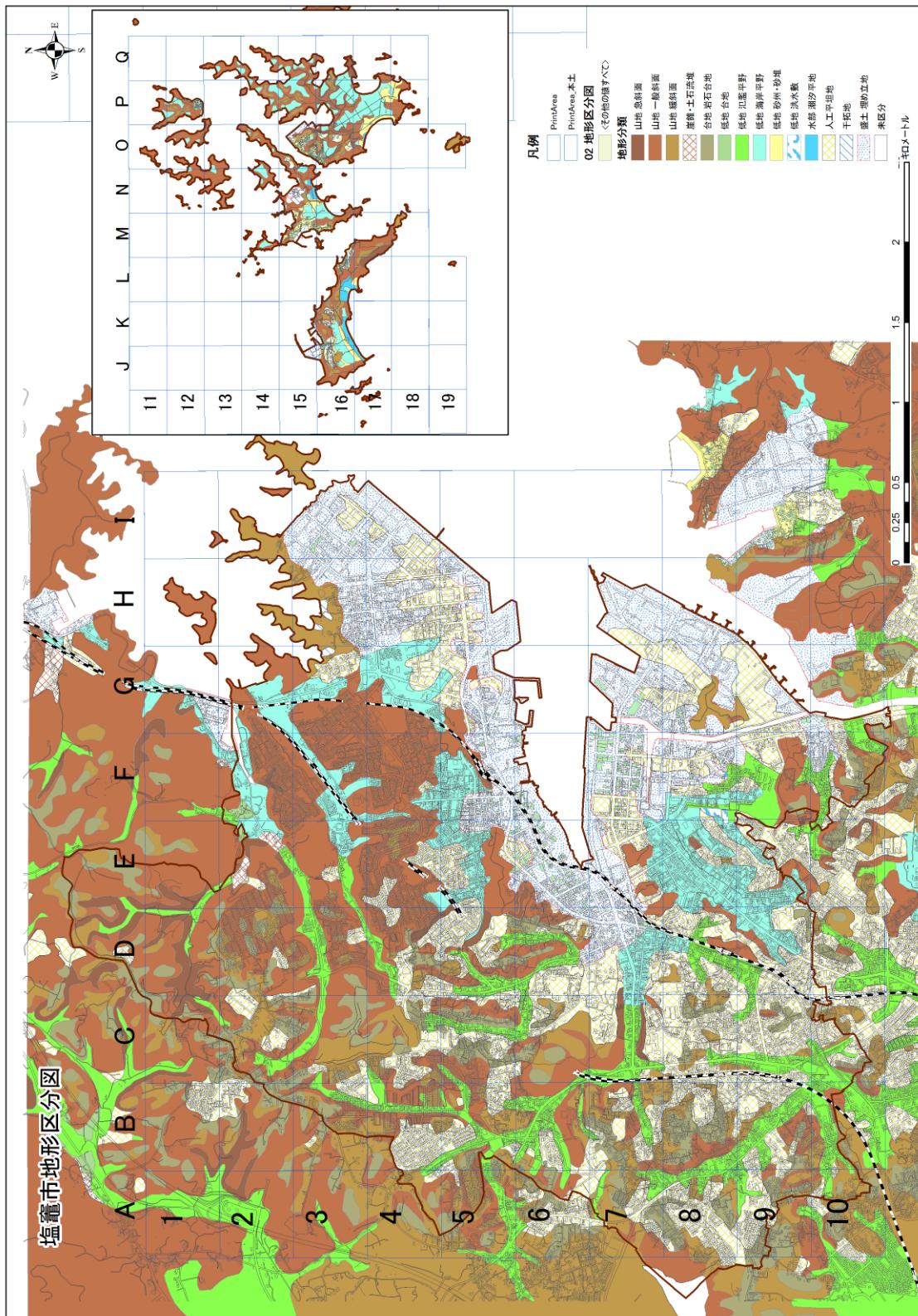
注 腕章の台地は、黄色とし、文字は黒色とする。

様式第2号（第29条関係）

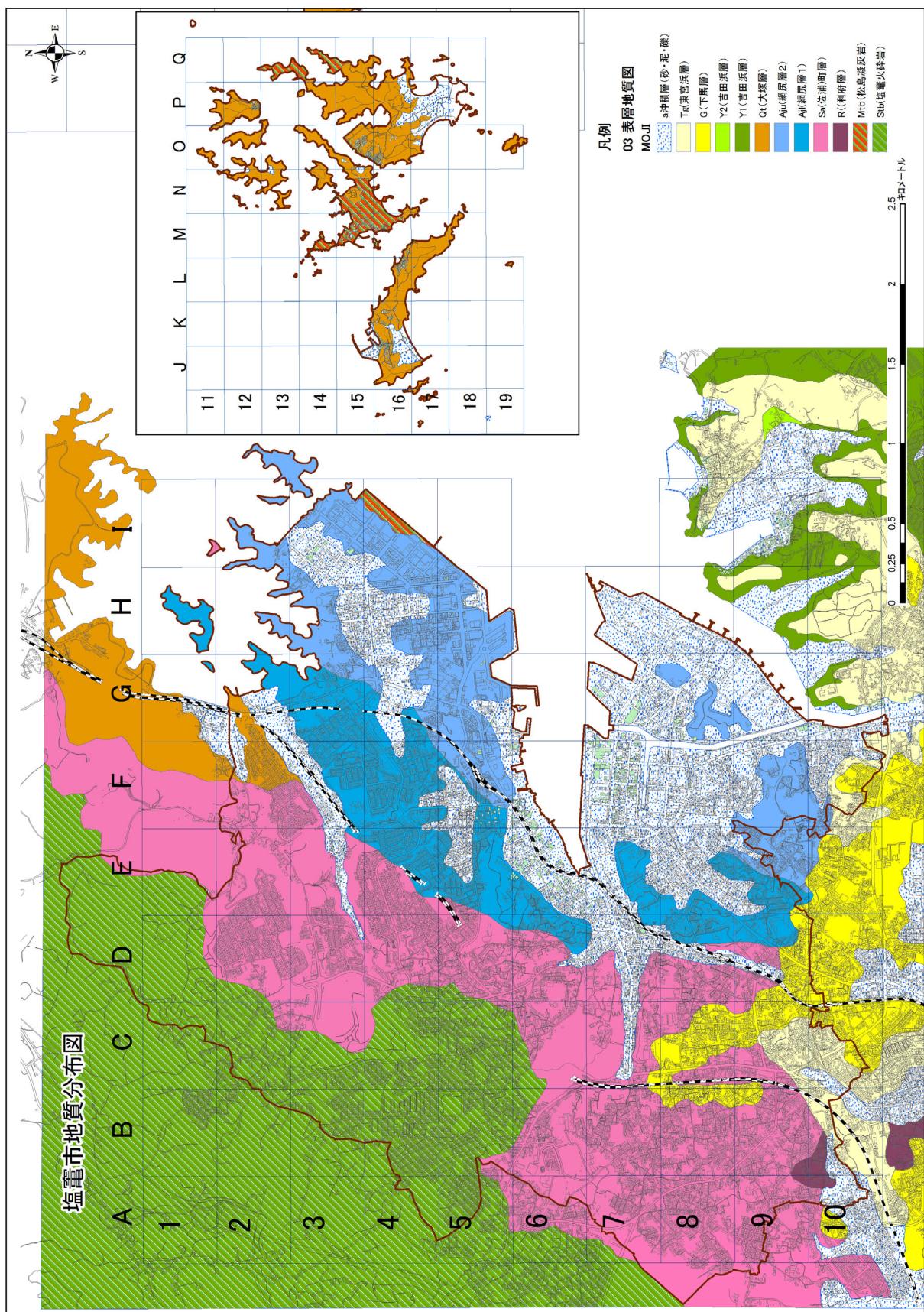


地震編資料2 地震環境に関する資料

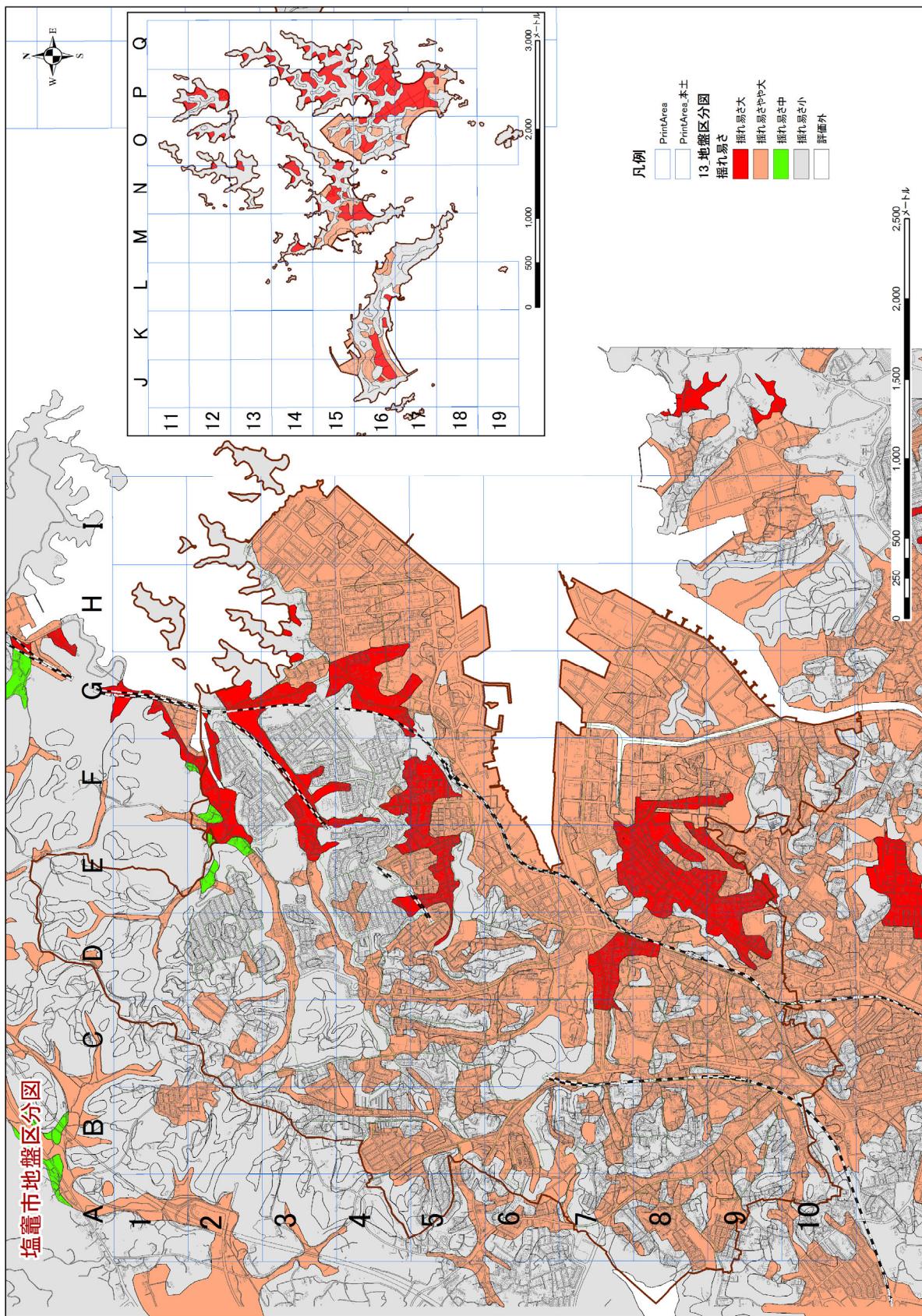
地震編資料2-1 塩竈市の地形区分図（土地条件図 国土交通省より編纂）



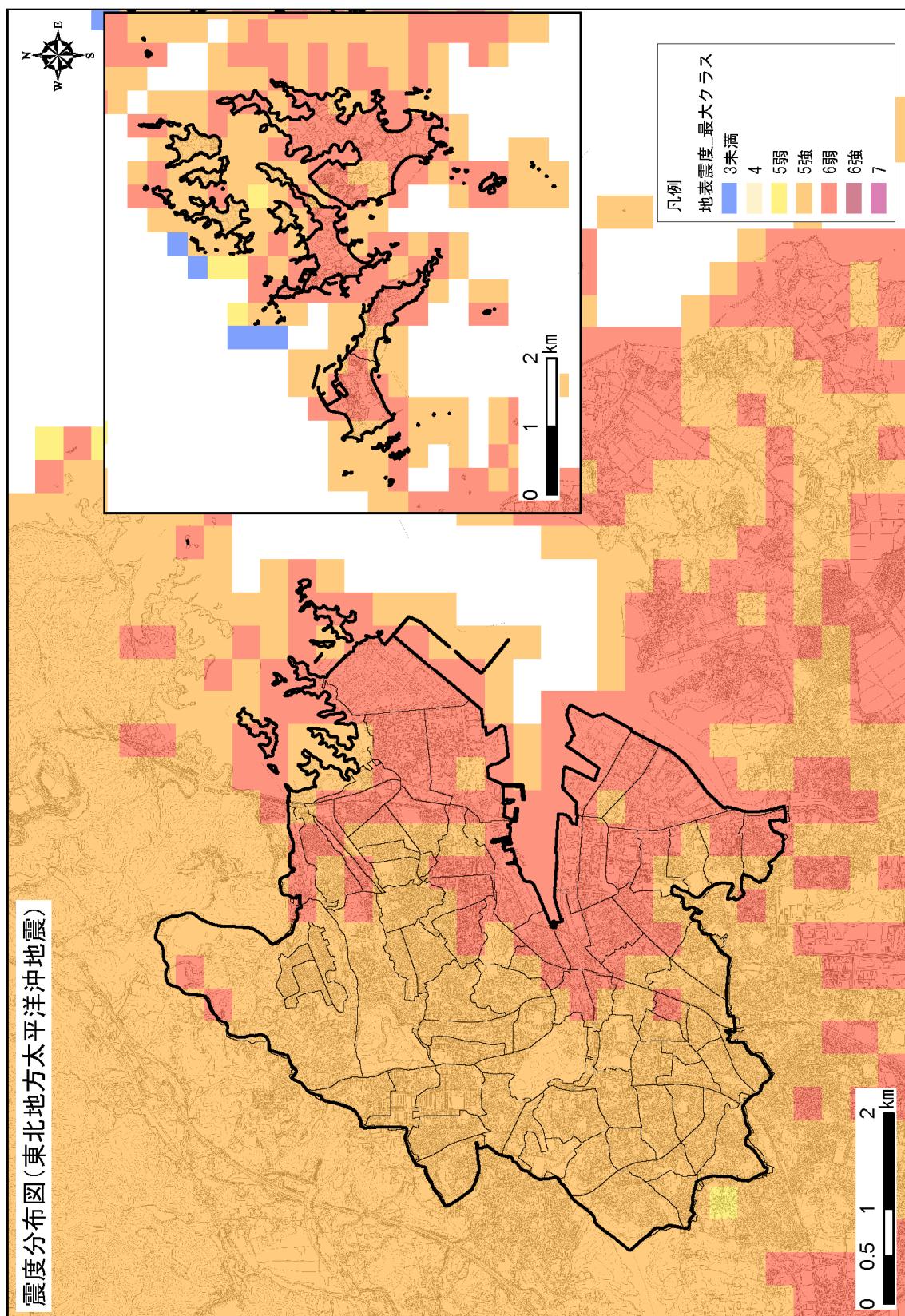
地震編資料2-2 塩竈市の地質分布図（土地分類基本調査図 国土庁 より編纂）



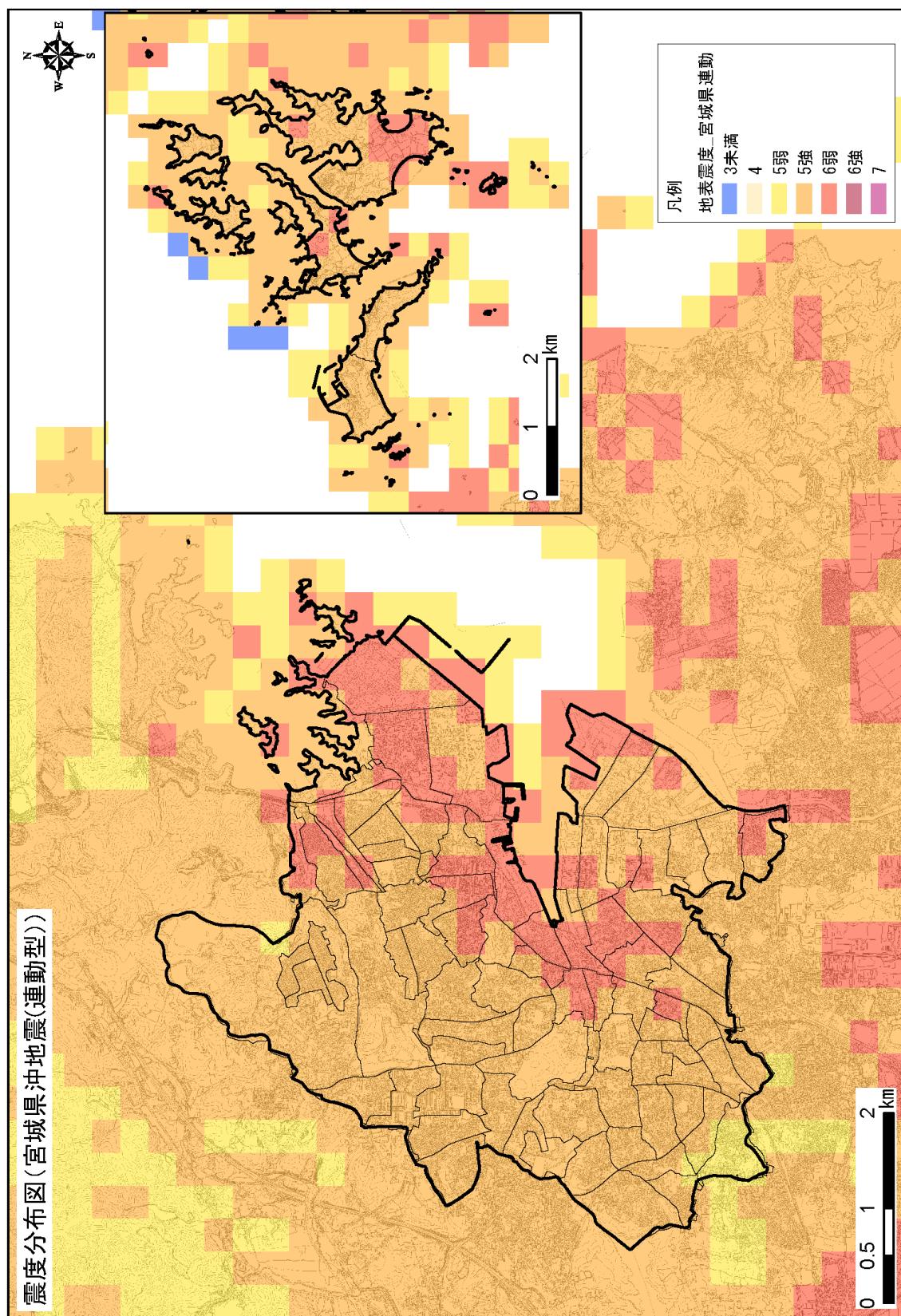
地震編資料2－3 塩竈市の地盤分類図（土地分類基本調査図 国土庁 より編纂）



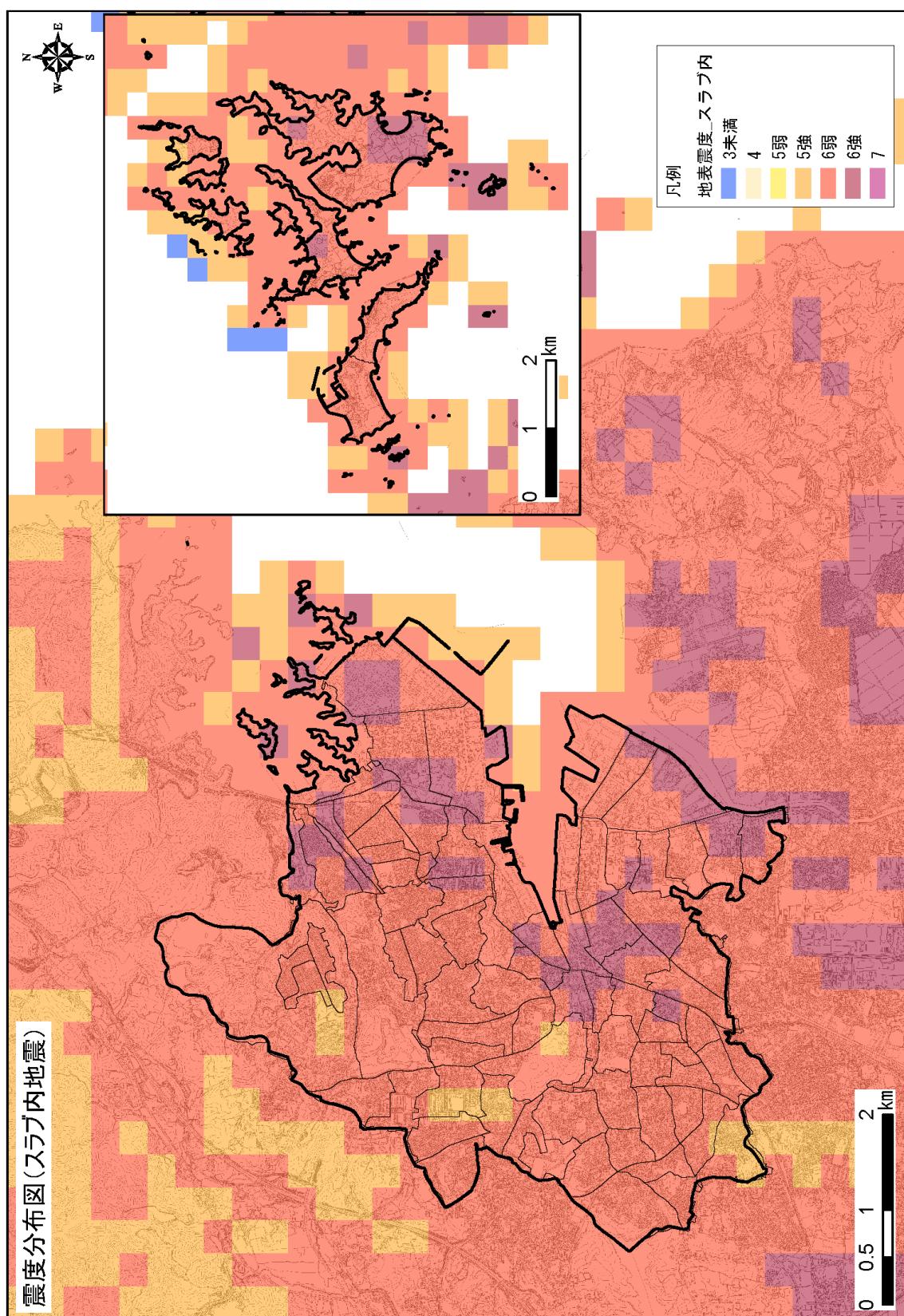
地震編資料 2-4 塩竈市の震度分布図
(東北地方太平洋沖地震 $M_w=8.0$ を地盤区分図対比編纂)



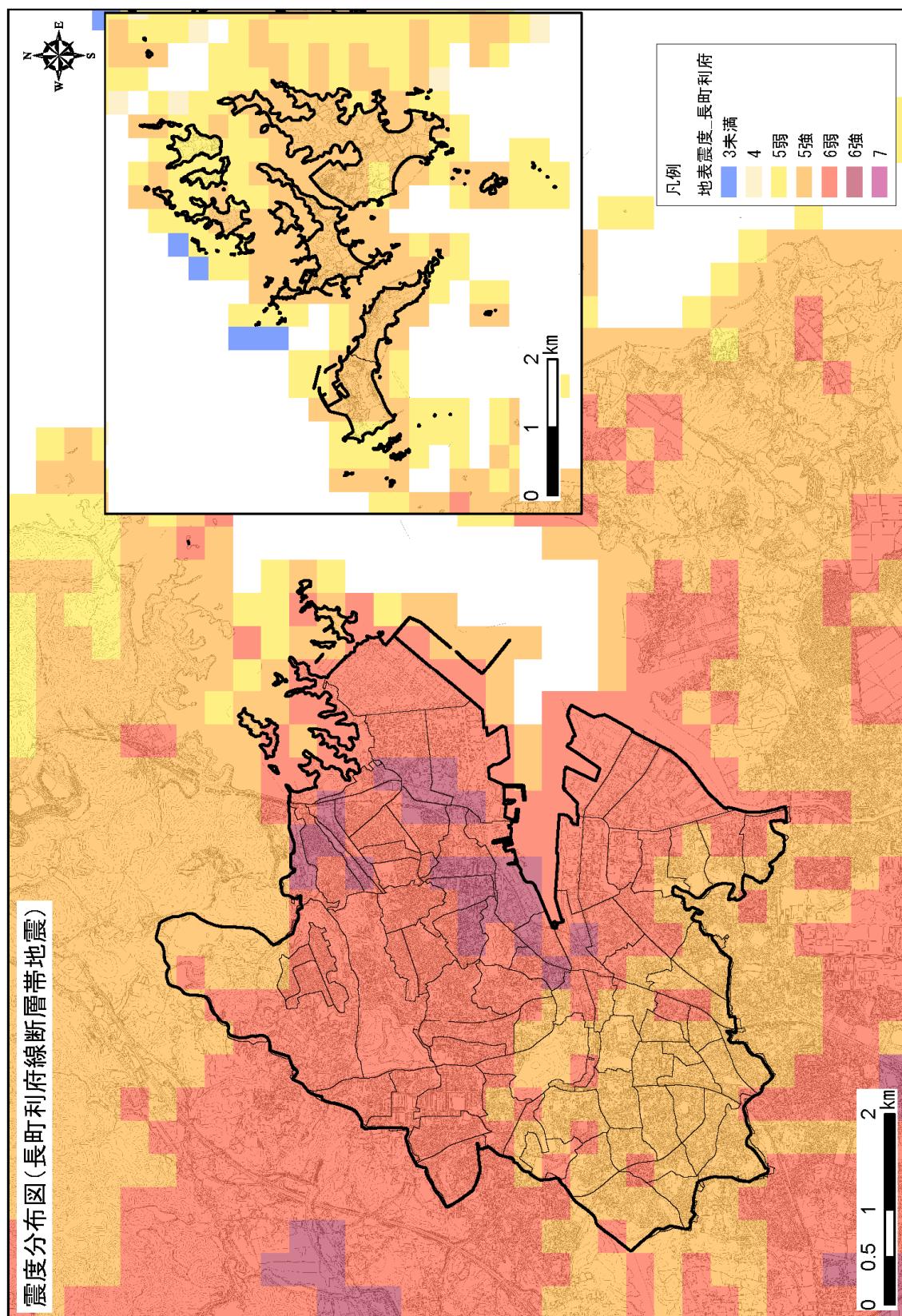
(宮城県沖地震運動型 $M_w=8.0$ を地盤区分図対比編纂)



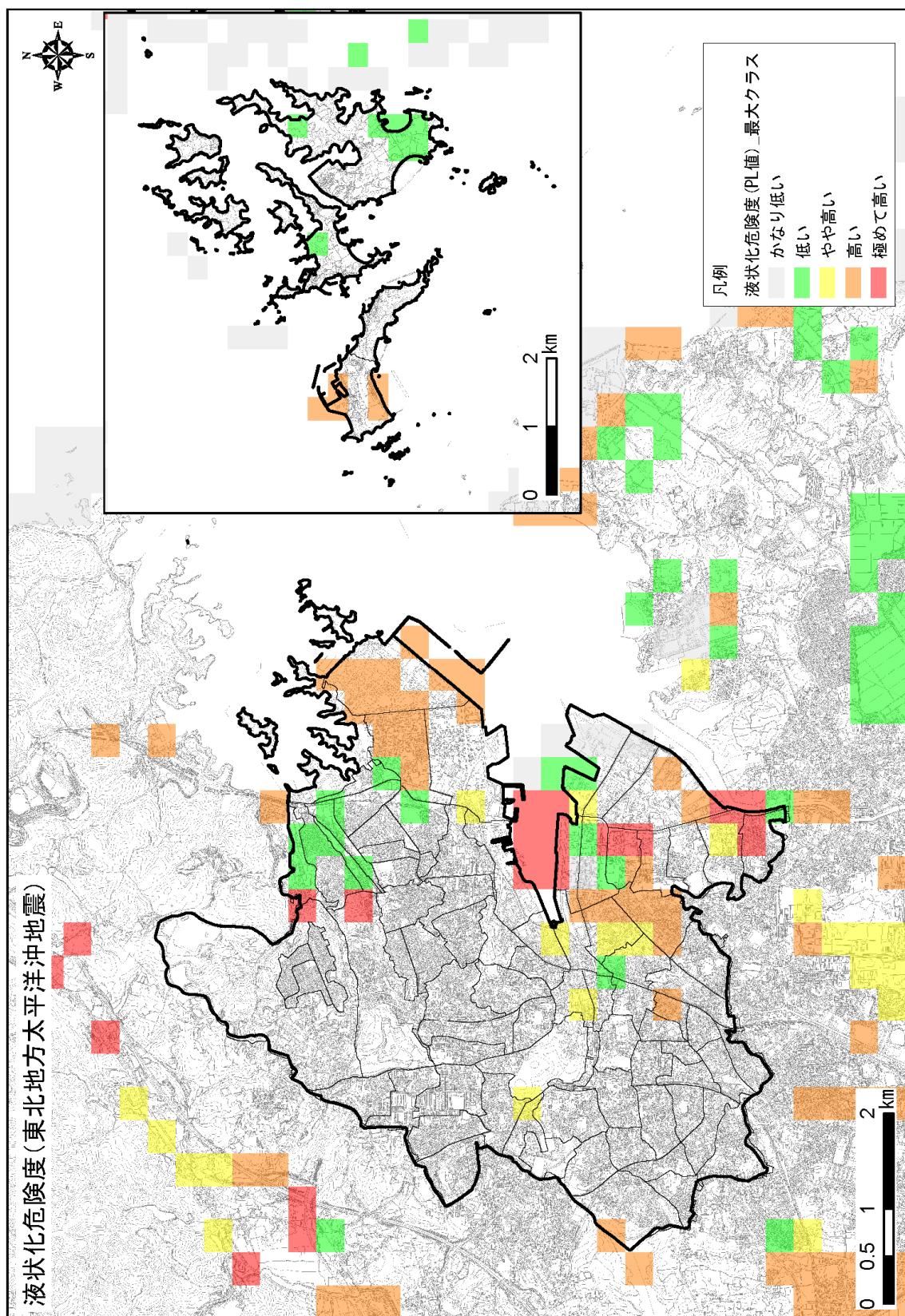
(スラブ内地震 $M_w=8.0$ を地盤区分図対比編纂)



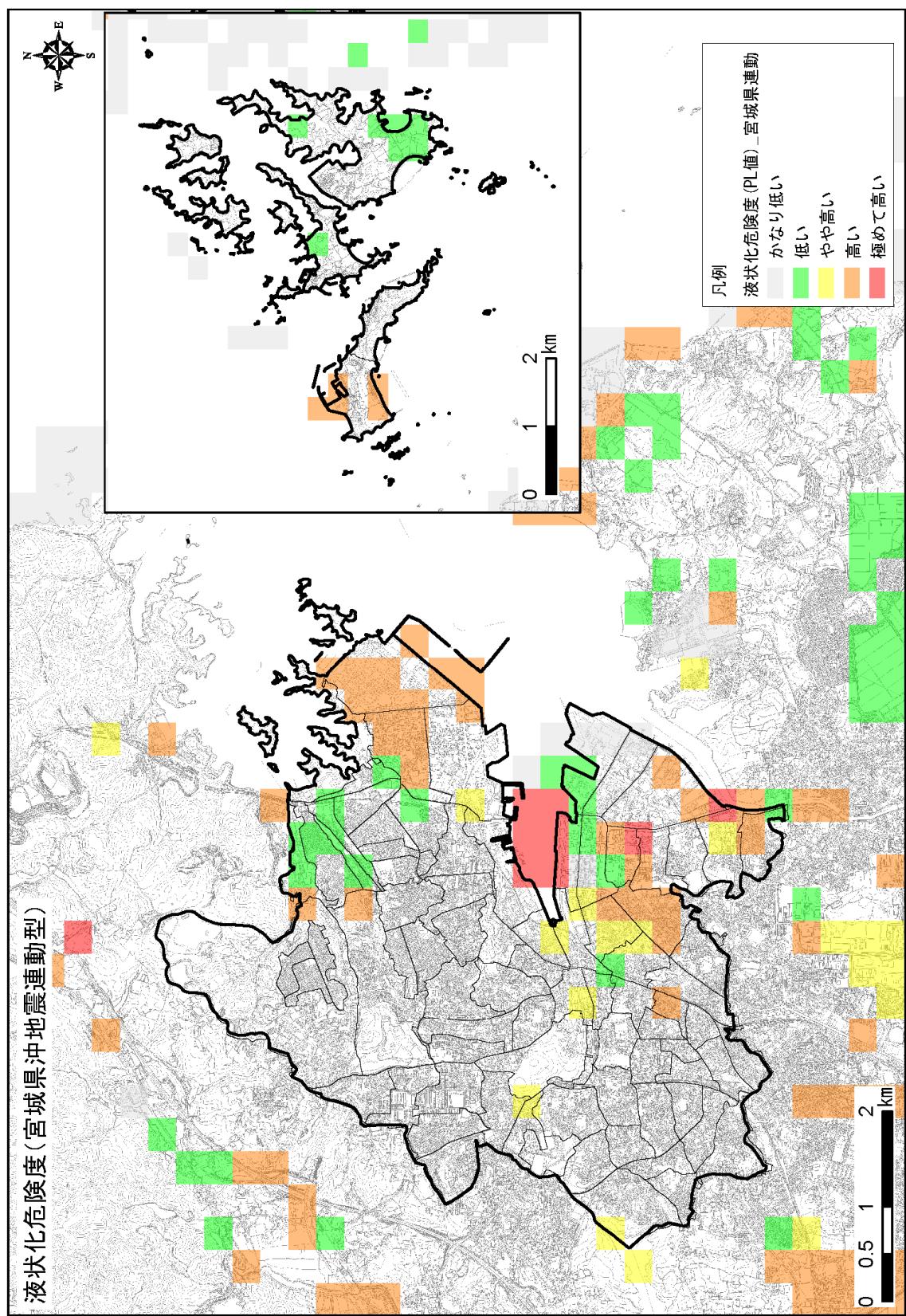
(長町 -利府線断層帯地震 $M_w=8.0$ を地盤区分図対比編纂)

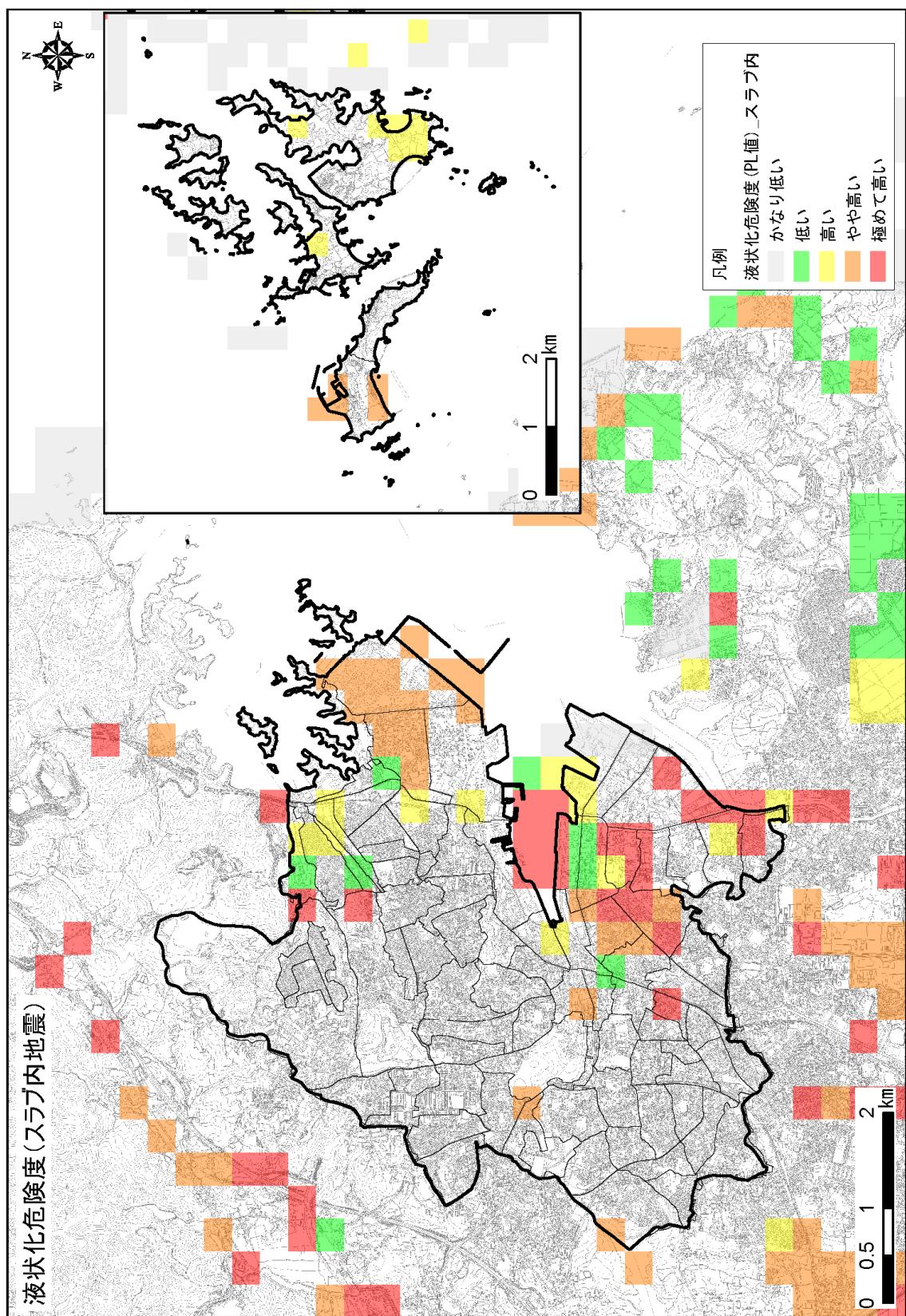


地震編資料2－5 塩竈市の液状化危険度
(東北地方太平洋沖地震 $M_w=8.0$)

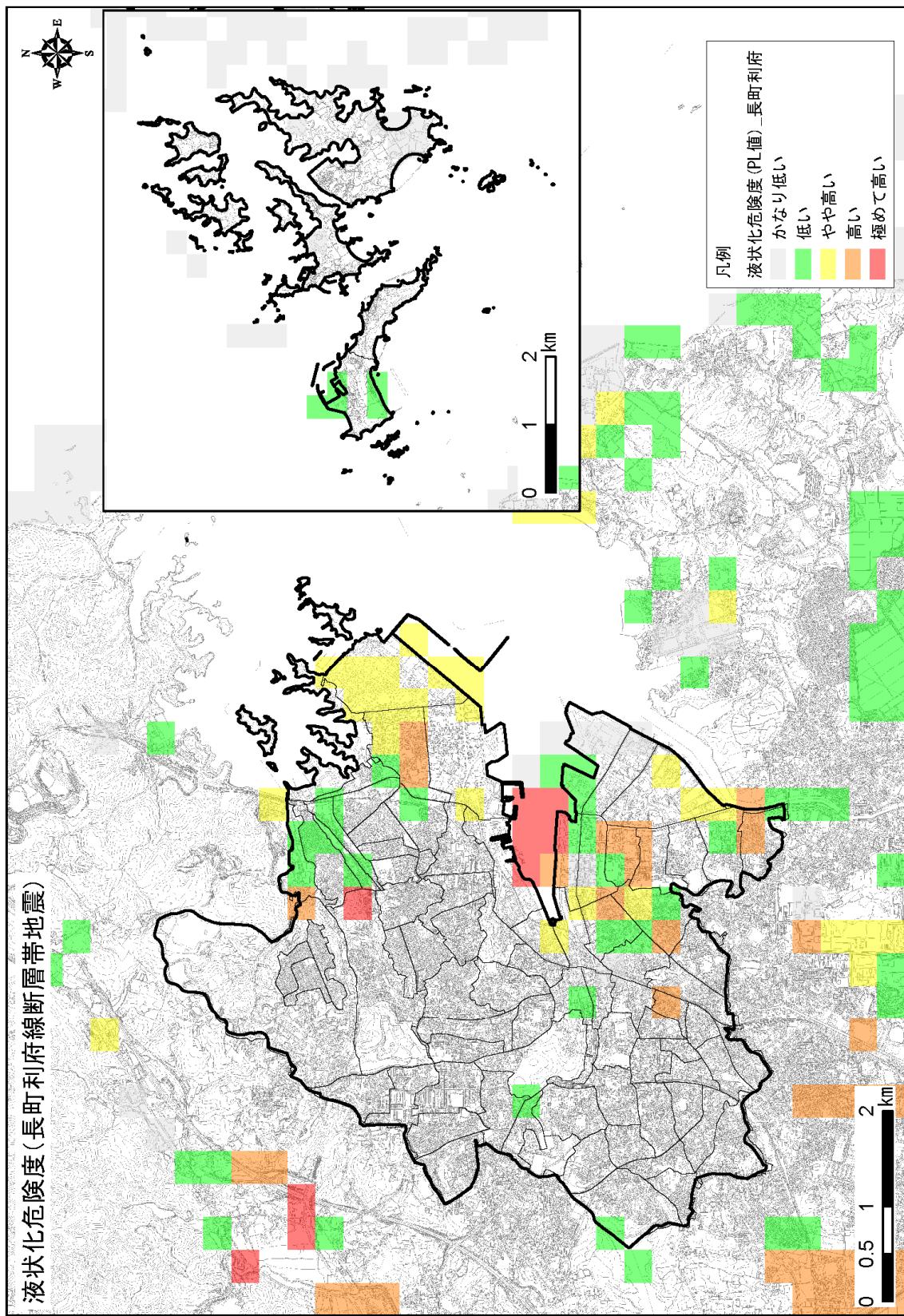


(宮城県沖地震運動型 Mw=8.0)



(スラブ内地震 $M_w=8.0$)

(長町 -利府線断層帯地震 $M_w=8.0$)



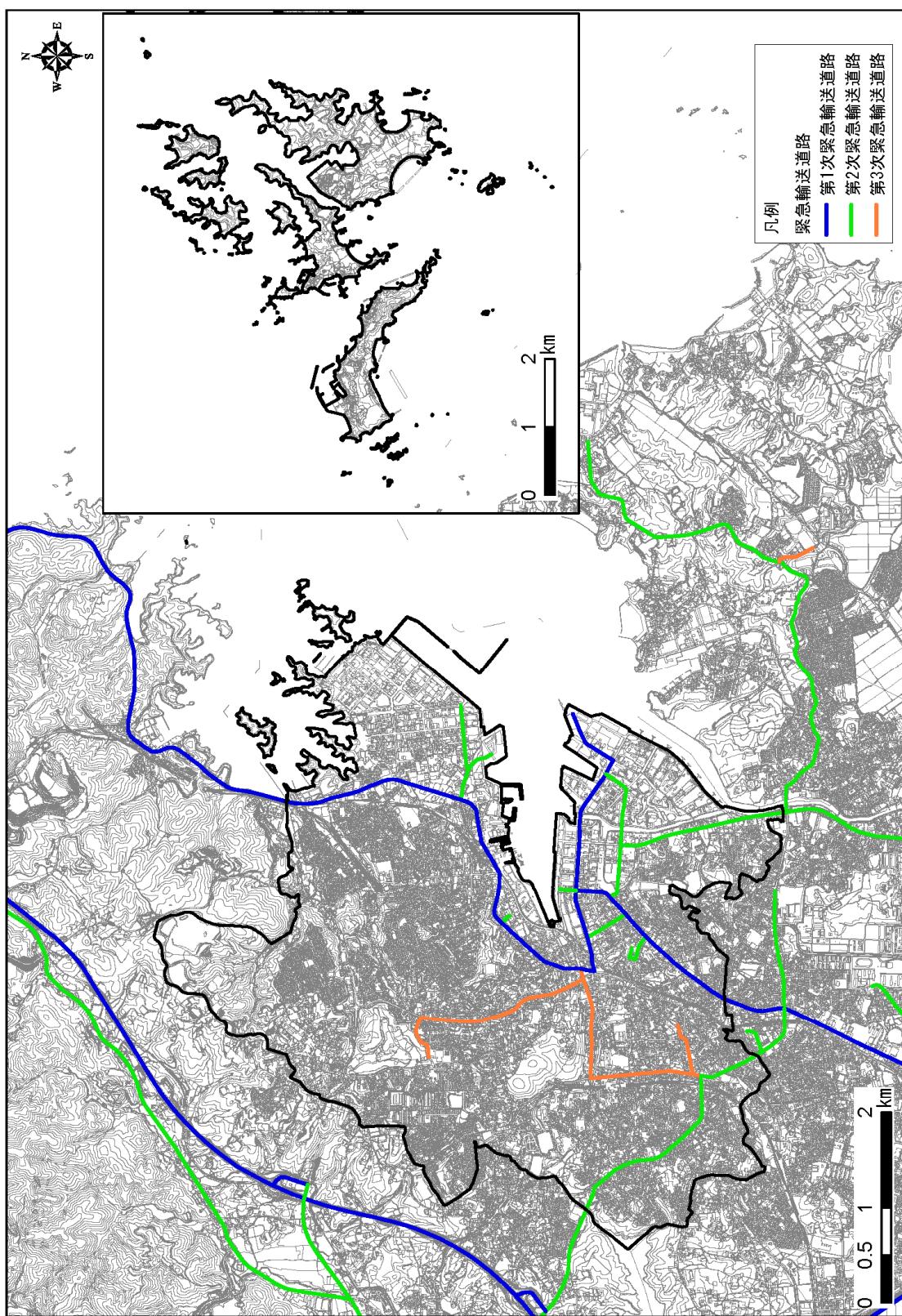
地震編資料3 既往災害

地震編資料3-1 塩竈市における主な既往災害

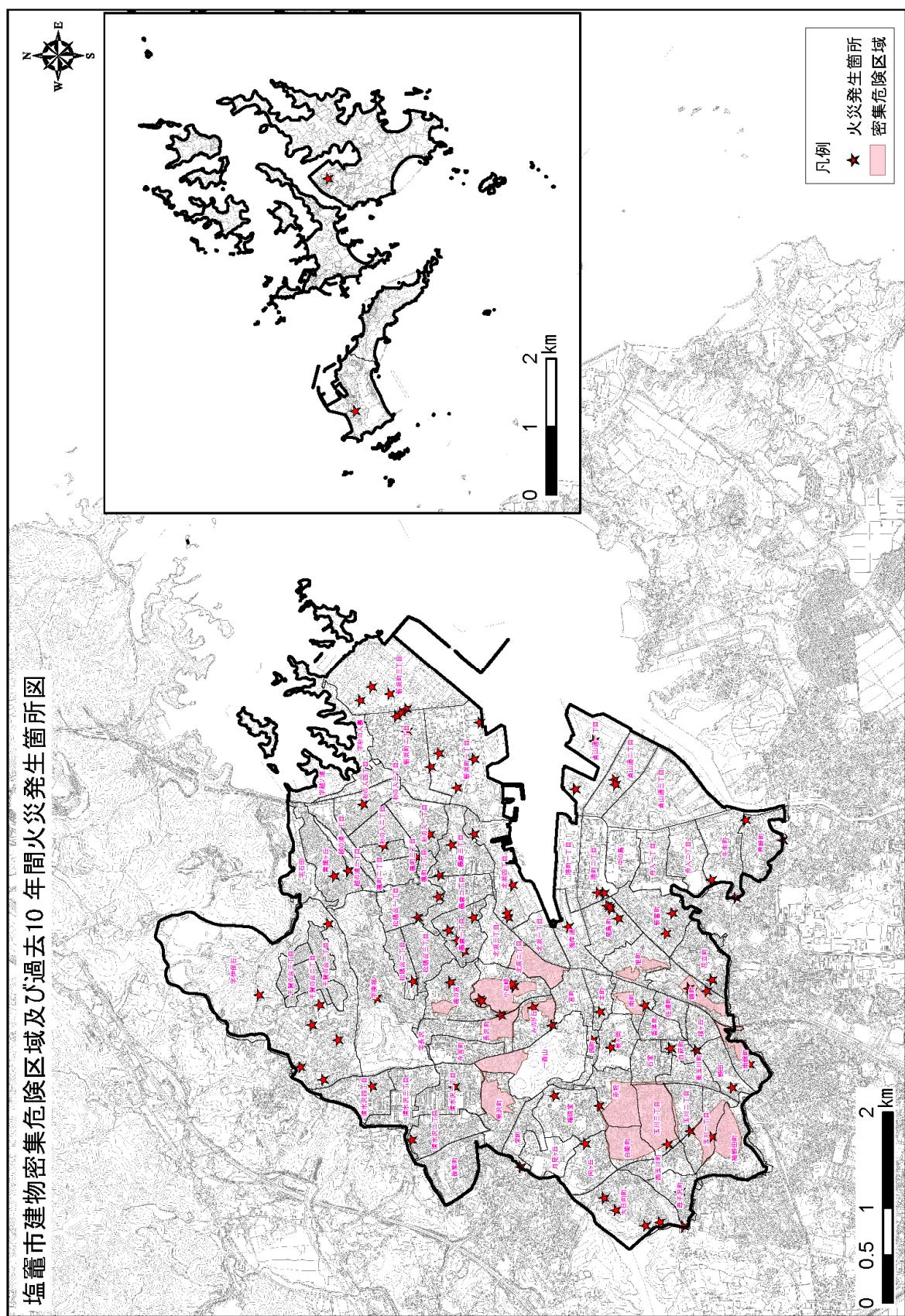
番号	発生年月日	災害種別	被害状況等
1	貞享4年9月17日	津波	陸前沿岸津波あり。塩竈で潮1.5~1.6尺(約50cm)上がり、潮の干満12~13回。この日刻琉球に津波、遠地・南米ペルー沖地震津波
2	明治29年6月15日	地震大津波 (明治三陸地震津波)	19時39分三陸沖、144.2°E (144.4°E) 39.6°N (39.5N) M-7.6 (7.1) 震害はなく、地震後約35分で津波が三陸沿岸に来襲した。津波来襲直前に鳴響のあったところが多く、第2波が最大であった。また、ちょうど満潮時にあたっていた。
3	明治31年2月19日	大地震	塩竈町所々地上に亀裂が生じ、家屋の動搖甚だしく人心悩たりき
4	昭和27年11月5日	津波	塩竈市、志津川町、雄勝町等、家屋床上浸水332戸、塩竈市、気仙沼市家屋床下浸水1,131戸1
5	昭和35年5月24日	地震大津波 (チリ地震津波)	塩竈港南側岸壁2.9m、県内死者41名、負傷者625名、行方不明12名、家屋全壊1,206戸、同半壊899戸、同流失307戸、同床上浸水8,086戸、同床下浸水6,097戸、道路損壊3ヶ所、橋流失15ヶ所堤防決壊11ヶ所、船舶沈没4隻、船舶流失破損779隻
6	昭和53年6月12日	地震 (宮城県沖地震)	死者1名、負傷者4名、り災者数2,558名、家屋の全壊15、半壊67、一部破損551の甚大なる被害があった。
7	平成15年5月26日	地震 (三陸南地震)	18時24分宮城県沖を震源とするマグニチュード7.0の地震が発生。最大深度6弱。震源の深さ約71km。津波の心配はなし。 塩竈市の被害は、負傷者2、り災者数31
8	平成15年7月26日	地震 (8.16宮城地震)	11時46分宮城県沖を震源とするマグニチュード7.2の地震が発生。最大震度6弱。震源の深さ約42km。津波注意報(津波注意)発令。塩竈市の震度は5弱。塩釜港で12時58分約10cmの津波を観測。被害は、り災者72、非住家の倒壊1、瓦落下・壁の亀裂・崖崩れ・落石等が発生、公共施設でも魚市場の窓ガラスの破損、浦戸各漁港で岸壁・物揚場の亀裂等の被害が発生し、被害総額は1億円強。
9	平成23年3月11日 平成23年4月7日 平成24年8月30日	地震 (東北地方太平洋沖地震M9.0) 同余震(M7.2) 同余震(M5.6)	塩竈市役所:震度6強 第1編(地震編)第1章総則、第2編(津波編)第1章総則参照 塩竈市役所:震度6弱 塩竈市役所:震度5弱
10	令和3年2月13日 令和3年3月20日	地震 (福島県沖を震源とする地震) 地震 (宮城県沖を震源とする地震)	軽傷1名、家屋半壊2戸、非住宅(店舗・倉庫等)1戸、り災世帯数564世帯 ※り災世帯数は、発生時期が近く調査期間が重なっているため、2月及び3月の地震を合わせた集計となっている。その他の被害は、2月の地震による。 2月3日の最大震度:6強 3月20日の最大震度:5強
11	令和4年3月16日	地震 (福島県沖を震源とする地震)	※被害状況は調査中 最大震度:5強

地震編資料4 社会環境等に関する資料

地震編資料4-1 塩竈市主要道路網図



地震編資料4-2 塩竈市建物密集危険区域及び過去10年間火災発生箇所図

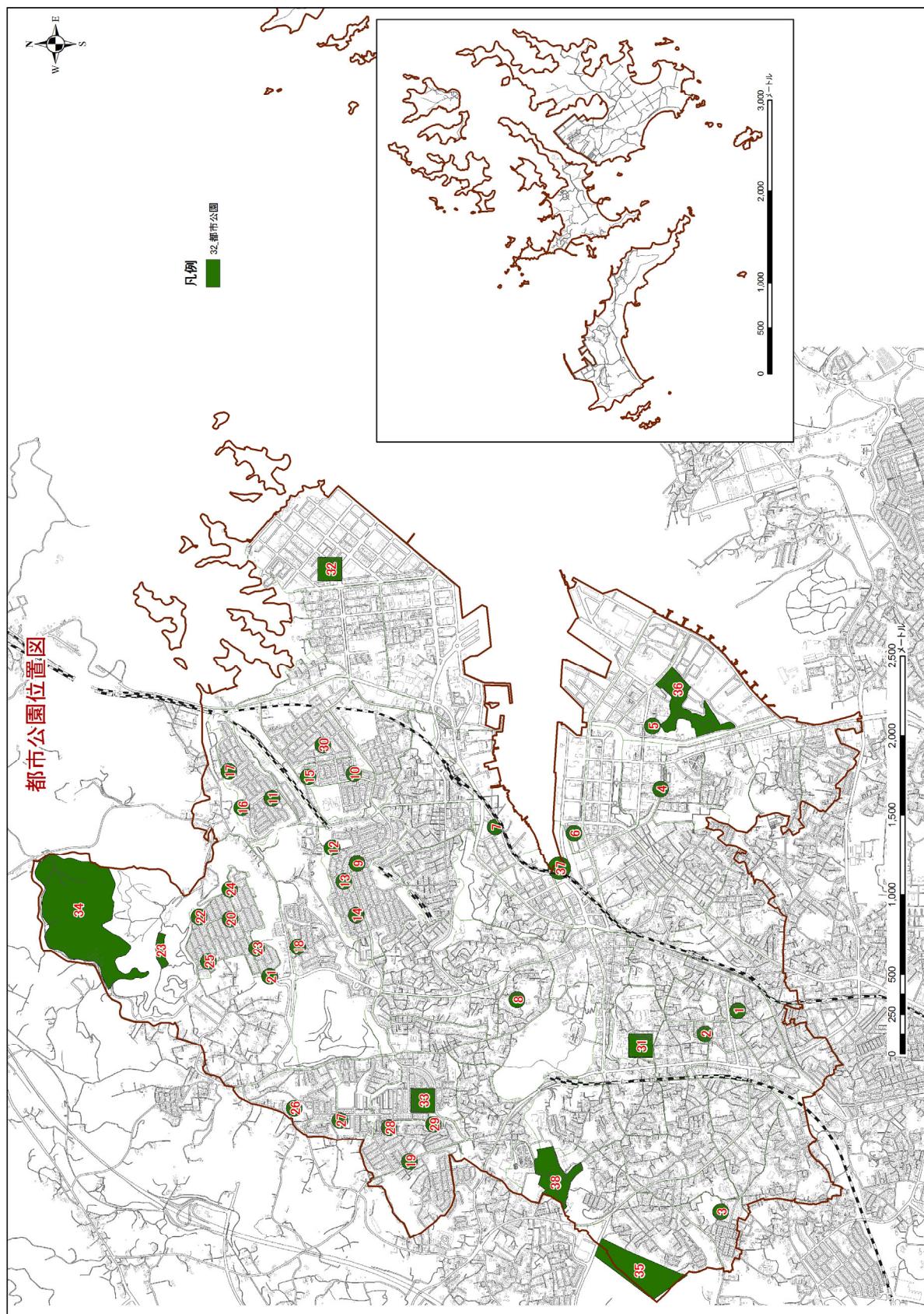


地震編資料4－3 塩竈市都市公園

4-3.1 塩竈市都市決定公園一覧表

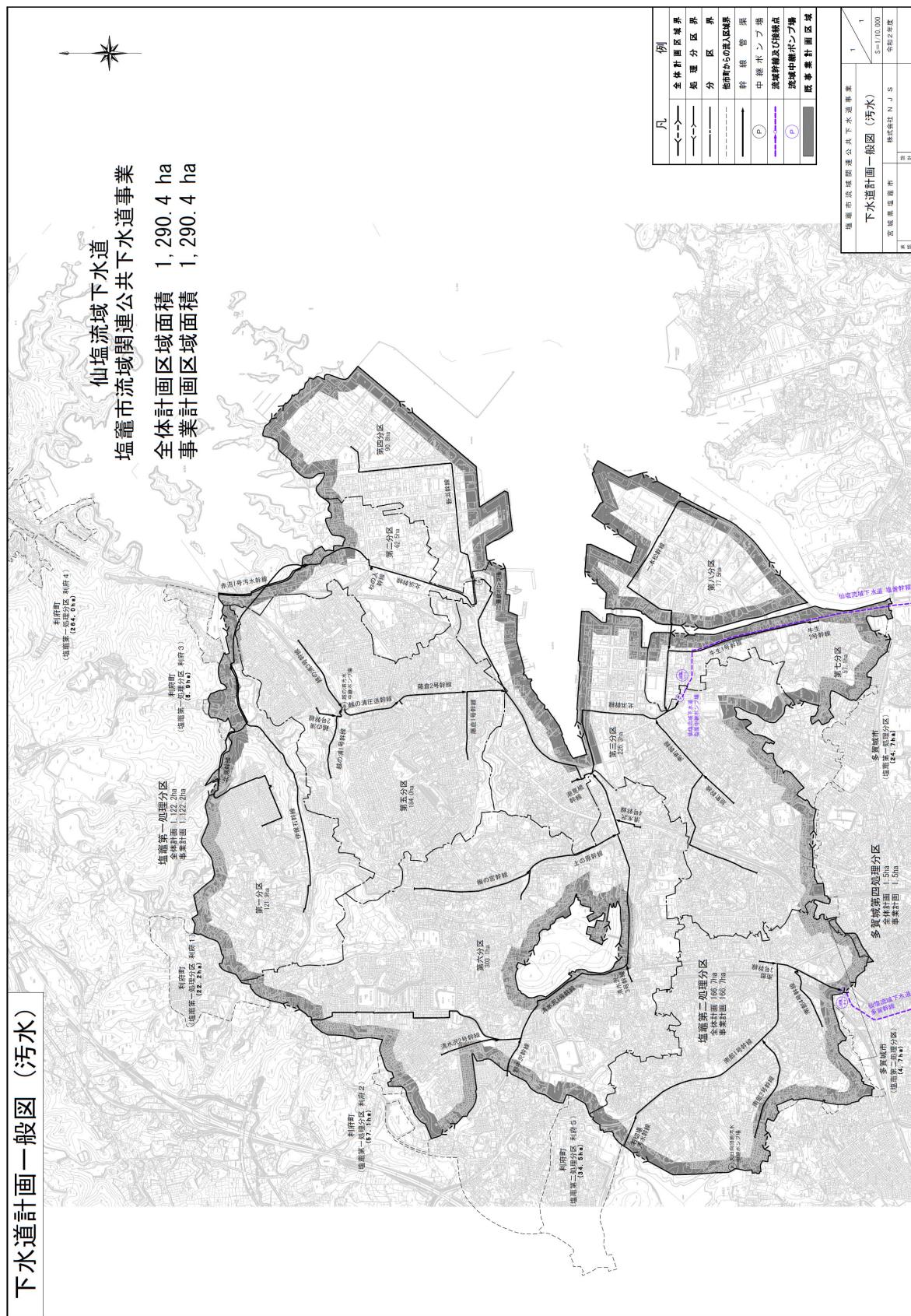
番号	市町村	種別	公園名	所在地	供用面積	計画決定
1	塩竈市	街区公園	佐浦町公園	塩竈市桜ヶ丘	0.11	S29.4.7
2	塩竈市	街区公園	東玉川公園	塩竈市石堂	0.10	S58.12.9
3	塩竈市	街区公園	玉川公園	塩竈市母子沢	0.16	S42.10.5
4	塩竈市	街区公園	中の島公園	塩竈市中の島	0.13	S43.12.28
5	塩竈市	街区公園	一本松公園	塩竈市貞山通三丁目	0.13	S45.6.11
6	塩竈市	街区公園	港町公園	塩竈市海岸通	0.22	S45.6.23
7	塩竈市	街区公園	北浜公園	塩竈市北浜四丁目	0.37	S46.9.11
8	塩竈市	街区公園	みのが公丘園	塩竈市みのが丘	0.15	S46.9.11
9	塩竈市	街区公園	松陽台公園	塩竈市松陽台一丁目	0.30	S56.3.23
10	塩竈市	街区公園	楓町公園	塩竈市楓町三丁目	0.17	S56.3.23
11	塩竈市	街区公園	青葉ヶ丘公園	塩竈市字青葉ヶ丘	0.24	S56.3.23
12	塩竈市	街区公園	松陽台東公園	塩竈市松陽台一丁目	0.37	S59.4.27
13	塩竈市	街区公園	松陽台北公園	塩竈市松陽台二丁目	0.07	S59.4.27
14	塩竈市	街区公園	松陽台南公園	塩竈市松陽台三丁目	0.04	S59.4.27
15	塩竈市	街区公園	楓町北公園	塩竈市楓町三丁目	0.20	S59.4.27
16	塩竈市	街区公園	青葉ヶ丘北公園	塩竈市字青葉ヶ丘	0.04	S59.4.27
17	塩竈市	街区公園	青葉ヶ丘東公園	塩竈市字青葉ヶ丘	0.17	S59.4.27
18	塩竈市	街区公園	梅ヶ丘公園	塩竈市字庚塚	0.09	S59.4.27
19	塩竈市	街区公園	後楽公園	塩竈市後楽町	0.19	S59.7.12
20	塩竈市	街区公園	千賀の台公園	塩竈市千賀の台二丁目	0.26	S59.7.12
21	塩竈市	街区公園	千賀の台南公園	塩竈市千賀の台一丁目	0.39	S59.7.12
22	塩竈市	街区公園	千賀の台東公園	塩竈市千賀の台三丁目	0.25	S59.7.12
23	塩竈市	街区公園	千賀の台1号公園	塩竈市千賀の台一丁目	0.05	S59.7.12
24	塩竈市	街区公園	千賀の台2号公園	塩竈市千賀の台一丁目	0.11	S59.7.12
25	塩竈市	街区公園	千賀の台3号公園	塩竈市千賀の台二丁目	0.07	S59.7.12
26	塩竈市	街区公園	清水沢1号公園	塩竈市清水沢四丁目	0.10	H元.8.24
27	塩竈市	街区公園	清水沢2号公園	塩竈市清水沢三丁目	0.19	H元.8.24
28	塩竈市	街区公園	清水沢北公園	塩竈市清水沢一丁目	0.29	H元.8.24
29	塩竈市	街区公園	清水沢西公園	塩竈市清水沢二丁目	0.39	H元.8.24
30	塩竈市	街区公園	杉の入公園	塩竈市杉の入二丁目	0.22	H元.8.24
31	塩竈市	近隣公園	塩竈公園	塩竈市泉ヶ岡	1.36	23445
32	塩竈市	近隣公園	新浜町公園	新浜町三丁目	1.33	S44.5.20
33	塩竈市	近隣公園	清水沢公園	清水沢一丁目	2.00	S52.4.22
34	塩竈市	総合公園	伊保石公園	字伊保石	38.19	S61.2.28
35	塩竈市	広域公園	加瀬沼公園	(県立都市公園)	0.00	H14.4.5
36	塩竈市	緑地公園	塩竈港緑地	貞山通三丁目	7.09	S52.12.6
37	塩竈市	緑地公園	千賀の浦緑地	海岸通	0.44	H元.8.24
38	塩竈市	墓園公園	塩竈墓地	月見ヶ丘	2.15	S38.3.19

4-3.2 塩竈市都市決定公園等位置図

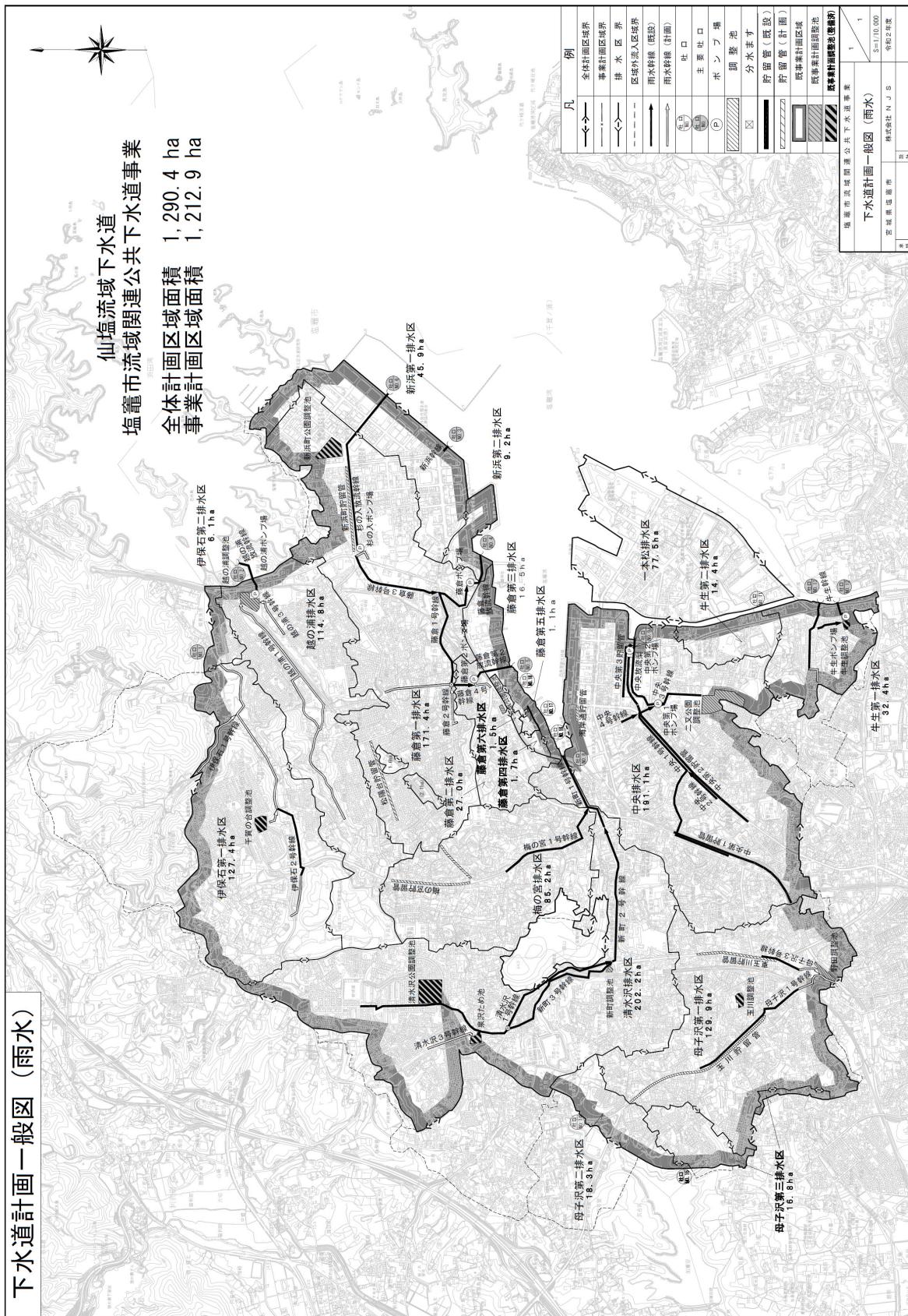


地震編資料 4-4 塩竈市下水道網

4-4.1 塩竈市下水道污水網図



4-4.2 塩竈市下水道雨水網図



地震編資料4－5 塩竈市防災行政無線（同報系）システム

4-5.1 防災行政無線（デジタル同報系）施設 屋外拡声子局設備一覧表（その1）

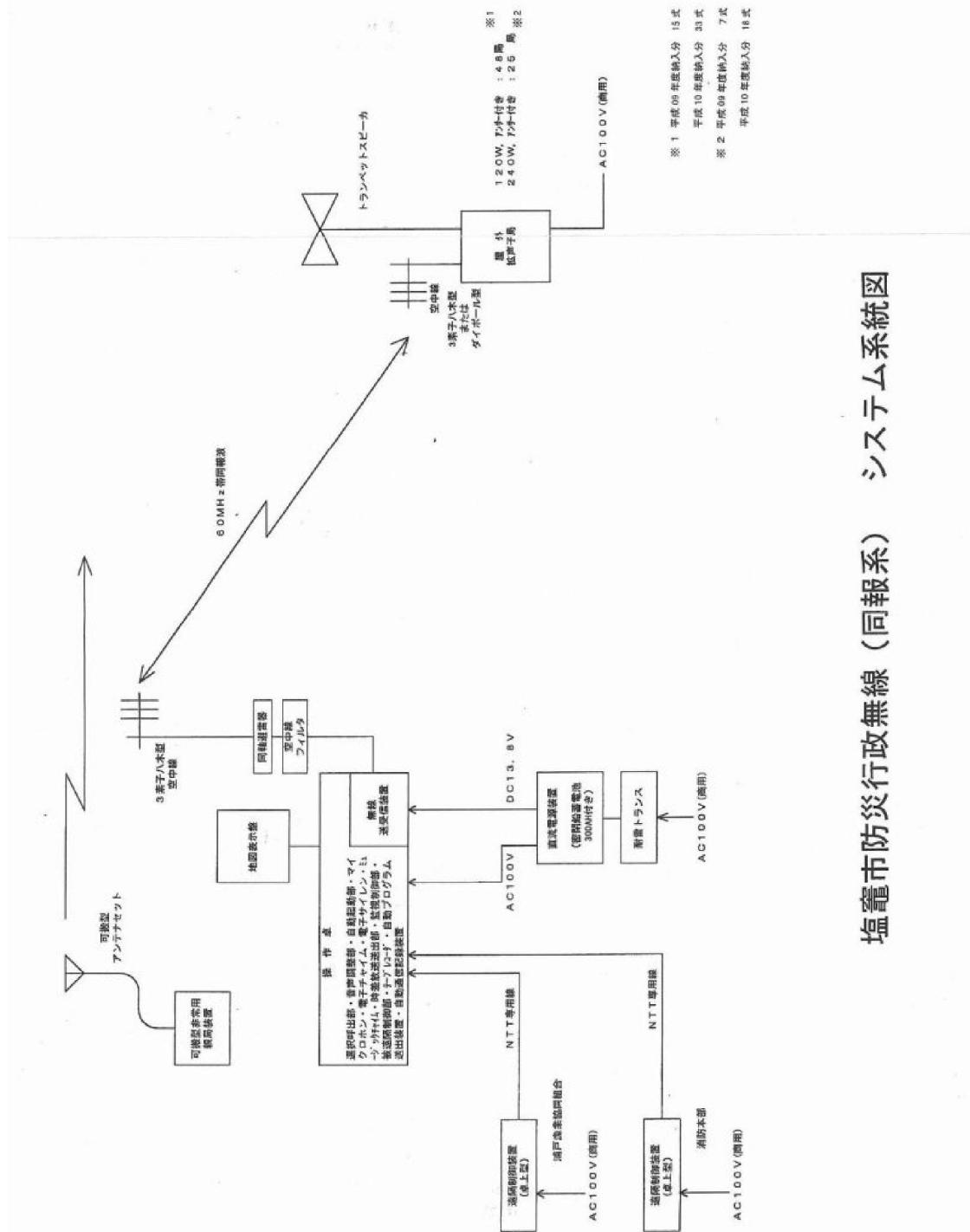
個別番号	局名	所在地
001	梅の宮浄水場	伊保石
002	千賀の台3号公園	千賀の台2丁目12
003	千賀の台2号公園	千賀の台1丁目13
004	青葉が丘	青葉が丘34
005	青葉が丘9号線	青葉が丘14
006	青葉が丘公園	青葉が丘3-1
007	杉の入西部	杉の入3丁目14
008	新浜町3丁目（公園前）	新浜町3丁目
009	新浜児童遊園	新浜町2丁目15
010	伊保石集会所	伊保石143-7
011	梅が丘公園	康塚53
012	清水沢緑地公園	清水沢3丁目23
013	松陽台ポケットパーク	松陽台1丁目18
014	楓町中央公園	楓町3丁目2
015	楓町集会所	楓町2丁目1-17
016	杉の入小	杉の入1丁目19
017	梅の宮神社	梅の宮15
018	藤倉三丁目公園	藤倉3丁目18-37
019	新浜町大通線（中央分離帯）	新浜町1丁目21
020	後楽町公園	後楽町4
021	清水沢公園	清水沢1丁目37
022	体育館	今宮町9
023	藤倉保育園	藤倉1丁目4
024	旧海員会館	新浜町1丁目16
025	長沢郵便局	梅の宮3
026	二小	小松崎10-1
027	藤倉児童会館	藤倉2丁目2-12
028	東塩釜駅広場	藤倉3丁目4
029	まがき集会所	新浜町1丁目3-7
030	泉沢町集会所	泉沢町3-22
031	長沢町1号線	長沢町5
032	北浜公園	北浜4丁目7
033	栄町集会所	権現堂19-2
034	北浜2丁目	北浜2丁目11-15
035	一中	みのが丘3-1
036	千賀の浦橋	海岸通12
037	マリーンゲート	港町1丁目4
038	海岸通	海岸通6
039	月見が丘霊園	月見が丘2
040	権現堂浄水場	権現堂2
041	四方跡公園	西町3
042	港橋	貞山通2丁目4-1
043	日鐵セメント	貞山通1丁目7-13

4-5.1 防災行政無線（デジタル同報系）施設 屋外拡声子局設備一覧表(その2)

個別番号	局名	所在地
044	港町集会所	港町2丁目9-7
045	新大日向団地	大日向町38
046	向ヶ丘公園	向ヶ丘
047	赤坂公園	赤坂26
048	塩釜高校	泉が丘10
049	一小	泉が丘1
050	東園寺	旭町1
051	中の島児童公園	中の島1番
052	貞山通集会所	貞山通3丁目5
053	カメイ油槽	貞山通2丁目10
054	玉川第4公園	玉川3-5
055	市川玉川線	母子沢町23
056	香津町保育所	香津町4-15
057	公民館	東玉川町9-1
058	新富町公園	新富町29
059	天満崎公園	舟入2丁目2
060	モービル油槽	貞山通3丁目20
061	新玉川住宅	母子沢町1-1
062	玉川小学校	玉川2丁目5
063	第一貯留菅	南錦町1
064	花立二集会所	花立町19-25
065	袖野田集会所	袖野田町26-15
066	野田公園	野田14
067	牛生公園	芦畔町8
068	西塩釜駅	錦町24
069	浦戸漁協	浦戸桂島字庵寺
070	桂島庵寺	浦戸桂島字庵寺
071	浦戸二小	浦戸桂島字台23-2
072	石浜	浦戸石浜字本石浜
073	浦戸諸島開発総合センター	浦戸野々島字河岸50
074	野々島毛無崎	浦戸野々島字毛無崎
075	浦戸東部漁協	浦戸寒風沢字湊
076	寒風沢湊	浦戸寒風沢字湊
077	寒風沢中月	浦戸寒風沢字中月
078	朴島	浦戸野々島字朴島

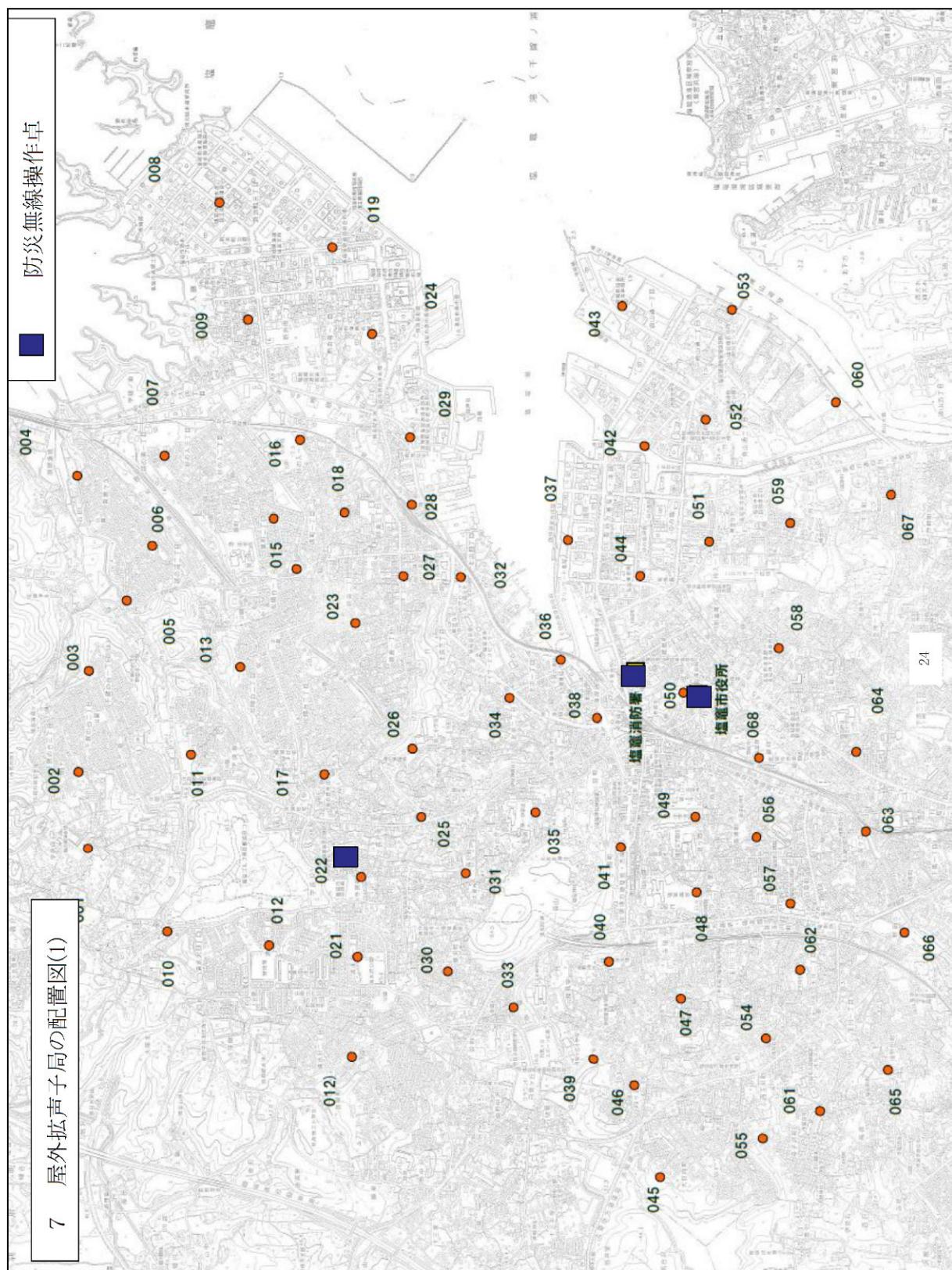
4-5.2 防災行政無線（同報系）システム系統図

塩竈市防災行政無線通信設備(同報系)システム系統図

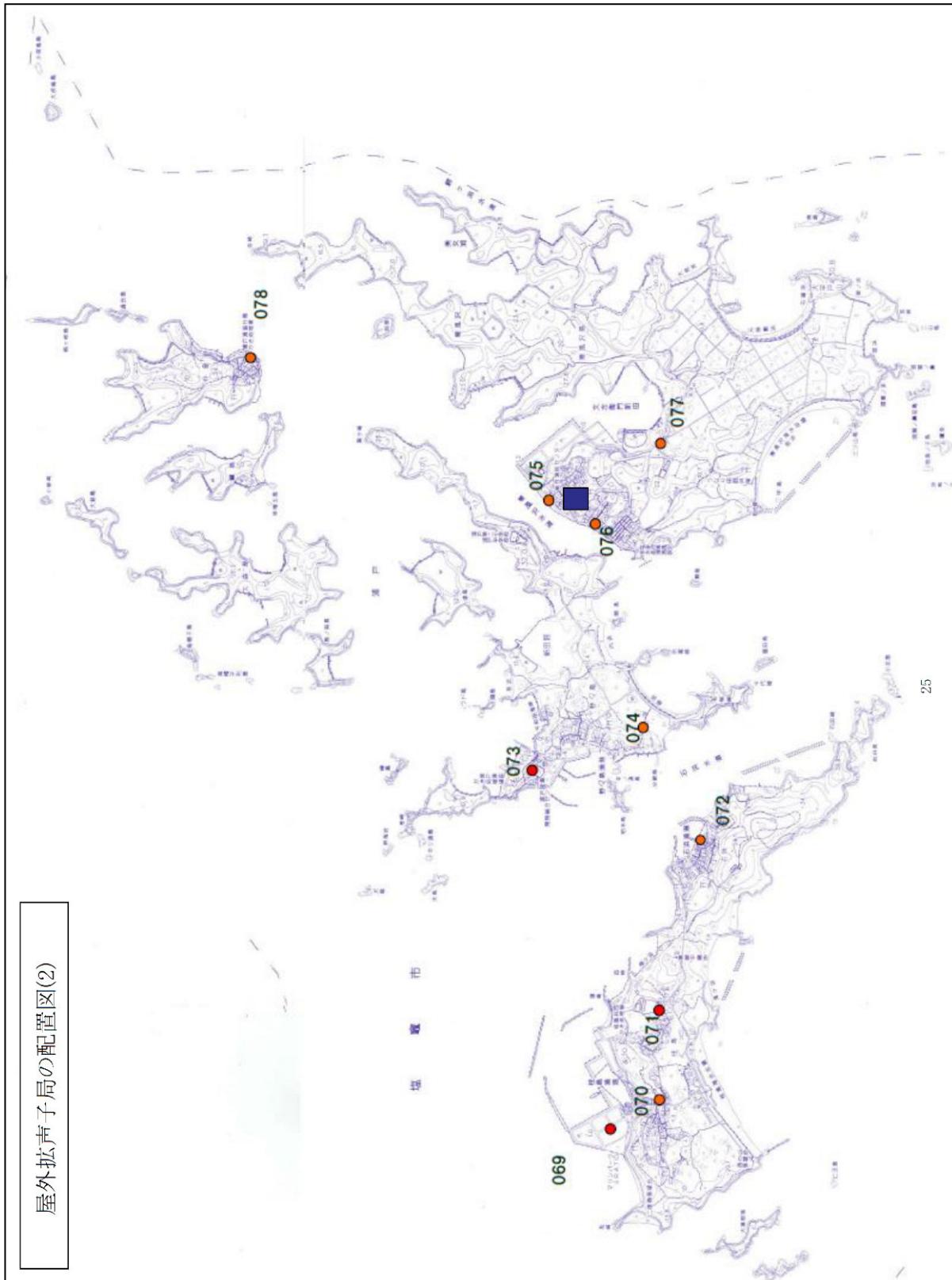


塩竈市防災行政無線（同報系） システム系統図

4-5.3 防災行政無線（同報系）システム屋外拡声子局位置図 (本土部)



(離島部)



地震編資料 4-5.4 塩竈市防災行政無線（同報系）運用規則**塩竈市防災行政無線局（同報系）運用細則****（目的）**

第1条 この細則は、塩竈市防災行政無線局管理運用規程(以下「規程」という。)第12条に基づき、防災行政無線局の運用を円滑に行うために必要な事項を定めることを目的とする。

（通信の種類）

第2条 通信の種類は、定時通信、緊急通信及び臨時通信とする。

（通信事項）

第3条 通信事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律第47条第2項に定める警報
- (2) 時報
- (3) 地震、台風等に関する予・警報の伝達など、防災行政に関する事項
- (4) 地方自治法第2条第3項に定める事項の内、総務部長が特に重要と判断する事項。

（通信時間等）

第4条 通信時間等は、次の各号による。

- (1) 定時通信は、あらかじめ定められた時間に行うもので、その通信時間は別に定める。
- (2) 緊急通信は、地震、台風、その他緊急事態が発生し、又は発生が予測されるときに行う。
- (3) 臨時通信は、無線通信依頼書(以下「通信依頼書」という。)(別表)の内容を総務部長が判断し決定する。

（通信の申込）

第5条 通信の申込み手続きは、次の各号の定めるところによる。

- (1) 所属長は、所管する事務で住民に周知する必要のある緊急かつ重要と判断される行政情報については、通信依頼書によりあらかじめ管理責任者に提出する。
- (2) 緊急を要する場合は、口頭により届出を行うことができる。口頭による届出内容は、通信依頼書に記入しておく。
- (3) 管理責任者は、提出された通信依頼書の内容を、総務部長の決裁を得て通信の可否を決定する。通信を否としたときは、その旨を通信依頼者に通知する。

（通信の制限）

第6条 管理責任者は、災害発生その他特に理由があるときは通信を制限することができる。

（通信の記録）

第7条 通信取扱責任者は、通信を行ったときは無線業務日誌に必要事項を記載する。

（通信の方法）

第8条 通信の方法は次による。

- (1) 必要のない無線通信は行わない。
- (2) 無線通信に使用する用語は、できる限り簡潔にする。
- (3) 無線通信を行うときは、自局の呼出名称を付してその出所を明らかにする。
- (4) 無線通信は正確に行い、通信上の誤りを知ったときは直ちに訂正する。通信の方法としては、原則として次により行う。

イ 一括呼出し

ロ グループ呼出

(例) 平常時 「こちらは防災市役所です。1~2回……通信内容……以上で終わります。こちらは防災市役所です。1回

災害時 「こちらは防災市役所です。1~2回……災害に関する通信内容……以上で終わります。こちらは防災市役所です。1回

ハ 呼出の簡素化

呼出を行う場合において確実に連絡設定が認められたときは、「こちらは」及び自局の呼出名称を省略することができる。

これらの事項を省略した場合は、通信中少なくとも1回以上自局の呼出名称を送信する。

(緊急親局装置)

第9条 緊急親局装置の運用については次のとおりとする。

- (1) 緊急親局装置としてのその運用にあたっては、無線従事者が操作するものとする。
- (2) 緊急親局装置としてのその運用にあたっては、東北電気通信監理局との事前の許可を必要とするものとする。

(その他)

第10条 この細則に定めるものの他、必要な事項はその都度定める。

附則

この細則は、平成17年9月1日から実施する。

別 表 定例通信時間

昼	12:00～12:01
夜	17:00～17:01

無線通信依頼書

総務部長	管理責任者	通信取扱責任者	通信依頼課長	通信の可否	可・否

平成 年 月 日

通信件名				
通信日時	平成 年 月 日 時 分			
通信区域	①一括 ②市内全域 ③浦戸全域 ④個別(地区名)			
通信文(通信文は簡潔に表現すること)				

固定系無線業務日誌

責任者	管理者	運用者

年 月 日

呼出名称	周波数	電波形式	空中線電力

無線従事者氏名	資格	服務時刻
		自 至

非常通信の実施状況	
空電・混信・感度の減退等の通信状況	
周波数偏差の測定結果と措置	
機器の故障・原因と措置	
規制の指示に対する措置	
法律違反運用局を認めた場合その事実 その他	

種別	開始時刻	終了時刻	時間	通報先	音源	通報先
	特定名称／監視結果					

4-5.5 塩竈市防災行政無線局管理運用規定**塩竈市防災行政無線局管理運用規程****(目的)**

第1条 この規定は、塩竈市地域防災計画に基づく災害対策に係る防災業務及び行政事務に関し、円滑な通信を図るため設置する塩竈市防災行政無線局（以下、無線局という。）の管理運用について、電波法（昭和25年法律第131号）及び関係法令に定めるものほか必要な事項について定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線局
無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。
- (2) 固定系親局
特定の2以上の受信局に対し、同時に同一内容の通報をするため、塩竈市役所内に設置する無線局をいう。
- (3) 固定系遠隔制御装置
庁舎外からNTT回線に接続され、固定系親局の設備を共有し放送を行う設備をいう。
- (4) 固定系子局
固定系親局の通報を受信する受信設備をいう。
- (5) 基地局
陸上移動局を通信の相手方とする移動しない無線局をいう。
- (6) 陸上移動局
陸上を移動中又はその特定しない地点に停止中運用する車載型、携帯型の無線局をいう。
- (7) 無線系
前各号の無線局及びその付帯設備を含めた通信システムをいう。
- (8) 無線従事者
無線設備の操作を行う者であつて郵政大臣の許可を受け、かつ当該無線設備を操作する資格を有する者をいう。
- (9) 緊急親局
災害等により親局装置がしうる不可能となった場合の親局設備の予備設備をいう。

(無線局の回線構成)

第1条 無線局の回線構成は、添付資料のとおりとする

- (1) 塩竈市防災行政無線通信設備システム系統図（同報系）
- (2) 野外拡声子局配置図（同報系）
- (3) 無線局の回線構成及び配置（移動系）

(無線系の総括管理者等)

- 第4条 無線系に総括管理者、管理責任者及び通信取扱責任者を置く。
- 2 総括管理者は、無線系の管理及び運用の業務を総括し、管理責任者を指揮監督する。
 - 3 総括管理者は、市長をもって充てる。

(管理責任者)

- 第5条 無線系に管理責任者を置く。
- 2 管理責任者は総括管理者の命を受け、無線局の管理及び運用の業務を行うとともに、通信取扱責任者、管理者を指揮監督する。
 - 3 管理責任者は、防災課長をもって充てる。

(通信取扱責任者)

- 第6条 無線系に通信取扱責任者を置く。
- 2 通信取扱責任者は、管理責任者の命を受け、無線局を管理運用し、無線局に係る業務を所掌する。
 - 3 通信取扱責任者は、管理責任者が職員の中から無線従事者の資格を有する者の中から指名し、これに充てる。

(無線従事者の配置養成等)

- 第7条 総括管理者は、無線系の運用体制に必要な無線従事者を配置するものとする。
- 2 総括管理者は、無線従事者の適正な配置を確保するため、常に無線従事者の養成に留意するものとする。
 - 3 総括管理者は、無線従事者の現状を把握するため、毎年4月1日をもって無線従事者名簿（様式1）を作成するものとする。

(無線従事者の任務)

- 第8条 無線従事者は、無線系に属する無線局の操作を行うとともに無線業務日誌（様式2）の記載を行う。

(通信取扱者)

- 第9条 通信取扱者は、無線従事者の管理のもとに電波法等関係法令を遵守し、法令に基づいた無線局の運用を行う。
- 2 通信取扱者は、無線局の運用に携わる一般事務とする。

(備え付け書類等の管理)

- 第10条 通信取扱責任者は、電波法等関係法令に基づく業務書類を管理保管する。
- 2 通信取扱責任者は、電波法令集を常に現行の物に維持しておくものとする。
 - 3 通信取扱責任者は、無線従事者選（解）任届（様式3）の写しを常に整理保管しておくものとする。

(業務報告)

第11条 無線局運用の業務報告は、管理責任者の無線業務日誌の査閲によるものとする。

(無線局の運用)

第12条 無線局の運用については、下記に定めるもののほか、別に定める運用細目によるものとする。

- 2 非常災害時当における無線局（同報系）の適切な運用を確保するため、塩釜消防署に遠隔制御装置を設置し、別に定める運用協定書に基づき、これを運用するものとする。

(無線設備の保守点検)

第13条 無線設備の正常な機能維持を確保するため、次のとおり保守点検を行う。

- (1) 週 点 檢 通信取扱責任者が行う。
 - (2) 四 半 期 点 檢 管理責任者が行う。
 - (3) 年 点 檢 総括管理者が、電波法に基づく点検のほか、必要な事項を保守点検委託により行う。
- 2 保守点検項目は、管理責任者が別に定めるとおりとする。
 - 3 保守点検の結果、異状を発見したときは、直ちに管理責任者に報告するものとする。

(通信訓練)

第14条 総括責任者は、非常災害発生に備え、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため、次により定期的な通信訓練を行うものとする。

- (1) 総合防災訓練に併せた総合通信訓練 毎年1回
 - (2) 定期通信訓練 半年に1回
- 2 訓練は、通信統制訓練及び住民への警報通報等伝達訓練並びに移動系による情報収集、伝達訓練を重点として行うものとする。

(研修)

第15条 総括管理者は、毎年1回以上、無線従事者及び通信取扱者に対して無線局の管理及び運用に必要な知識について研修を行うものとする。

附則

(施行期日)

- 1 この規定は、平成10年9月1日から施行する。

(旧要綱の廃止)

- 2 塩竈市防災行政無線局管理運用要綱（昭和59年11月1日制定）は廃止する。

4-5.6 防災行政無線（移動系）構成及び配置一覧（その1）

呼び出し名称	免許番号	技適・認証番号	機器名	製造番号	送信出力	設置個所	配置場所
ぼうさいしおがま 東基第6705号	001 QYAB 3000337	IC-UM2010MFT	0210071	10	危機管理課危機管理係(基地局)		
11 東移 67738号	001 FAB 1056	IC-UM2010MFT	0210072	10	危機管理係SVU(宮城800す12-02)		
12 東移 67739号	001 FAB 1056	IC-UM2010MFT	0210073	10	危機管理係脳ワゴン(宮城800あ887)		
13 東移 67740号	001 FAB 1056	IC-UM2010MFT	0210074	10	南部分団(宮城800さ22-76)		
14 東移 67741号	001 FAB 1056	IC-UM2010MFT	0210075	10	西部分団(宮城800せ43-11)		
15 東移 67742号	001 FAB 1056	IC-UM2010MFT	0210076	10	北部分団(宮城88そ13-97)		
16 東移 67743号	001 FAB 1056	IC-UM2010MFT	0210077	10	東部分団(800す60-80)		
31 東移 67749号	001 FAB 1069	IC-UH37MFT	6201001	5	災対本部 総務部	総務係	
32 東移 67750号	001 FAB 1069	IC-UH37MFT	6201002	5	災対本部 総務部	人財育成係	
33 東移 67751号	001 FAB 1069	IC-UH37MFT	6201003	5	災対本部 福祉子ども未来部	保健センター	
34 東移 67752号	001 FAB 1069	IC-UH37MFT	6201004	5	災対本部 福祉子ども未来部	保育課	
35 東移 67753号	001 FAB 1069	IC-UH37MFT	6201160	5	災対本部 産業建設部	部長(持出有)	
36 東移 67754号	001 FAB 1069	IC-UH37MFT	6201161	5	災対本部 市民生活部	浦戸振興課市営汽船係	
37 東移 67755号	001 FAB 1069	IC-UH37MFT	6201162	5	災対本部 上下水道部	下水道課	
38 東移 67756号	001 FAB 1069	IC-UH37MFT	6201163	5	災対本部 産業建設部	まちづくり・建築課	
39 東移 67758号	001 FAB 1069	IC-UH37MFT	6201164	5	災対本部 上下水道部	業務課長	
40 東移 67759号	001 FAB 1069	IC-UH37MFT	6201165	5	災対本部 上下水道部	梅の宮浄水場	
41 東移 67760号	001 FAB 1069	IC-UH37MFT	6201166	5	災対本部 市立病院	業務課	
42 東移 67761号	001 FAB 1069	IC-UH37MFT	6201167	5	災対本部 市立病院	当直室	
43 東移 67762号	001 FAB 1069	IC-UH37MFT	6201168	5	災対本部 教育委員会	教育総務課	
44 東移 67763号	001 FAB 1069	IC-UH37MFT	6201169	5	危機管理課		
45 東移 67764号	001 FAB 1069	IC-UH37MFT	6201170	5	災対本部 (産業建設部)	(土木課)	
46 東移 67765号	001 FAB 1069	IC-UH37MFT	6201171	5	災対本部 (産業建設部)	(土木課)	
47 東移 67744号	001 FAB 1069	IC-UH37MFT	6201172	5	災対本部 危機管理係		
48 東移 67745号	001 FAB 1069	IC-UH37MFT	6201173	5	災対本部 市民生活部	市民総務係	
49 東移 67746号	001 FAB 1069	IC-UH37MFT	6201174	5	福祉事務所	生活福祉課	
50 東移 67747号	001 FAB 1069	IC-UH37MFT	6201175	5	消防団 浦戸 石浜	第二分団副分団長 鈴木保	
51 東移 67748号	001 FAB 1069	IC-UH37MFT	6201176	5	ブルーセンター	浦戸振興課浦戸生活係	
52 東移第10115087号	001 FAB 1069	IC-UH37MFT	6201177	5	門扉操作 1		
53 東移第10115088号	001 FAB 1069	IC-UH37MFT	6201178	5	政策課	政策課	
54 東移第10115089号	001 FAB 1069	IC-UH37MFT	6201179	5	社会福祉協議会	社会福祉協議会	
55 東移第10115090号	001 FAB 1069	IC-UH37MFT	6201180	5	避難所 第三小学校		
56 東移第10115091号	001 FAB 1069	IC-UH37MFT	6201181	5	避難所 第三中学校		
57 東移第10115092号	001 FAB 1069	IC-UH37MFT	6201182	5	避難所 月見ヶ丘小学校		
58 東移第10115093号	001 FAB 1069	IC-UH37MFT	6201183	5	避難所 玉川小学校		
59 東移第10115094号	001 FAB 1069	IC-UH37MFT	6201184	5	避難所 玉川中学校		
60 東移第10115095号	001 FAB 1069	IC-UH37MFT	6201185	5	避難所 公民館		
61 東移 67766号	001 FAB 1069	IC-UH37MFT	6201186	5	避難所 第一小学校		
62 東移 67767号	001 FAB 1069	IC-UH37MFT	6201187	5	避難所 杉の入小学校		
63 東移 67768号	001 FAB 1069	IC-UH37MFT	6201188	5	避難所 第二中学校		
64 東移 67769号	001 FAB 1069	IC-UH37MFT	6201189	5	避難所 第一中学校		
65 東移 67770号	001 FAB 1069	IC-UH37MFT	6201190	5	避難所 第二小学校		
66 東移 67771号	001 FAB 1069	IC-UH37MFT	6201191	5	避難所 浦戸中学校		
67 東移 67772号	001 FAB 1069	IC-UH37MFT	6201192	5	桂島区長		
68 東移 67773号	001 FAB 1069	IC-UH37MFT	6201193	5	石浜区長		
69 東移 67774号	001 FAB 1069	IC-UH37MFT	6201194	5	野々島区長		
70 東移 67775号	001 FAB 1069	IC-UH37MFT	6201195	5	寒風沢区長		
71 東移 67776号	001 FAB 1069	IC-UH37MFT	6201196	5	朴島区長		
72 東移 67777号	001 FAB 1069	IC-UH37MFT	6201197	5	FMペイエリア		
73 東移 10002464号	001 FAB 1069	IC-UH37MFT	6201198	5	ケーブルテレビ		
74 東移 10002465号	001 FAB 1069	IC-UH37MFT	6201199	5	消防団 塩竈 団長		
75 東移 10002466号	001 FAB 1069	IC-UH37MFT	6201200	5	消防団 塩竈 副団長		
76 東移 10017998号	001 FAB 1069	IC-UH37MFT	6201201	5	消防団 塩竈 西部分団		
77 東移 10017999号	001 FAB 1069	IC-UH37MFT	6201202	5	消防団 塩竈 南部分団		
78 東移 10018000号	001 FAB 1069	IC-UH37MFT	6201203	5	消防団 塩竈 北部分団		
79 東移第10115096号	001 FAB 1069	IC-UH37MFT	6201204	5	消防団 塩竈 東部分団1		
80 東移第10115097号	001 FAB 1069	IC-UH37MFT	6201205	5	消防団 塩竈 東部分団2		

4-5.6 防災行政無線（移動系）構成及び配置一覧（その2）

呼び出し名称	免許番号	技適・認証番号	機器名	製造番号	送信出力	設置個所	配置場所
81 東移第10115098号	001 FAB	1069	IC-UH37MFT	6201206	5	消防団 浦戸 野々島	野々島 遠藤勝
82 東移第10115099号	001 FAB	1069	IC-UH37MFT	6201207	5	消防団 浦戸 副団長	副団長 内海栄一
83 東移第10115100号	001 FAB	1069	IC-UH37MFT	6201208	5	消防団 浦戸 桂島	第二分団長 内海茂夫
84 東移第10115101号	001 FAB	1069	IC-UH37MFT	6201209	5	消防団 浦戸 野々島	所在不明(寒風沢)
85 東移第10115102号	001 FAB	1069	IC-UH37MFT	6201210	5	消防団 浦戸 野々島	団長 鈴木武(野々島)
86 東移第10115103号	001 FAB	1069	IC-UH37MFT	6201211	5	消防団 浦戸 朴島	第一分団副分団長 尾形勝利
87 東移第10115104号	001 FAB	1069	IC-UH37MFT	6201212	5	予備	危機管理係室内
88 東移第10115105号	001 FAB	1069	IC-UH37MFT	6201213	5	市民生活部	環境課
89 東移第10115106号	001 FAB	1069	IC-UH37MFT	6201214	5	予備	危機管理係室内
90 東移第10115107号	001 FAB	1069	IC-UH37MFT	6201215	5	市長(危機管理係保管)	危機管理係室内
91 東移第10117355号	001 FAB	1069	IC-UH37MFT	6201962	5	総務部	政策課
92 東移第10117356号	001 FAB	1069	IC-UH37MFT	6201963	5	総務部	管財契約課
93 東移第10117357号	001 FAB	1069	IC-UH37MFT	6201964	5	総務部	管財契約課
94 東移第10117358号	001 FAB	1069	IC-UH37MFT	6201965	5	市民生活部	税務課
95 東移第10117359号	001 FAB	1069	IC-UH37MFT	6201966	5	市民生活部	市民総務係
96 東移第10117360号	001 FAB	1069	IC-UH37MFT	6201967	5	総務部	部長
97 東移第10117361号	001 FAB	1069	IC-UH37MFT	6201968	5	福祉子ども未来部	新浜保育所
98 東移第10117362号	001 FAB	1069	IC-UH37MFT	6201969	5	福祉子ども未来部	東部保育所
99 東移第10117363号	001 FAB	1069	IC-UH37MFT	6201970	5	市民生活部	保険年金課
100 東移第10117364号	001 FAB	1069	IC-UH37MFT	6201971	5	福祉子ども未来部	所在不明
101 東移第10117365号	001 FAB	1069	IC-UH37MFT	6201972	5	福祉子ども未来部	藤倉児童館
102 東移第10117366号	001 FAB	1069	IC-UH37MFT	6201973	5	福祉子ども未来部	藤倉保育所
103 東移第10117367号	001 FAB	1069	IC-UH37MFT	6201974	5	予備	危機管理係室内
104 東移第10117368号	001 FAB	1069	IC-UH37MFT	6201975	5	産業建設部	魚市場管理事務所
105 東移第10117369号	001 FAB	1069	IC-UH37MFT	6201976	5	産業建設部	水産振興課
106 東移第10117370号	001 FAB	1069	IC-UH37MFT	6201977	5	産業建設部	商工観光課
107 東移第10117371号	001 FAB	1069	IC-UH37MFT	6201978	5	産業建設部	商工観光課
108 東移第10117372号	001 FAB	1069	IC-UH37MFT	6201979	5	産業建設部	部門調整担当(持出有)
109 東移第10117373号	001 FAB	1069	IC-UH37MFT	6201980	5	産業建設部	まちづくり・建築課
110 東移第10117374号	001 FAB	1069	IC-UH37MFT	6201981	5	産業建設部	土木課
111 東移第10117375号	001 FAB	1069	IC-UH37MFT	6201982	5	産業建設部	土木課(伊保石)
112 東移第10117376号	001 FAB	1069	IC-UH37MFT	6201983	5	産業建設部	土木課(みなと公園)
113 東移第10117377号	001 FAB	1069	IC-UH37MFT	6201984	5	上下水道部	下水道課(中央ポンプ)
114 東移第10117378号	001 FAB	1069	IC-UH37MFT	6201985	5	産業建設部	土木課
115 東移第10117379号	001 FAB	1069	IC-UH37MFT	6201986	5	交通指導隊	指導隊 隊長
116 東移第10117380号	001 FAB	1069	IC-UH37MFT	6201987	5	交通指導隊	指導隊 南部班長
117 東移第10117381号	001 FAB	1069	IC-UH37MFT	6201988	5	交通指導隊	指導隊 北部班長
118 東移第10117382号	001 FAB	1069	IC-UH37MFT	6201989	5	交通指導隊	指導隊 中央班長
119 東移第10117383号	001 FAB	1069	IC-UH37MFT	6201990	5	交通指導隊	所持なし
120 東移第10117384号	001 FAB	1069	IC-UH37MFT	6201991	5	教育委員会	教育支援センター「コラソン」
121 東移第10117385号	001 FAB	1069	IC-UH37MFT	6201992	5	市立病院	事業管理者室
122 東移第10117386号	001 FAB	1069	IC-UH37MFT	6201993	5	市立病院	監視室
123 東移第10117387号	001 FAB	1069	IC-UH37MFT	6201994	5	教育委員会	文化スポーツ課
124 東移第10117388号	001 FAB	1069	IC-UH37MFT	6201995	5	教育委員会	体育館
125 東移第10117389号	001 FAB	1069	IC-UH37MFT	6201996	5	教育委員会	エスプ
126 東移第10117390号	001 FAB	1069	IC-UH37MFT	6201997	5	教育委員会	市民交流センター
127 東移第10117391号	001 FAB	1069	IC-UH37MFT	6201998	5	教育委員会	学校教育課
128 東移第10117392号	001 FAB	1069	IC-UH37MFT	6201999	5	教育委員会	教育部長
129 東移第10117393号	001 FAB	1069	IC-UH37MFT	6202000	5	(産業建設部)	(土木課)
130 東移第10117394号	001 FAB	1069	IC-UH37MFT	6202001	5	(産業建設部)	(土木課)
131 東移第10117395号	001 FAB	1069	IC-UH37MFT	6202002	5	副市長(危機管理係保管)	危機管理係室内
132 東移第10117396号	001 FAB	1069	IC-UH37MFT	6202003	5	予備	危機管理係室内
133 東移第10117397号	001 FAB	1069	IC-UH37MFT	6202004	5	予備	
134 東移第10117398号	001 FAB	1069	IC-UH37MFT	6202005	5	予備	
135 東移第10117399号	001 FAB	1069	IC-UH37MFT	6202006	5	予備	
136 東移第10117400号	001 FAB	1069	IC-UH37MFT	6202007	5	予備(交通指導隊)	指導隊 副隊長
141 東移第10147235号	001 P	546	IC-UH38MFT	11003094	5	避難所 本町分室	事務室
142 東移第10147236号	001 P	546	IC-UH38MFT	11003094	5	避難所 第二管区(代替)	備蓄倉庫内
143 東移第10147237号	001 P	546	IC-UH38MFT	11003094	5	避難所 第二管区(代替)	備蓄倉庫内
144 東移第10147238号	001 P	546	IC-UH38MFT	11003094	5	避難所 ブール	事務室
145 東移第10147239号	001 P	546	IC-UH38MFT	11003094	5	避難所 塩竈神社	社務所
146 東移第10147240号	001 P	546	IC-UH38MFT	11003094	5	避難所 塩釜高校	体育馆備品庫

4-5.7 無線運営管理帳票（その1）

局名（呼出名称）

無線従事者名簿

年 月 日現在

所属	氏名	免許証の番号	選任年月日	備考

4-5.7 無線運営管理帳票（その2）

無線従事者選解任届

※整理 番号	
-----------	--

管 第 号
年 月 日

東北電気通信監理局長 殿

届出者 郵便番号

住 所

(電話番号)

氏 名 宮城県知事 ○○○○

無線従事者を選(解)任したので、選(解)任後の無線従事者を以下のとおり届けます。

記

無線局の選別

年 月 日 現在

(ふりがな) 氏 名	資 格	免 許 書 の 番 号	選(解)任年月日	業 務 経 歴

4-5.7 無線運営管理帳票（その3）

固定系無線業務日誌

年 月 日

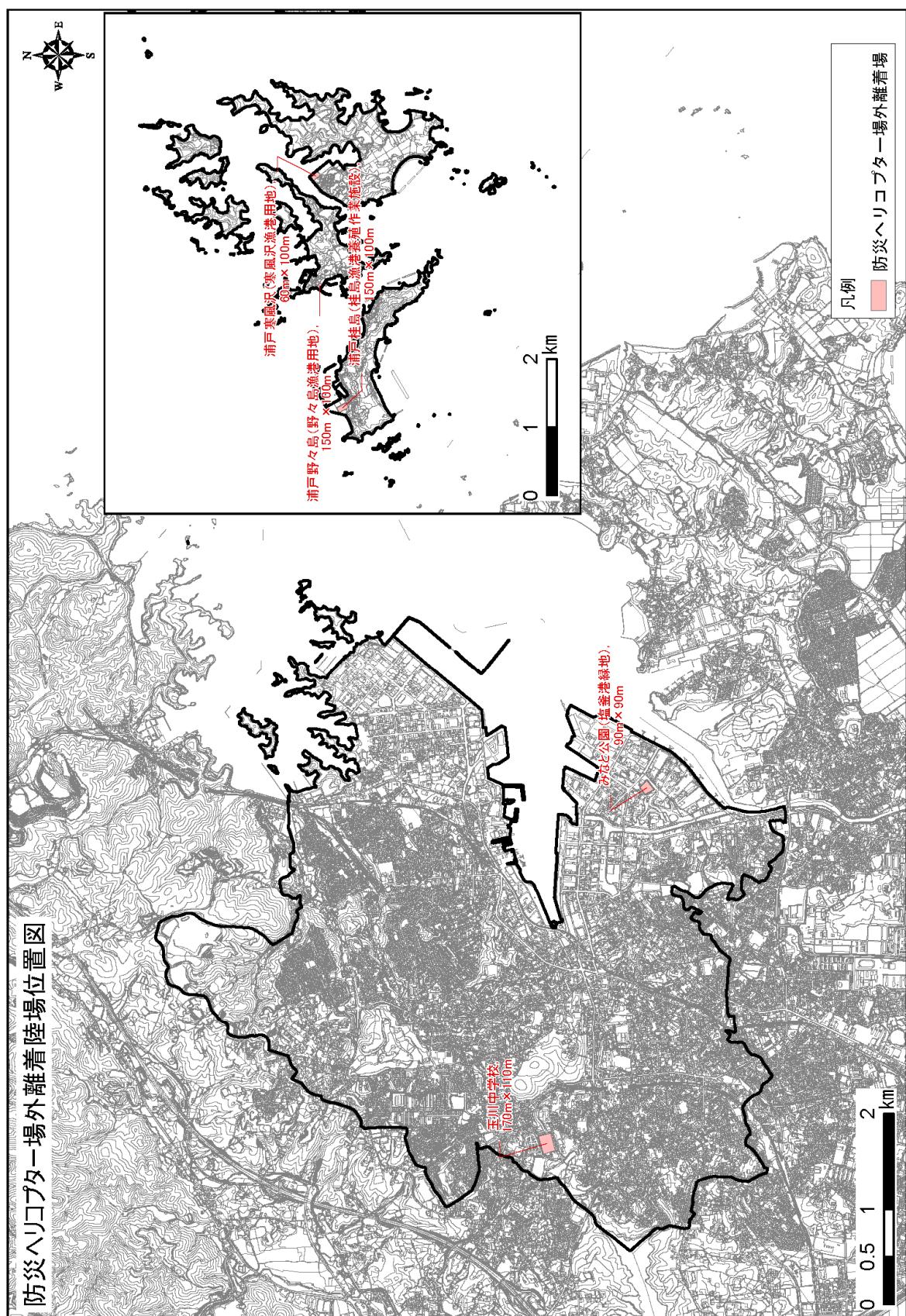
呼出名称	周波数	電波形式	空中線電力

無線従事者氏名	資格	服務時刻

非常通信の実施状況	
空電・混信・感度の減退等の通信状況	
周波数偏差の測定結果と措置	
機器の故障・原因と措置	
規制の指示に対する措置	
法律違反運用局を認めた場合その事実	
その他	

種別	開始時刻	終了時刻	時間	通報先	音源	通報先
	特定名称／監視結果					

地震編資料4-6 防災ヘリコプター場外離着場位置図



地震編資料5 市町村相互応援協定等に関する資料

協定年月日	協定名称	協定機関
1 市町村相互応援協定等		
昭和48年3月1日	消防相互応援協定等 (地震編資料5-1)	仙台市、塩竈市、名取市、岩沼市、多賀城市的各市長、松島町、七ヶ浜町、利府町の各町長、塩釜地区消防事務組合管理者
平成7年11月14日	宮城「館」防災に関する相互応援協定 (地震編資料5-2)	塩竈市、多賀城市的各市長、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、富谷町、大衡村の各町村長
平成10年2月19日	災害時における相互協力に関する覚書 (地震編資料5-3)	塩竈市長、多賀城市長、七ヶ浜町長と塩竈市内郵便局代表(塩釜郵便局長)、多賀城市内郵便局代表(多賀城郵便局長)、七ヶ浜町内郵便局代表(吉田浜郵便局長)
平成10年11月4日	災害時における応急用燃料の供給に関する覚書 (宮城「館」懇談会の構成市町) (地震編資料5-4)	塩竈市、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、富谷町、大衡村と宮城県石油商業協同組合塩釜支部及び黒川支部長
平成16年7月26日	災害時における宮城県市町村相互応援協定 (地震編資料5-5)	県内全市町村
平成19年11月6日	災害時における相互支援に関する協定 (地震編資料5-6)	塩竈市長と山形県村山市長
平成23年7月12日	災害時における相互支援に関する協定 (地震編資料5-7)	全国56市町(石油基地自治体協議会加盟団体)
平成24年7月11日	災害時における相互支援に関する協定 (地震編資料5-8)	塩竈市長と愛知県碧南市長
平成24年10月15日	災害時における相互応援に関する協定 (地震編資料5-9)	塩竈市長と長野県須坂市長
平成25年8月2日	災害時における相互応援に関する協定 (地震編資料5-10)	塩竈市長と兵庫県養父市長
平成28年5月9日	災害時における相互応援に関する協定 (地震編資料5-11)	岐阜県各務原市
令和4年3月1日	災害時における相互応援に関する協定 (地震編資料5-12)	岩手県花巻市
令和4年3月23日	災害時における相互応援に関する協定 (地震編資料5-13)	秋田県大館市
令和4年8月25日	災害時における相互応援に関する協定 (地震編資料5-14)	青森県三沢市

地震編資料5-1 消防応援協定書

消防相互応援協定書

仙台市長、塩竈市長、名取市長、泉市長、多賀城市長、岩沼市長、宮城町長、松島町長、七ヶ浜町長、利府町長、秋保町長及び塩釜地区消防事務組合管理者（以下「市長等」という。）は、大規模災害、産業災害等の予防、鎮圧に万全を期すため、消防組織法第21条の規定に基づき、消防の相互応援協定に關し、次のとおり協定する。

（相互応援）

第1条 市長等は、当該管理地域（以下「市等」という。）における大規模若しくは特殊な火災及び突発的災害（以下「災害」という。）に際して、相互に応援するものとする。

第2条 この協定における応援は、災害発生地の市長等の要請に基づいて出動するものとする。ただし、当該災害が各市等間の隣接地域で発生したときは、災害発生地の市長等の要請をまたずに出動することができる。

（応援の要請の方法）

第3条 応援の要請は、災害発生地の市長等から電話その他の方法により次の各号に掲げる事項を明確にして、応援する市長等に対し行うものとする。

- 1 災害の種別
- 2 災害の発生場所
- 3 所要人員並びに機械器具、消火薬剤等の種別及び数量
- 4 応援隊受隊（誘導員配置）場所
- 5 その他応援に関し必要な事項

（応援隊の派遣）

第4条 応援の要請を受けた市長等は、当該市等の区域内の警備に支障のない範囲において応援隊を派遣するものとする。

- 2 市長等は、応援隊を派遣するときは、出動人員、機械器具、消火薬剤等の数量、出発時刻及び到着予定時刻を災害発生地の市長等に通知するものとする。

（応援に要した費用の負担）

第5条 応援に要じた費用の負担区分は、次のとおりとする。

- 1 機械器具の小破損の修理、燃料、消防職員（消防団員を含む。）の手当等に関する費用は、応援側の負担とする。
- 2 機械器具の大破損の修理、大量に使用した消火薬剤等に関する費用は、当事者間ににおいて協議のうえ決定する。
- 3 前2号に掲げる以外の費用は、災害発生地の市等が負担とする。

（応援に際しての損害の負担）

第6条 応援に際しての損害の区分表は、次のとおりとする。

- 1 応援隊の隊員が受けた損害は、地方公務員災害補償又は当該市等消防団員等公務災害補償条例によるものとし、それ以外については、災害発生地の市等が負担するものとする。
- 2 応援隊が第三者に与えた損害は、交通事故の場合は、自動車損害賠償責任保険（以下「責任保険」という。）によるものとし、責任保険の範囲を越えるもの及びその他の損害については、災害発生地の市等が負担するものとする。

（施行期日等）

第7条 この協定は、昭和48年4月1日から実施する。

- 2 この協定の実施の際に市長等間において締結されている消防相互応援協定は、廃止する。

（委任）

第8条 この協定の実施に關し必要な細目は、市等の消防長及び消防団長が、協議のうえ定める。

（協定書の保有）

第9条 市長等は、本書12通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自1通保有するものとする。

昭和48年3月1日

仙 台 市 長	島 野 武
塩 築 市 長	川瀬 基治郎
名 取 市 長	莊 司 庄九郎
泉 多 賀 城 市 長	鈴 木 幸 治
多 賀 城 市 長	大 場 源 七
岩 沼 市 長	古 内 広 直
宮 城 町 長	白 石 今朝松
松 島 町 長	伊 藤 政 治
七 ケ 浜 町 長	赤 間 今 雄
利 府 町 長	鈴 木 権十郎
秋 保 町 長	秋 保 浩
塩釜地区消防事務組合管理者	川瀬 基治郎

地震編資料5－2宮城「館」防災に関する相互応援協定

5-2.1 宮城「館」防災に関する相互応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、塩竈市、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、富谷町、大衡村（以下「市町村」という。）との協議により、いずれかの市町村域において災害が発生し、又は、全域的な災害の発生により被災した場合、この災害に因る被害を最小限に軽減するとともに、応急対策及び復旧対策等が円滑に遂行され、将来に向けての災害に強いまちづくりを目指すため、次のとおり協定を締結する。

(応援等の種類)

第2条 応援の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその補給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供並びにその復旧活動等に必要な職員の派遣
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) し尿、ゴミ等処理に必要な施設と車両等の提供
- (5) 救助、救援並びに物資の運搬等に係る管内所在の防災関係機関との事前連絡調整
- (6) 被災者に対する避難場所及び収容場所の提供
- (7) 被災児童生徒の受入れ
- (8) 前各号に定めるもののほか、特に要請があった事項

(協議)

第3条 この締結に関し、必要な細目は、構成市町村が協議のうえ定める。

(協定書の保有)

第4条 この協定の成立を証するため、この協定書を9通作成し、当事者署名のうえ、各1通を保有するものとする。

(施行期日)

第3条 この協定は、平成7年11月14日から施行する。

平成7年11月14日

塩竈市長
多賀城市長
松島町長
七ヶ浜町長
利府町長
大和町長
大郷町長
富谷町長
大衡村長

5-2.2 宮城「館」防災に関する相互応援協定細目

塩竈市、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、富谷町、大衡村（以下「市町村」という。）のいずれかの市町村域において災害が発生し、又は、全般的な災害の発生により被災した場合の相互応援協定第3条に基づき、必要な事項を次のとおり定める。

（応援等に要する事前対策）

第1条 市町村は、協定第2条に基づく応援等が円滑に行われるよう、事前に救援物資等供給ルートの確保及び被災地域に対する道路交通の規制対策、その他必要な事項について定期的に協議するとともに、必要な資料等を相互交換するものとする。

（応援要請の手続き）

第2条 市町村は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定めておき、応援を受けようとする場合は次の事項を明らかにし、文書（別紙様式）により要求し、その後、速やかに要請文書を添付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 相互応援協定書第2条第1号から第4号までに掲げる応援等を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等、及び必要車両車種と台数並びに職員の派遣については職種とその人員
- (3) 応援場所及び応援場所への経路
- (4) 応援の期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第3条 応援を要請された市町村は極力これに応ずるものとし、各市町村が被災する大災害時においても相互に連絡をとり、状況によっては応急対策及び復旧対策について協力しあうものとする。

（指揮権）

第4条 応援する市町村の職員等は、被災市町村長の指揮下に入り行動するものとする。

（応援に要した費用の負担）

第5条 応援に要した費用の負担は、次のとおりとする。

- (1) 機械器具の小破損の修理、燃料、職員の手当等に関する費用については、応援を実施する市町村が負担するものとする。
- (2) 機械器具の大破損の修理、大量に使用した燃料等の費用については、当事者間において協議のうえ決定する。
- (3) 前2号に掲げる以外の費用は、応援の要請をした市町村が負担するものとする。

（応援に際しての損害の負担）

第6条 応援に際しての損害の負担区分は、次のとおりとする。

- (1) 応援を実施した市町村の職員等の受けた損害は、地方公務員災害補償法によるものとし、それ以外については、応援を受けた市町村が負担するものとする。
- (2) 応援を実施した市町村が第三者に与えた損害は、交通事故の場合は自動車損害賠償責任保険（以下「責任保険」という。）によるものとし、責任保険を越えるもの及びその損害については、応援を受けた市町村と協議のうえ決定するものとする。

(協定内容の改定)

第7条 協定内容については、市町村が相互に必要と認める場合は、協議のうえ改定するものとする。

(施行期日)

第8条 この細目は、平成7年11月14日から施行する。

平成7年11月14日

塩竈市長
多賀城市長
松島町長
七ヶ浜町長
利府町長
大和町長
大郷町長
富谷町長
大衡村長

地震編資料5－3 災害時における相互協力に関する覚書

塩竈市、多賀城市及び七ヶ浜町（以下「甲」という。）と塩竈市内郵便局、多賀城市内郵便局及び七ヶ浜町内郵便局（以下「乙」という。）は、災害時における相互の協力について、次のとおり覚書を締結する。

（趣旨）

第1条 この覚書は、甲の区域に発生した、地震その他の災害発生時において、甲及び乙相互に協力し災害対応を円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この覚書において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和38年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力の内容）

第3条 甲及び乙は、甲の区域に災害が発生し、次の各号に定める事項について当該各号に掲げる必要が生じた場合には、それぞれの円滑な実施を図り、災害対策の効果的な推進に向けた協力に努めるものとする。

（1）甲及び乙が実施する事項

甲又は乙が収集した被災市民の避難先及び被災状況に関する情報の相互提供

（2）乙が実施する事項

災害救助法（昭和22年法律第118号）適用時における郵便、為替貯金及び簡易保険の郵政事業に係わる災害特別事務取扱い及び援護対策並びに避難所に臨時に郵便差出箱の設置

2 甲及び乙は、甲の区域に災害が発生し、次の各号について必要が生じた場合には、相互に協力を要請することができる。

（1）甲が所有し、又は管理する施設及び用地の提供

（2）乙が所有し、又は管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての提供

（3）前2号以外の事項で、協力できる事項

（協力の実施）

第4条 甲及び乙は、前条第2項の規定による要請を受けたときは、極力これに応じ、協力に努めるものとする。

（職員の派遣）

第5条 甲は、必要に応じ災害対策本部への職員の派遣を乙に対して要請することができる。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力事項に関し、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

（防災訓練への参加）

第7条 甲は、必要に応じ防災訓練への参加を乙に要請することができる。

（連絡責任者）

第8条 この覚書に関する連絡責任者は、甲における塩竈市は防災課長、多賀城市は防災対策室長、七ヶ浜町は環境生活課長とし、乙においては塩釜郵便局長総務課長とする。

(協議)

第9条 この覚書に定めのない事項及び覚書に関し疑義が生じたときは、両者が協議して決定する。

この覚書の締結を証するため、本書6通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成10年2月19日

甲 塩竈市長 三升正直
多賀城市長 鈴木和夫
七ヶ浜町長 阿部仁

乙 塩釜市内郵便局代表
塩釜郵便局長 佐々木信次

多賀城市内郵便局代表
多賀城郵便局長 石森公夫

七ヶ浜町内郵便局代表
吉田浜郵便局長 鈴木茂

地震編資料5－4 災害時における応急用燃料の供給に関する覚書

(宮城「館」懇談会の構成市町)

宮城「館」懇談会の構成市町村である塩竈市、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、富谷町、大衡村（以下「甲」という。）と宮城県石油商業協同組合塩釜支部（以下「乙」という。）及び同黒川支部（以下「丙」という。）は、次のとおり覚書を交換する。

（趣旨）

第1条 本覚書は、甲が災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）発生時において必要とする応急用燃料（以下「燃料」という。）の供給確保を図るため、必要な事項を定めるものとする。

（応援の要請）

第2条 甲における被災市町村で、自地域での燃料供給に不足を生じた場合は、塩竈市（塩釜ブロック幹事）又は富谷町（黒川ブロック幹事）に対し燃料調達の要請を行うものとする。

2 要請を受けた塩竈市又は富谷町は、速やかに乙又は丙に対し燃料供給を依頼するものとする。なお、調達の要請は、被災市町村が所属しない他ブロックの幹事が行うものとする。

（燃料の供給）

第3条 前条の規定により、燃料の供給依頼を受けた乙又は丙は、積極的にこれに応じ燃料の供給に努めるものとする。

（供給範囲）

第4条 燃料の供給先は、次のとおりとする。

- (1) 避難所、学校等
- (2) 病院、官公署等
- (3) その他甲が必要と認める場所
- (4) 緊急車両等

（要請、依頼方法）

第5条 燃料の調達に関する要請及び依頼方法は、別記のとおりとする。

（燃料の品目）

第6条 供給に関する燃料の品目については、甲、乙、丙、が協議し別に定めておくものとする。

（費用の支払い）

第7条 燃料の供給を受けた甲における被災市町村は、乙又は丙の請求によりその費用を支払うものとする。

（補償）

第8条 第3条の規定により、燃料の供給に従事したものに係る損害補償は、塩竈市が必要とした場合は塩竈市消防団等公務災害補償条例によることとし、その他の市町村が要請した場合は宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合補償条例に定めるところによる。

（疑義）

第9条 この覚書に定めない事項、又は疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が協議し決定するものと

する。

(適用期間)

第10条 この覚書の適用期間は、5年間とする。ただし甲、乙及び丙から別段の意思表示がなされないときは、更にその効力を5年間延長するものとする。

(施行月日)

第11条 この覚書は、平成10年11月14日から施行する。

以上のとおり覚書を交換した証として、この証書11通を作成し双方記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成10年11月4日

甲 塩竈市長	大和町長
多賀城市長	大郷町長
松島町長	富谷町長
七ヶ浜町長	大衡村長
利府町長	
乙 宮城県石油商業協同組合塩釜支部長	
丙 宮城県石油商業協同組合黒川支部長	

地震編資料5－5 災害時における宮城県市町村相互応援協定書

災害時における宮城県市町村相互応援協定書

宮城県、宮城県内各市の長からこの協定の締結について委任を受けた宮城県市長会長及び宮城県内各町村の長からこの協定の締結について委任を受けた宮城県町村会長は、災害時における宮城県市町村相互の応援に関し、次のとおり協定する。

(趣旨)

第1条 この協定は、宮城県内の市町村（以下「市町村」という。）において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、被災市町村及び被災市町村が個別に締結している県内市町村との相互応援協定に基づく応援のみでは、十分な応急措置及び応急対策並びに復旧対策（以下「対策等」という。）を実施することが困難な場合において、全市町村の相互応援により対策等を迅速かつ円滑に遂行するため、その相互応援に関して必要な事項を定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 この協定により市町村が行う応援の内容は次のとおりとし、県は、市町村が行う応援活動を支援するものとする。ただし、特定の業務について県内市町村及び一部事務組合が相互応援協定等を締結している場合は、原則としてその協定等により応援を受けるものとする。

(1) 物資・資機材の提供に関する応援

- イ 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材
- ロ 被災者の救出・救護・防疫等の対策に必要な物資及び資機材
- ハ 施設等の応急復旧に必要な物資及び資機材

(2) 職員の派遣に関する応援

- イ 情報収集、連絡事務等に必要な職員
- ロ 対策等の実施に必要な職員
- ハ ボランティアの受け入れ及び活動調整に必要な職員

(3) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

(応援要請の手続)

第3条 この協定により応援を受けようとする市町村（以下「応援要請市町村」という。）は、次に掲げる事項を明確にして、県に電話等により要請するとともに、別に定める応援要請書を速やかに送付するものとする。

(1) 被害の状況

(2) 応援を要請する内容

- イ 物資・資機材の提供
必要な物資等の品目・数量、搬入場所、輸送手段、交通情報等
- ロ 職員の派遣
職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間、交通情報等

- 2 県は、市町村から前項の要請を受けたときは、速やかに応援可能な市町村を調査するものとする。
- 3 前項の調査の対象となった市町村は、県に対し、速やかに応援要請の受諾の可否を回答するものとする。
- 4 県は、前項の回答を応援要請市町村へ報告するものとする。
- 5 応援要請市町村は、応援要請を受諾した市町村の中から、応援を受ける市町村を決定し、口頭又は電話等で伝達するとともに、別に定める応援依頼書を速やかに送付するものとする。

(緊急時における自主的活動)

- 第4条 被災地の周辺市町村（以下「周辺市町村」という。）は、災害発生時において、通信の途絶等により被災市町村の被災状況等の情報が入手できない場合は、その被災状況等について、自主的に情報収集活動を行い、県や被災市町村に対し情報を提供するよう努めるものとする。
- 2 周辺市町村は、前項の情報収集に基づき、被害が甚大で、かつ、事態が緊急を要すると認められる場合は、県と連絡調整の上、被災市町村に対し自主的な応援活動を実施することができるものとする。ただし、県と調整するいとまがないと認められる場合は、活動実施後、速やかに県に報告するものとする。
 - 3 県は、周辺市町村が自主的な応援活動を実施したときは、被災市町村に通知するものとする。
 - 4 第2項による応援については、前条に定める応援とみなす。

(経費の負担)

- 第5条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた市町村が負担するものとする。
- 2 前項の規定によりがたいときは、応援を受けた市町村及び応援した市町村（以下「応援市町村」という。）が協議して決めるものとする。

(応援職員)

- 第6条 応援市町村の職員（以下「応援職員」という。）が応援活動に伴い負傷、疾病又は死亡した場合の公務災害補償等は、当該応援市町村が手続きを行うものとする。
- 2 応援職員が応援活動に伴い第三者に損害を与えた場合は、当該応援を受けた市町村が賠償の責めに任ずる。ただし、その損害が応援職員の故意又は重大な過失により発生した場合は、応援市町村が賠償するものとする。
 - 3 前項の規定により応援を受けた市町村が賠償の責めを負う場合において、その負担額は応援市町村が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。

(情報交換)

- 第7条 県及び市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な情報等を相互に交換するものとし、情報交換を密にするため、県は原則として年1回、連絡会議を開催するよう努めるものとする。

(訓練)

第8条 県及び市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、県又は市町村主催の防災訓練に相互に参加するよう努めるものとする。

(県の役割)

第9条 県は、この協定が円滑に実施できるよう、市町村に対し支援及び協力をを行うものとする。

(個別協議による応援)

第10条 この協定は、各市町村間の個別協議に基づく応援を妨げないものとする。

(施行期日)

第11条 この協定は、平成16年8月1日から施行する。

(その他)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項は、その都度、県及び市町村が協議して定める。

この協定の締結を証するため、宮城県、宮城県市長会会长藤井黎及び宮城県町村会会长鹿野文永が記名押印の上、各1通を保有するとともに、各市町村に対しその写しを交付するものとする。

平成16年7月26日

宮城県知事 浅野史郎
宮城県知事印

宮城県市長会会长 藤井 黎
宮城県市長会会长印

宮城県町村会会长 鹿野文永
宮城県町村会会长印

地震編資料5－6 災害時における相互応援に関する協定書

(宮城県塩竈市、山形県村山市)

災害時における相互支援に関する協定書

宮城県塩竈市と山形県村山市とは、相互の市が災害により被災した場合に、被災した市における住民生活の早期安定を図る為の支援について、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、相互の市の区域内において災害等が発生した場合に、災害等による被害を最小限度に阻止することを目的とする。

(支援の活動)

第2条 支援活動の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 救助活動及び応急復旧等に必要な職員等の派遣並びに機械資機材等の調達
- (2) 生活必需品、医薬品等の調達
- (3) 環境衛生その他必要な物資の調達
- (4) 前各号に掲げるものの他、支援できる範囲内で特に要請があった事項

(事前対策)

第3条 相互の市は、支援活動が円滑に行われるよう、事前に担当部局を決め、相互の連絡体制を確認するとともに、支援物資等の搬入ルートの確保及び被災地域に対する道路交通の規制対策、その他必要な事項について、支援体制を整備するものとする。

また、災害の発生に備え、総合防災訓練や図上訓練等への相互参加を推進し、災害に関する情報の共有を図るものとする。

(要請手続)

第4条 相互の市は、支援を必要とする場合は、次の事項をできる限り明らかにしなければならない。

- (1) 災害の概要及び支援を要請する事項
- (2) 要請する支援内容（人員、機材、物資等の数量）
- (3) 支援を要する場所及びその経路
- (4) 支援を要する期間
- (5) 前各号に掲げるものの他、必要な事項

(支援の実施)

第5条 支援要請を受けた市は、できる限りこれに応ずるものとする。ただし、支援を行う市が災害等やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

(指揮権)

第6条 支援する市の職員等は、災害等により被災した市の市長の指揮下に入り、行動するものとする。

(費用負担)

第7条 支援活動に要した費用負担は、次のとおりとする。

- (1) 支援のために要した経常的経費は、支援を行った市の負担とする。ただし、特別な経費が生じた場合又は支援活動が長期にわたる場合の費用負担については、相互の市が協議の上決定するものとする。
- (2) 支援を実施した市の職員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、支援を実施した市がその災害補償をする。
- (3) 支援を実施した市が支援活動を遂行中に第三者に損害を与えた場合は、支援を受けた市がその損害を賠償する。ただし、災害現場へ向かう途中又は災害現場からの帰路途中において第三者に損害を与えた場合は、支援を行った市がその損害を賠償する。
- (4) 前各号に掲げるもの以外の費用負担は、相互の市が協議の上決定するものとする。

(疑義の決定)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、相互の市が協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 19 年 11 月 6 日

協定者 宮城県塙巣市旭町1番1号

塙巣市長

佐藤

沼



協定者 山形県村山市中央一丁目3番6号

村山市長

佐藤 清



地震編資料 5-7 災害時における相互応援に関する協定

全国 56 市町（石油基地自治体協議会加盟団体）

災害時における相互支援に関する協定書

**石油基地自治体協議会
加盟団体災害時相互応援協定**

平成 23 年 7 月 12 日

石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、石油基地自治体協議会に加盟する団体（以下「加盟団体」という。）が、その地域においてコンピナート事故、地震その他住民の安全を脅かす危機事象により被災し、被災団体独自では、十分な応急措置ができない場合に、友愛精神及び大規模かつ広域的な災害に対する互いのノウハウに基づき、相互に応援協力し、被災団体への災害対応を行うことを目的とする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、以下のとおりとする。

- (1)災害への対応に必要な物資の提供
- (2)災害への対応に必要な人員の派遣
- (3)負傷者等の医療機関への受入れ
- (4)被災者の一時的な受入れ
- (5)前各号に定めるものほか、特に要請があつた事項

(応援の単位)

第3条 災害の規模、時間的経過に応じてスムーズな応援を行うため、加盟団体を別表のとおり5つのブロックに分ける。

(応援の要請)

第4条 被災団体は、応援が必要と判断したときは、次に掲げる事項を明らかにし、第9条第1項に定めるブロック幹事団体に応援を要請する。

- (1)被災の状況
- (2)第2条第1号に定める応援を要請する場合は、応援を必要とする物資等の種類、数量、搬入場所及び経路等
- (3)第2条第2号に定める応援を要請する場合は、応援を必要とする人員の職種、人数、期間、活動内容、派遣場所及び経路等
- (4)第2条第3号に定める応援を要請する場合は、受入れを必要とする人数及び診療科目
- (5)第2条第4号に定める受入れを要請する場合は、受入れを必要とする人数
- (6)前各号に掲げるものほか、特に必要とする事項

2 前項の要請は、電話、電信等で行い、後日速やかに文書を送付するものとする。

3 ブロック幹事団体は、第1項に定める応援の要請があつたときは、応援団

- 体及び応援項目を決定し、被災団体及び代表幹事団体に通知する。
- 4 前項の場合において、広域被災等によりブロック内で応援ができないとき及びブロック内の応援を実施したにもかかわらず更に応援が必要なときは、ブロック幹事は第9条第1項に定める代表幹事に応援を要請する。
 - 5 代表幹事は、前項に定める応援の要請があったときは、被災団体が所属するブロックの直近のブロック幹事団体に応援を要請する。この場合、直近のブロックが2つある場合は、代表幹事団体とそれぞれのブロック幹事団体が、協議して応援ブロックを決定する。
 - 6 前項の決定による応援の実施にもかかわらず、更に応援が必要なときは、代表幹事団体は全てのブロック幹事団体に応援を要請する。
 - 7 前2項に規定する応援の実施にあたっては、本条第3項の規定を準用する。

(応援の実施)

第5条 応援を要請された団体は、可能な範囲で応援を実施するものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した経費の負担は、原則として応援を要請した団体の負担とするが、被災の状況により応援を実施した団体と応援を受けた団体が協議して定める。

(情報及び資料等の交換)

第7条 加盟団体は、この協定が円滑に行われるよう必要に応じて情報交換及び地域防災計画その他関係資料等の交換を行うものとする。また、各ブロックにおいても同様とする。

(連絡担当部局)

第8条 加盟団体は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局等を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に情報を交換する。

(代表幹事団体等)

第9条 本協定の円滑な遂行のため加盟団体の中から代表幹事団体及び副幹事団体をそれぞれ1団体ずつ選出する。また、第3条に定めるブロックからブロック幹事団体及びブロック副幹事団体を1団体選出する。

2 前項に定める幹事の任期は、それぞれ1年とする。

(代表幹事団体等の選出)

第10条 代表幹事団体は、第3条に定めるブロックの輪番とし、輪番について

は、別途協議する。また、前条に定めるブロック幹事団体が代表幹事団体に就任する。

2 副幹事団体は、前項に定める輪番において、代表幹事団体の次のブロックのブロック幹事が就任する。

3 ブロック幹事団体及びブロック副幹事団体は、各ブロックの加盟団体の互選とする。

(代表幹事団体等の所掌事務)

第11条 代表幹事団体は、次の事務を所掌する。

(1) 第4条第5項及び第6項に定める応援の要請、取りまとめ及び取りまとめ結果の被災団体が属するブロック幹事への通知

(2) 被災団体から要請のあった事項に係る調整

(3) ブロック幹事が行う活動の支援

(4) 第8条に定める連絡担当部局の取りまとめ

(5) 新たに加入する団体及び離脱する団体の受付

2 副幹事団体は、代表幹事団体が上記の所掌事務を処理することが困難なときは、これを代行する。

3 ブロック幹事は、次の事務を所掌する。

(1) 第4条第3項に定める応援の調整並びに被災団体及び代表幹事団体への通知

(2) 第4条第4項に定める応援の要請

(3) 第4条第7項において準用される調整及び代表幹事団体への通知

4 ブロック副幹事団体は、ブロック幹事団体が上記の所掌事務を処理することができないときは、これを代行する。

(通信連絡体制の整備)

第12条 加盟団体は、災害時における通信連絡手段の確保に努めるものとする。

(他の協定等との関係)

第13条 この協定は、各加盟団体が個別に災害時の相互応援に関して既に締結しているもの又は今後締結する協定等を妨げるものではない。

(協定に関する協議)

第14条 この協定に定めるもののほか、協定の実施に関して必要な事項は、加盟団体が協議して定める。

指定ブロック

別表(第3条関係)

ブロック	都道府県	市町
①	北海道、青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城県	室蘭市、釧路市、苫小牧市、伊達市、石狩市、北斗市、青森市、八戸市、秋田市、男鹿市、久慈市、酒田市、仙台市、塩竈市、多賀城市
②	茨城県、千葉県、神奈川県	北茨城市、千葉市、市川市、船橋市、市原市、袖ヶ浦市、横浜市、横須賀市
③	新潟県、富山県、石川県、愛知県、三重県	新潟市、富山市、金沢市、半田市、碧南市、東海市、知多市、四日市市
④	大阪府、和歌山県、岡山県、香川県、愛媛県	堺市、泉大津市、松原市、高石市、海南市、有田市、倉敷市、玉野市、坂出市、松山市
⑤	広島県、山口県、福岡県、佐賀県、大分県、熊本県、鹿児島県、沖縄県	大竹市、下関市、宇部市、周南市、防府市、岩国市、山陽小野田市、和木町、北九州市、中間市、唐津市、大分市、八代市、鹿児島市、うるま市

この協定を証するため、協定者が記名押印の上、各自1通を保有する。
この協定は、平成23年7月12日から効力を生ずる。

平成23年7月12日

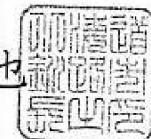
室蘭市長

青山



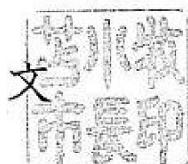
釧路市長

蝦名 大也



苫小牧市長

岩倉 博文



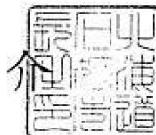
伊達市長

菊谷 秀吉



石狩市長

田岡 克介



北斗市長

高谷 寿峰



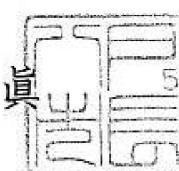
青森市長

鹿内 博



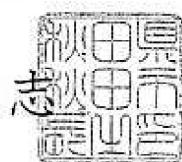
八戸市長

小林



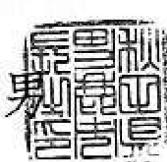
秋田市長

穂 積



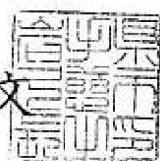
男鹿市長

渡 部 幸



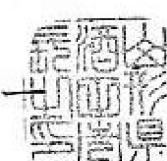
久慈市長

山 内 隆 文



酒田市長

阿 部 寿



仙台市長

奥山 恵美子



塙竈市長

佐 藤



多賀城市長

菊地 健次郎



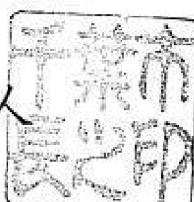
北茨城市長

豊 田



千葉市長

熊 谷 俊 人



市川市長

大 久 保



船橋市長

藤代孝七



市原市長

佐久間 隆義



袖ヶ浦市長

出口



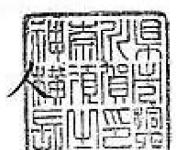
横浜市長

林 文子



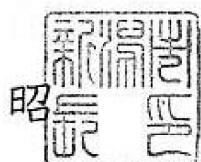
横須賀市長

吉田雄



新潟市長

篠田



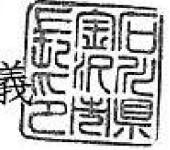
富山市長

森 雅



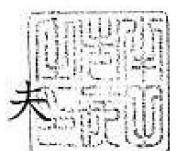
金沢市長

山野之義



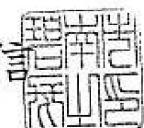
半田市長

榎原純夫



碧南市長

禰宜田 政信



東海市長

鈴木淳雄



知多市長

加藤功



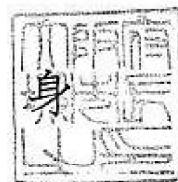
四日市市長

田中俊行



堺市長

竹山修



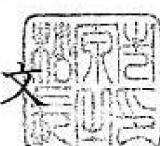
泉大津市長

神谷昇



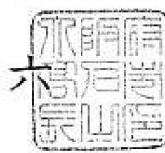
松原市長

澤井宏文



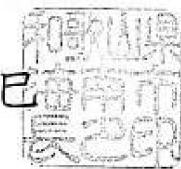
高石市長

阪口伸六



海南市長

神出政巳



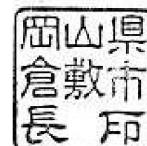
有田市長

望月良男



倉敷市長

伊東香織



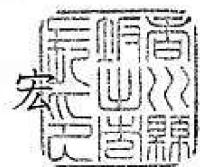
玉野市長

黒田



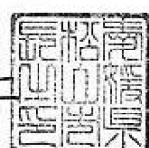
坂出市長

綾



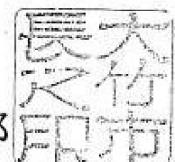
松山市長

野志克仁



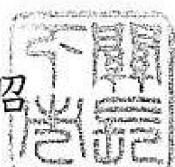
大竹市長

入山欣郎



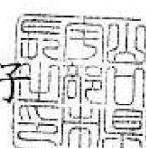
下関市長

中尾友昭



宇部市長

久保田后子



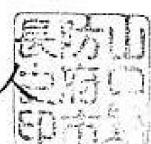
周南市長

木村健一郎



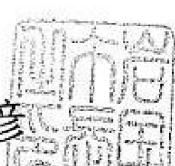
防府市長

松浦正人



岩国市長

福田良彦



山陽小野田市長

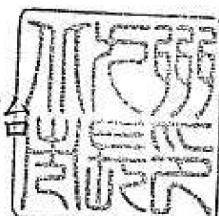
白井博文



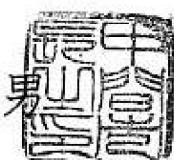
和木町長
古木哲夫



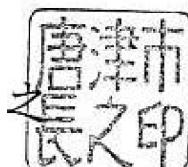
北九州市長
北橋健治



中間市長
松下俊



唐津市長
坂井俊



大分市長
釘宮



八代市長
福島和敏



鹿児島市長
森博幸



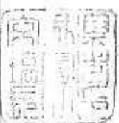
うるま市長
島袋俊



地震編資料5－8 災害時における相互応援に関する協定

塩竈市長と愛知県碧南市長

災害時における相互支援に関する協定書



塩竈市、碧南市

災害時相互応援協定書



塩竈市、碧南市災害時相互応援協定書

塩竈市及び碧南市（以下「協定市」という。）は、相互扶助の精神に基づき、協定市の区域内において災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生し、被災者救護等の実施が十分できない場合において、当該被災者救護等を実施するための相互応援体制について、次のとおり協定を締結する。

（連絡担当部局）

第1条 協定市は、必要な災害情報等を相互に提供することにより円滑な応援の運営を図るため、あらかじめ連絡担当部局を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資、機材及び車両の提供
- (2) 食料、飲料水その他の生活物資並びにそれらを提供するために必要な機材及び車両の提供
- (3) 被災者を一時収容するために必要な施設の提供及びあっせん
- (4) 応援に必要な職員の派遣
- (5) 災害救助ボランティアのあっせん
- (6) 被災児童生徒の受入れ
- (7) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった応援

2 前項の応援は、応援を実施する市の過剰な負担にならない範囲内において実施するものとする。

（応援の要請手続）

第3条 応援の要請をする場合は、次に掲げる事項を明らかにして、電話等により連絡をするとともに速やかに文書により通知をするものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から3号までに掲げる物資等の品目、規格、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる職員の職種、人数等
- (4) 応援を受ける場所及び当該場所への経路

- (5) 応援を受ける期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか応援を必要とする事項
(応援の実施)

第4条 応援の要請を受けた市は、直ちに必要な応援を実施するものとする。

- 2 協定市は、災害が発生した場合において、応援の要請がないにもかかわらず、収集した情報等から緊急に応援を実施する必要があると認めるときは、自主的な判断に基づき必要な応援を実施するものとする。
- 3 応援の要請を受けた市が応援を実施できない場合は、当該要請をした市に速やかにその旨を連絡しなければならない。

(指揮権)

第5条 応援を行う市の職員を派遣するときは、当該派遣された職員は、応援を受ける市の災害対策本部長の指揮に従い行動するものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要する経費は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、原則として応援を受ける市の負担とする。

- 2 第4条第2項の規定により自主的な判断に基づいて行われた応援に係る経費は、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、応援を行う市の負担とする。
- 3 前2項の規定によりがたいときは、その都度協定市が協議の上定めるものとする。

(災害補償等)

第7条 応援を受ける市に派遣された職員が派遣中に負傷し、若しくは疾病にかかった場合若しくはこれらの原因により当該派遣後に障害が残った場合における本人又は派遣中に死亡した場合におけるその遺族に対する賠償の責務は、応援を行う市が負うものとする。

- 2 応援を受ける市に派遣された職員が業務遂行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援を受ける市との往復途中において生じたものを除き、応援を受ける市がその賠償の責務を負うものとする。

(その他)

第8条 この協定による応援の実施について必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、協定市が協議の上定めるものとする。

(効力の発生)

第9条 この協定は、平成24年7月11日から効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、協定市長それぞれ署名押印の上各1通を保有する。

平成24年7月11日

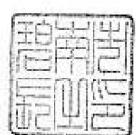
宮城県塩竈市 塩竈市長

佐藤 昭



愛知県碧南市 碧南市長

祢宜田政信



地震編資料5－9 災害時における相互応援に関する協定

塩竈市長と長野県須坂市長

災害時における相互支援に関する協定書



塩竈市、須坂市

災害時相互応援協定書



災害時における相互応援に関する協定

塩竈市及び須坂市（以下「協定市」という。）は、相互扶助の精神に基づき、協定市の区域内において災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生し、被災者救護等の実施が十分できない場合において、当該被災者救護等を実施するための相互応援体制について、次のとおり協定を締結する。

（連絡担当部局）

第1条 協定市は、必要な災害情報等を相互に提供することにより円滑な応援の運営を図るため、あらかじめ連絡担当部局を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資、機材及び車両の提供
 - (2) 食料、飲料水その他の生活物資並びにそれらを提供するために必要な機材及び車両の提供
 - (3) 被災者を一時収容するために必要な施設の提供及びあっせん
 - (4) 応援に必要な職員の派遣
 - (5) 災害救助ボランティアのあっせん
 - (6) 被災児童生徒の受入れ
 - (7) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった応援
- 2 前項の応援は、応援を実施する市の過剰な負担にならない範囲内において実施するものとする。

（応援の要請手続）

第3条 応援の要請をする場合は、次に掲げる事項を明らかにして、電話等により連絡をするとともに速やかに文書により通知をするものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から3号までに掲げる物資等の品目、規格、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる職員の職種、人数等
- (4) 応援を受ける場所及び当該場所への経路
- (5) 応援を受ける期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか応援を必要とする事項

(応援の実施)

- 第4条 応援の要請を受けた市は、直ちに必要な応援を実施するものとする。
- 2 協定市は、災害が発生した場合において、応援の要請がないにもかかわらず、収集した情報等から緊急に応援を実施する必要があると認めるときは、自主的な判断に基づき必要な応援を実施するものとする。
- 3 応援の要請を受けた市が応援を実施できない場合は、当該要請をした市に速やかにその旨を連絡しなければならない。

(指揮権)

- 第5条 応援を行う市の職員を派遣するときは、当該派遣された職員は、応援を受ける市の災害対策本部長の指揮に従い行動するものとする。

(応援経費の負担)

- 第6条 応援に要する経費は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、原則として応援を受ける市の負担とする。
- 2 第4条第2項の規定により自主的な判断に基づいて行われた応援に係る経費は、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、応援を行う市の負担とする。
- 3 前2項の規定によりがたいときは、その都度協定市が協議の上定めるものとする。

(災害補償等)

- 第7条 応援を受ける市に派遣された職員が、派遣中に死亡し、負傷し、罹患した場合又は派遣後にこれらを原因とする障害が残った場合における当該派遣職員又はその遺族に対する賠償の責務は、応援を行う市が負うものとする。
- 2 応援を受ける市に派遣された職員が業務遂行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援を受ける市との往復途中において生じたものを除き、応援を受ける市がその賠償の責務を負うものとする。

(その他)

- 第8条 この協定による応援の実施について必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、協定市が協議の上定めるものとする。

(効力の発生)

- 第9条 この協定は、平成24年10月15日から効力を発するものとする。

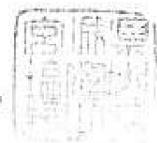
この協定を証するため、本書2通を作成し、記名押印し、各自その1通を保有する。

平成24年10月15日

宮城県塩竈市

塩竈市長

佐藤 乃



長野県須坂市

須坂市長

三木 正夫



地震編資料5－10 災害時における相互応援に関する協定

塩竈市長と兵庫県養父市

災害時における相互支援に関する協定書

災害時における相互応援協定書

塩竈市 養父市

災害時における相互応援協定書

塩竈市及び養父市は、大規模災害時における相互応援を行うことについて、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 協定は、塩竈市及び養父市（以下「協定市」という。）において災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生し、又は発生するおそれがあるとき、被災地独自では十分な応急措置等ができない場合に、相互応援及び協力が円滑かつ迅速に行われることにより、被害の軽減と住民生活の安定を図ることを目的とする。

(応援の内容)

第2条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 救援、防疫及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (2) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (3) 災害応急措置に必要な車両及び資機材の提供
- (4) 被災者及び避難者の受け入れ
- (5) 一般行政事務の業務継続に係る支援
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

2 前項の応援は、応援を実施する市の過剰な負担にならない範囲内において実施するものとする。

(応援の要請等)

第3条 大規模災害時に応援を要請する協定市は、次の事項を明らかにして文書により要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により応援を要請した後速やかに文書を提出することができるものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援を必要とする物資等の種類及び数量
- (3) 応援を必要とする職員の職種及び人員
- (4) 災害対策本部に集約された被害状況、避難場所情報、ライフライン情報など
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援を必要とする期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に必要とする事項

(応援の実施)

第4条 応援の要請を受けた市は、直ちに必要な応援を実施するものとする。

2 協定市は、締結の相手方が大規模災害時において緊急に応援することが必要であると認められるときは、自主的な判断に基づき必要な応援を行うことができる。

3 自主的な応援を開始した場合は、応援の内容等を相手方に速やかに連絡するものとする。

4 応援の要請を受けた市が応援を実施できない場合は、当該要請をした市に速やかにその旨を連絡しなければならない。

(連絡体制)

第5条 協定市は、あらかじめ相互応援のため連絡体制を定め、災害が発生した場合には、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

(指揮権)

第6条 応援を行う市の職員を派遣するときは、当該派遣された職員は、応援を受ける市の災害対策本部長の指揮に従い行動するものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要する経費は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、原則として応援を受ける市の負担とする。

2 第4条第2項の規定により自主的な判断に基づいて行われた応援に係る経費は、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、応援を行う市の負担とする。

3 前2項の規定によりがたいときは、その都度協定市が協議の上定めるものとする。

(災害補償等)

第8条 応援を受ける市に派遣された職員が、派遣中に死亡し、負傷し、罹患した場合又は派遣後にこれらを原因とする障害が残った場合における当該派遣職員又はその遺族に対する賠償の責務は、応援を行う市が負うものとする。

2 応援を受ける市に派遣された職員が、業務遂行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援を受ける市との往復途中において生じたものを除き、応援を受ける市がその賠償の責務を負うものとする。

(協議等)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項については、協定市がその都度協議の上、定めるものとする。

(その他)

第10条 協定市は、平常時においても教育文化、産業振興、環境保全等の課題を共有し、住民の交流を図るとともに協力関係の構築と相互支援に努めるものとする。

(施行期日)

第11条 この協定は、協定の締結の日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、署名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成25年8月2日

塩竈市長

佐藤



養父市長

広瀬



地震編資料 5-11 災害時における相互応援に関する協定

塩竈市長と岐阜県各務原市長

災害時における相互応援に関する協定書

塩竈市 各務原市

災害時における相互応援に関する協定書

塩竈市と各務原市は、大規模災害時における相互応援について次のとおり協定を締結する。

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、友愛的精神に基づき、塩竈市又は各務原市において大規模な災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生し、被災自治体のみでは十分な救護等の応急措置ができない場合において、塩竈市及び各務原市（以下「協定市」という。）間相互の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、必要な事項をについて定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 応援の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救援及び復旧活動に必要な車両等の提供
- (4) 救援及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアの斡旋
- (6) 前各号に定めるもののほか、要請があった事項

2 前項の応援は、応援を実施する市の過剰な負担にならない範囲内において実施するものとする。

(応援要請の手続)

第3条 協定市は、応援を要請しようとするときは、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により応援を要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援を必要とする食料、飲料水及び生活必需物資の品名・数量
- (3) 応援を必要とする機械、器具及び資材の品名・数量
- (4) 応援を必要とする内容及びその人員
- (5) 応援を必要とする期間
- (6) 応援場所及び応援場所への経路
- (7) 前各号に掲げるもののほか、応援に関する必要な事項

(経費の負担)

第4条 応援に要した経費は、法令その他特別な定めがある場合を除き、原則として当該応援を要請した市の負担とする。

2 前項の規定により難い場合は、その都度協定市が協議の上、決定するものとする。

(連絡体制)

第5条 応援要請の円滑な実施を期するため、協定市はあらかじめ、それぞれ連絡担当部局を定め、相互に通知するものとする。

(災害補償等)

- 第6条 第2条第1項第4号の規定により派遣された職員(以下「派遣職員」という。)に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の定めるところによる。
- 2 派遣職員が業務遂行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援を要請した市との往復途中において生じたものを除き、応援を要請した市がその賠償の責務を負うものとする。

(協議)

- 第7条 この協定の実施に関し、必要な事項及びこの協定に定めのない事項並びにこの協定について疑義が生じたときは、その都度協定市が協議の上、決定するものとする。

(施行期日)

- 第8条 この協定は、協定の締結の日から施行する。

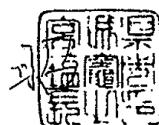
この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、署名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成28年5月9日

宮城県塩竈市旭町1番1号

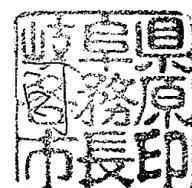
塩竈市長

佐藤



各務原市長

浅野 健



地震編資料 5-12 災害時における相互応援に関する協定

塩竈市長と岩手県花巻市長

災害時相互応援協定書

花巻市

塩竈市



災害時相互応援協定書

花巻市及び塩竈市（以下「協定市」という。）は、相互扶助の精神に基づき、協定市の区域内において災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生し、被災者救護等の実施が十分できない場合において、当該被災者救護等を実施するための相互応援体制について、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水その他の生活物資並びにそれらを提供するために必要な機材の提供
 - (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資、機材の提供
 - (3) 被災者を一時収容するために必要な施設の提供及びあっせん
 - (4) 応援に必要な職員の派遣
 - (5) 災害ボランティアのあっせん
 - (6) 市立学校等における被災児童生徒の受入れ
 - (7) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった応援
- 2 前項の応援は、それぞれの県内における他市町村に対する支援の必要性などを勘案の上、応援を実施する市の過剰な負担にならない範囲内において実施するものとする。

（応援の要請手続）

第2条 応援の要請をする場合は、次に掲げる事項を明らかにして、電話等により連絡をするとともに必要事項を記載した別記様式第1号による文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から3号までに掲げる物資等の品目、規格、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる職員の職種、人数等
- (4) 応援を受ける場所及び当該場所への経路
- (5) 応援を受ける期間
- (6) 前条第5号に掲げるボランティアの人数及び従事内容並びに期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか応援を必要とする事項

(応援の実施)

- 第3条 応援の要請を受けた市は、直ちに必要な応援を実施するものとする。
- 2 協定市は、災害が発生した場合において、応援の要請がないにもかかわらず、収集した情報等から緊急に応援を実施する必要があると認めるときは、自主的な判断に基づき必要な応援を実施するものとする。
- 3 応援の要請を受けた市が応援を実施できない場合は、当該要請をした市に速やかにその旨を連絡しなければならない。

(指揮権)

- 第4条 応援を行う市の職員を派遣するときは、当該派遣された職員は、応援を受ける市の災害対策本部長の指揮に従い行動するものとする。

(応援経費の負担)

- 第5条 応援に要する経費は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、原則として応援を受ける市の負担とする。
- 2 第3条第2項の規定により自主的な判断に基づいて行われた応援に係る経費は、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、応援を行う市の負担とする。
- 3 前2項の規定によりがたいときは、その都度協定市が協議の上定めるものとする。

(災害補償等)

- 第6条 応援を受ける市に派遣された職員が派遣中に負傷し、若しくは疾病にかかった場合若しくはこれらの原因により当該派遣後に障害が残った場合における本人又は派遣中に死亡した場合におけるその遺族に対する賠償の責務は、応援を行う市が負うものとする。
- 2 応援を受ける市に派遣された職員が業務遂行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援を受ける市との往復途中において生じたものを除き、応援を受ける市がその賠償の責務を負うものとする。

(連絡担当部局)

- 第7条 協定市は、必要な災害情報等を相互に提供することにより円滑な応援の運営を図るため、あらかじめ連絡担当部局を別記様式第2号のとおり定めるものとする。

(その他)

第8条 この協定による応援の実施について必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、協定市が協議の上定めるものとする。

(効力の発生)

第9条 この協定は、令和4年3月1日から効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、協定市長それぞれ署名押印の上各1通を保有する。

令和4年3月1日

岩手県花巻市 花巻市長

上田東
佐藤光樹

宮城県塩竈市 塩竈市長



地震編資料 5-13 災害時における相互応援に関する協定

塩竈市長と秋田県大館市長



災害時相互応援協定書

大館市

塩竈市



災害時相互応援協定書

秋田県大館市及び宮城県塩竈市（以下「協定市」という。）は、相互扶助の精神に基づき、協定市の区域内において災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生し、被災者救護等の実施が十分できない場合において、当該被災者救護等を実施するための相互応援体制について、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水その他の生活物資並びにそれらを提供するために必要な機材及び車両の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資、機材及び車両の提供
- (3) 被災者を一時収容するために必要な施設の提供及びあっせん
- (4) 応援に必要な職員の派遣
- (5) 災害ボランティアのあっせん
- (6) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった応援

2 前項の応援は、応援を実施する市の過剰な負担にならない範囲内において実施するものとする。

（応援の要請手続）

第2条 応援の要請をする場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、第7条に規定する連絡担当部局を通じて、電話等により連絡するとともに速やかに別記様式第1号による文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1項第1号から3号までに掲げる応援の実施に必要な物資等の品目、規格、数量等
- (3) 前条第1項第4号に掲げる応援の実施に必要な職員の職種、人数等
- (4) 応援を受ける場所及び当該場所への経路
- (5) 応援を受ける期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか応援を必要とする事項

(応援の実施)

- 第3条 応援の要請を受けた市は、直ちに必要な応援を実施するものとする。
- 2 協定市は、災害が発生した場合において、応援の要請がないにもかかわらず、収集した情報等から緊急に応援を実施する必要があると認めるときは、自主的な判断に基づき必要な応援を実施するものとする。
- 3 応援の要請を受けた市が応援を実施できない場合は、当該要請をした市に速やかにその旨を連絡しなければならない。

(指揮権)

- 第4条 応援を行う市の職員を派遣するときは、当該派遣された職員は、応援を受ける市の災害対策本部長の指揮に従い行動するものとする。

(応援経費の負担)

- 第5条 応援に要する経費は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、原則として応援を受ける市の負担とする。
- 2 応援要請市が、前項に規定する経費を支出するいとまがなく、かつ、応援要請市から求めがあった場合には、応援を行う市が当該経費を一時的に立替支出するものとする。
- 3 第3条第2項の規定により自主的な判断に基づいて行われた応援に係る経費は、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、応援を行う市の負担とする。
- 4 前3項の規定によりがたいときは、その都度協定市が協議の上定めるものとする。

(災害補償等)

- 第6条 応援を受ける市に派遣された職員が派遣中に負傷し、若しくは疾病にかかった場合若しくはこれらの原因により当該派遣後に障害が残った場合における本人又は派遣中に死亡した場合におけるその遺族に対する賠償の責務は、応援を行う市が負うものとする。
- 2 応援を受ける市に派遣された職員が業務遂行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援を受ける市との往復途中において生じたものを除き、応援を受ける市がその賠償の責務を負うものとする。

(連絡担当部局)

- 第7条 協定市は、必要な災害情報等を相互に提供することにより円滑な応援の運営を図るため、あらかじめ別記様式第2号のとおり連絡担当部局を定めるものとする。

(資料等の交換)

第8条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な資料等を相互に交換するものとする。

(その他)

第9条 この協定による応援の実施について必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、協定市が協議の上定めるものとする。

(効力の発生)

第10条 この協定は、令和4年3月23日から効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、協定市長それぞれ署名押印の上各1通を保有する。

令和4年3月23日

秋田県大館市長

宮城県塩竈市長

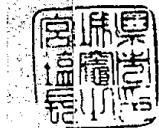
秋田県大館市長
宮城県塩竈市長

地震編資料 5-14 災害時における相互応援に関する協定

塩竈市長と青森県三沢市長



災害時相互応援協定書



三沢市

塩竈市

災害時相互応援協定書

青森県三沢市及び宮城県塩竈市（以下「協定市」という。）は、相互扶助の精神に基づき、協定市の区域内において災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生し、被災者救護等の実施が十分できない場合において、当該被災者救護等を実施するための相互応援体制について、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水その他の生活物資並びにそれらを提供するために必要な機材及び車両の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資、機材及び車両の提供
- (3) 被災者を一時収容するために必要な施設の提供及びあっせん
- (4) 応援に必要な職員の派遣
- (5) 災害ボランティアのあっせん
- (6) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった応援

2 前項の応援は、応援を実施する市の過剰な負担にならない範囲内において実施するものとする。

（応援の要請手続）

第2条 応援の要請をする場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、第7条に規定する連絡担当部局を通じて、電話等により連絡するとともに速やかに別記様式第1号による文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1項第1号から3号までに掲げる応援の実施に必要な物資等の品目、規格、数量等
- (3) 前条第1項第4号に掲げる応援の実施に必要な職員の職種、人数等
- (4) 応援を受ける場所及び当該場所への経路

(5) 応援を受ける期間

(6) 前各号に掲げるもののほか応援を必要とする事項

(応援の実施)

第3条 応援の要請を受けた市は、直ちに必要な応援を実施するものとする。

- 2 協定市は、災害が発生した場合において、応援の要請がないにもかかわらず、収集した情報等から緊急に応援を実施する必要があると認めるときは、自主的な判断に基づき必要な応援を実施するものとする。
- 3 応援の要請を受けた市が応援を実施できない場合は、当該要請をした市に速やかにその旨を連絡しなければならない。

(指揮権)

第4条 応援を行う市の職員を派遣するときは、当該派遣された職員は、応援を受ける市の災害対策本部長の指揮に従い行動するものとする。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要する経費は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、原則として応援を受ける市の負担とする。

- 2 応援要請市が、前項に規定する経費を支出するいとまがなく、かつ、応援要請市から求めがあった場合には、応援を行う市が当該経費を一時的に立替支出するものとする。
- 3 第3条第2項の規定により自主的な判断に基づいて行われた応援に係る経費は、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、応援を行う市の負担とする。
- 4 前3項の規定によりがたいときは、その都度協定市が協議の上定めるものとする。

(災害補償等)

第6条 応援を受ける市に派遣された職員が派遣中に負傷し、若しくは疾病にかかった場合若しくはこれらの原因により当該派遣後に障害が残った場合における本人又は派遣中に死亡した場合におけるその遺族に対する賠償の責務は、応援を行う市が負うものとする。

2 応援を受ける市に派遣された職員が業務遂行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援を受ける市との往復途中において生じたものを除き、応援を受ける市がその賠償の責務を負うものとする。

(連絡担当部局)

第7条 協定市は、必要な災害情報等を相互に提供することにより円滑な応援の運営を図るため、あらかじめ別記様式第2号のとおり連絡担当部局を定めるものとする。

(資料等の交換)

第8条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な資料等を相互に交換するものとする。

(その他)

第9条 この協定による応援の実施について必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、協定市が協議の上定めるものとする。

(効力の発生)

第10条 この協定は、令和4年8月25日から効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、協定市長それぞれ署名押印の上各1通を保有する。

令和4年8月25日

青森県三沢市長

小樽山吉
青森県三沢市長印

宮城県塩竈市長

山藤光洋
宮城県塩竈市長印

別記様式第1号

第 号
年 月 日

様

市長
(連絡担当部局)

災害発生による応援要請について

災害時における相互応援に関する協定書第2条に基づき、次のとおり応援の要請をいたします。

項目	内容
被害状況	
物資等の品目、規格、数量等	
応援をする職種・人員数	
応援場所及び到達経路	
応援を受ける期間	
ボランティアの人数及び従事内容・期間	
その他必要な事項	

別記様式第2号

災害時連絡担当部課室

(市)

部課室名			
連絡担当者	責任者	() 課・室長	
	副責任者		
連絡先電話番号	勤務時間内	責任者 TEL FAX	
		副責任者 TEL FAX	
	勤務時間外	責任者 TEL FAX	
		副責任者 TEL FAX	
備 考			